人権問題に関する市民意識調査 【報告書】

令和4(2022)年3月

豊後大野市

豊後大野市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例 平成17年7月19日

条例第 279 号

改正 平成 30 年 9 月 28 日条例第 37 号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消に関する基本理念等を定める部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念に基づき、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめ、あらゆる差別(以下「差別」という。)の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国、他の地方公共団体及び関係団体との連携を図り、 教育、啓発及びそれらに必要な施策の推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(実態調査)

第4条 市は、第2条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じて実態調査 等を行うものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実を図るよう努めるものと する。

(審議会)

- 第6条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策の推進に関する事項を審議するため に、豊後大野市差別撤廃・人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 前項の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 9 月 28 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

はじめに

平素より、本市の人権行政につきまして、格別なご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

お互いの人権が尊重された平和で豊かな社会の実現は私たちの願いであり、あらゆる地域において、多様性を認め、一人ひとりがかけがえのない存在として認められる社会を築くべく、努力が重ねられています。

しかし、SNS等インターネット上での誹謗中傷、子どもたちへの虐待、いじめ、新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別等、人権侵害の報道は後を絶ちません。

本市では、「豊後大野市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」及び「豊後大野市人権教育・啓発基本計画」に基づき、「市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしている、真に住みよい社会の実現」を目指して、様々な取組を推進しています。

その取組の一つとして、「人権問題に関する市民意識調査」を実施し、その結果を本報告書にとりまとめました。

「持続可能な豊後大野市づくり」に向けて、市政推進の柱として掲げた6つの政策目標の一つである「豊かな心と学ぶ意欲を育むまち」を目指すとともに、この調査結果を貴重な基礎資料として活用し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすよう主体的に取り組んでまいります。

結びに、この調査にご協力いただきました市民の皆様と、「人権問題に関する市民意識調査」 検討委員の皆様に深く感謝いたしますとともに、人権教育・啓発の推進につきまして、市民、 団体、企業、関係者の皆様方には、今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

令和4(2022)年3月

豊後大野市長 川 野 文 敏

目 次

第	1	部		調了	室の概要	1
	1	Ē	調	査の	目的	1
	2	Ē	調	査の	対象	1
	3	Ē	調	査の	內容	1
	4	Ē	調	査の)方法	1
	5	Ē	調	査の	期間	1
	6		口口	仅結	果	1
	7	_	そ(の他	<u></u>	2
	8		٢	人権	問題に関する市民意識調査」検討委員及び検討委員会開催状況	2
第	2	部		調査	査結果の分析	3
	問	1			たの性別は	
	問	2	č	あな	たの年齢は	3
	問	3	č	あな	たの身の回りでは、一般的に男女平等が実現していると思いますか。	4
	問	4	-	女性	Eの人権上、問題があると思われるのはどのようなことですか。10	0
	問	5	ž	洁娟	、家庭、出産、子育てについて、あなたのお考えに近いのはどれでしょうか。1:	2
	問	6			と、女性が社会のあらゆる分野で平等に活躍するために、早急に取り組んでほしいものは *すか。	
	問	7			- 7~。 P子どもがおかれている状況をどう感じているか。	
	問				「もの人権上、問題があると思われるのはどのようなことですか。	
	問				fの子どもが虐待を受けている事実を知った場合、あなたはどのような行動をとると思い	
	11-1				- か。	
	問	10)	今の	D高齢者がおかれている状況をどう感じているか。	0
	問	11		高幽	。 除者が生活していく上で、どのようなことが不便・支障になると考えられますか。3。	4
	問	12)	今日	D障がい者の人権は保障されていると思いますか。30	6
	問	13	}	あれ	なたが、障がい者の人権上、問題があると思われるのはどのようなことですか。40	0
	問	14		あれ	なたが部落差別問題(同和問題)や被差別地区(同和地区)があることをはじめて知っ	
			7	たの)はどのようにしてですか。42	2
	問	15			なたは、これまでに学校・職場・地域などで、部落差別問題(同和問題)についての学	
					·受けたことがありますか。4	
					生、部落差別問題(同和問題)が起こっている場面はどのようなときでしょうか。46	
	問	17			なたの家族の一人が被差別地区(同和地区)出身の人と結婚するという話があったとき ************************************	
	BB.	10			`う考えるでしょうか。4' エもなお部落差別問題(同和問題)が存在するのは、なぜだと思いますか。4'	
		18			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	问	19			なたは、被差別地区(同和地区)の人たちに対する差別意識や就職差別を、将来なくす ができると思いますか。50	
	問	20			客差別問題(同和問題)をなくす方法について、次のアからオのような意見がありま あなたはどう思いますか。	2
	問	21			後大野市では、学校で「人権・部落差別解消教育(同和教育)」が行われていますが、あ はどのようなお考えですか。	
	問	22			本の国際化が進む中、外国人との交流が盛んになることを、どう思いますか。6.	
					本に住む外国人の人権を守るために次のような意見がありますが、あなたはどのように	
	٠	-			*ますか。	
	問	24			し、あなたの職場や地域でハンセン病の元患者がいるとわかったら、あなたはどうしま ・。	2
	問	25			し、あなたの友人がHIV (エイズウイルス) 感染者と知った場合、どんな接し方をし	

	ますか。	74
問 26	あなたは、インターネットによる人権侵害に関することで、現在、どのような人権問題だあると思いますか。	
問 27		。 F 小
間 28		
問 29		
HJ 20	はどれですか。(〇は1つだけ)	
問 30	あなたは最近(2、3年)ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。	
問 31	現在、大分県や豊後大野市では、さまざまな人権啓発活動を実施しています。あなたはこ	_
	のような啓発活動についてどの程度参加したことがありますか。	.90
問 32	あなたが、人権問題の講演会や研修会に参加されたきっかけは何ですか。	.96
問 33	次のアからオの項目について、あなたは見聞きしたことがありますか。	98
問 34	下記の中の人権問題で関心のあるものについて選んでください。	108
問 35	あなたは、人権のたいせつさを多くの人に知ってもらうには、どんな方法が効果的だと原	
	いますか。	110
問 36	2016 年(平成 28 年) に差別の解消を目的とした3つの法律が施行されました。あなたは、次の法律について知っていますか。	112
第3部	調査結果のまとめと課題	
	m性n人権について	
	子どもの人権について	
	らいて	
	章がい者の人権について	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ト国人の人権について	
8 核	美々な人権について	122
9	、権全般について	123
第4部	年代別自由回答集	125
第5部	単純集計表	135
第6部	参考資料	151

第 1 部

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、市民の様々な人権問題に関する意識の現状を把握・分析し、過去の調査との対比も含め、 今後の人権教育・啓発に関する施策のあり方や方向性等を考える基礎資料として活用することを目的 に実施しました。

2 調査の対象

令和3年6月30日現在の豊後大野市民のうち、18歳以上の中から性別、年代別、地域別に人口構成比率に合わせて1,200人を無作為に抽出しました。

3 調査の内容

第6部参考資料に「人権問題に関する市民意識調査」調査票を掲載しています。

4 調査の方法

郵送による配布、回収。

5 調査の期間

令和3年7月30日(金)~令和3年8月31日(火)まで。

6 回収結果

調査票は 1,200 通配布し、648 通の返信がありました。調査票のうち 4 通があて先不明により不到達だったため、実質 1,196 通の配布となります。回収率は、54.2%でした。

【内訳】

[
年代・性	生別	配布数	不到達数	回収数	回収率(%)	年代別 回収率(%)
10・20 歳代	男性	58		13	22.4	97.0
10・20 成八	女性	53		17	32.1	27.0
30 歳代	男性	57		11	19.3	32.7
30 成八	女性	56		26	46.4	
40 歳代	男性	71	2	31	44.9	5 0.0
40 成八	女性	71		43	60.6	52.9
50 歳代	男性	69		35	50.7	2 9.0
50 成八	女性	71		40	56.3	53.6
60 歳代	男性	105		49	46.7	58.9
60 成八	女性	109		77	70.6	96.9
70 歳以上	男性	192	1	108	56.5	60.3
70 成丛上	女性	288	1	180	62.7	
男性か女性か答えることに抵 抗を感じる		-	-	6	-	-
無回答		-	-	11	-	-
男性	計	552	3	247	45.0	
女性	計	648	1	384	59.4	-
合	計	1,200	4	648	54.2	

※回収数の「女性 計」と年代別の女性数を足しても数が一致しないのは、女性で年齢の無回答者がいるためです。

7 その他

- ●回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ●複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ●図表において、「n」は回答者数です。
- ●図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ●図表中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- ●性年齢別集計は、性別・年齢いずれにも回答がある場合のみ集計しています。それにより、性年齢別集計と性別合計が同じにならない場合があります。
- ●令和3年8月13日に対象者全員にご協力いただいたお礼のハガキを出し、まだ回答されていない方については返信の再依頼を行いました。

8 「人権問題に関する市民意識調査」検討委員及び検討委員会開催状況

【検討委員】

氏 名	所 属	備考
安 藤 恒 美	豊後大野市人権問題研修講師	委員 (座長)
三 宮 信 雄	豊後大野市人権問題研修講師	委員
足 立 完 治	豊後大野市人権問題研修講師	委員
神田幸子	豊後大野市人権問題研修講師	委員
園 田 暢 子	豊後大野市人権問題研修講師	委員

【検討委員会開催状況】

第1回検討委員会 調査項目の検討 令和3年4月26日

・ 第2回検討委員会 調査項目の検討及び決定 令和3年5月21日

第3回検討委員会 調査結果の分析 令和3年10月15日

第4回検討委員会 調査結果の分析 令和3年11月15日

第5回検討委員会 調査結果の分析 令和3年12月20日

第6回検討委員会 調査結果の分析・まとめ 令和4年1月17日

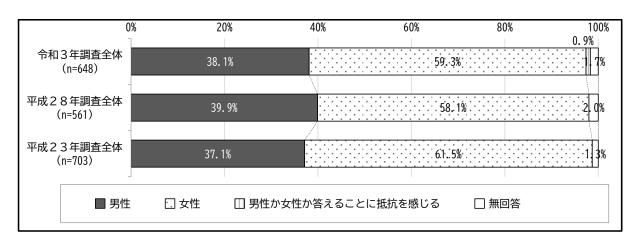
第 2 部

調査結果の分析

問1 あなたの性別は

男女別の回答率は、「男性」が 38.1%、「女性」が 59.3%となっており、男性に比べ女性の回答者の割合が高くなっています。

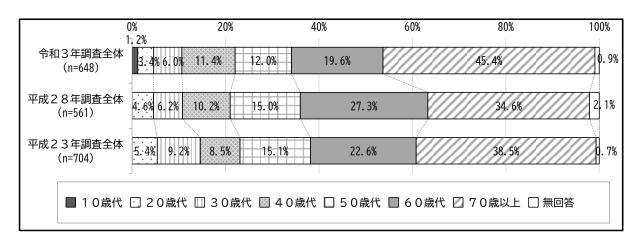
前回(平成28年)調査と比べると、男性は減少し、女性は増加していますが、3回の調査とも女性の回答者の割合が高くなっています。



問2 あなたの年齢は(7月1日現在の満年齢で)

年代別の回答率は、「70歳以上」(45.4%)の割合が最も高く、次いで「60歳代」(19.6%)、「50歳代」(12.0%)となっています。

前回(平成28年)調査と比べると、「70歳以上」と回答した人の割合が増加しており、30歳以下の割合が減少傾向にあります。



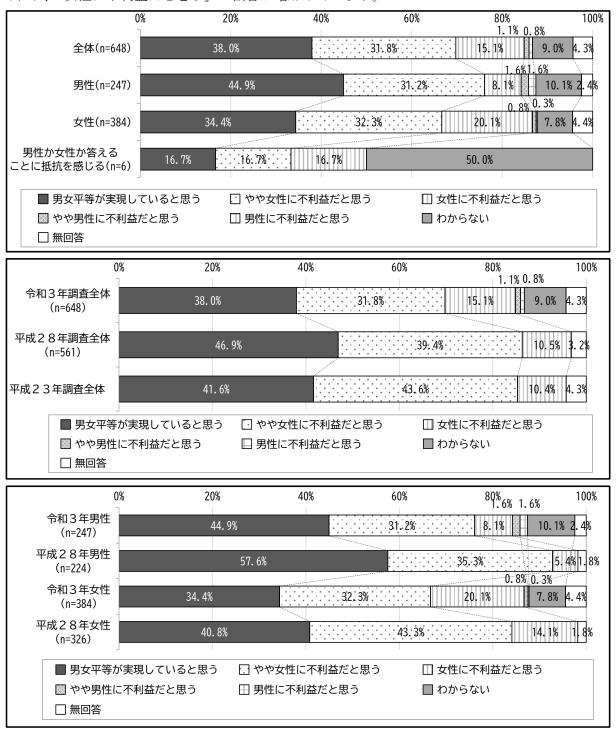
問3 あなたの身の回りでは、一般的に男女平等が実現していると思いますか。(Oは1つだけ)

ア 家庭では、どうだと思いますか

家庭での男女平等の実現状況は、全体でみると「男女平等が実現していると思う」(38.0%)の割合が最も高く、次いで「やや女性に不利益だと思う」(31.8%)、「女性に不利益だと思う」(15.1%)となっています。

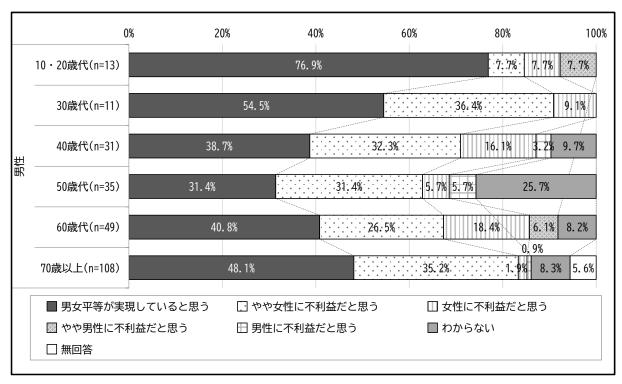
性別でみると、男性では「男女平等が実現していると思う」の割合が女性より高く、女性では「女性に不利益だと思う」の割合が男性より高くなっています。

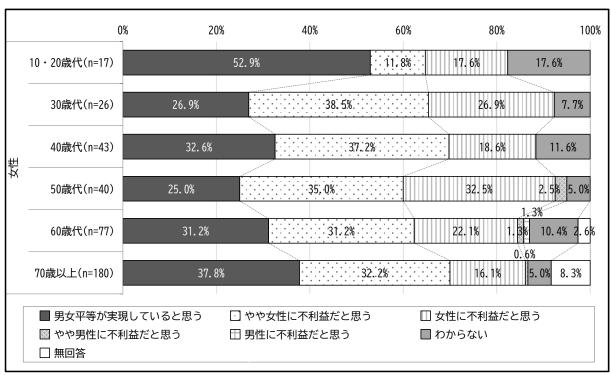
前回(平成28年)調査と比べると、男女ともに「男女平等が実現していると思う」の割合が減少しており、「女性に不利益だと思う」の割合が増加しています。



性年齢別でみると、男性では 10・20 歳代から 50 歳代まで年齢が高くなるにつれ、「男女平等が実現していると思う」の割合が低くなっており「50 歳代」では 31.4%となっています。

女性では 30 歳代以上で「男女平等が実現していると思う」よりも「やや女性に不利益だと思う」の 割合が高くなっており、特に 50 歳代では「女性に不利益だと思う」の割合が 32.5%と高くなってい ます。





問3 あなたの身の回りでは、一般的に男女平等が実現していると思いますか。(〇は1つだけ)

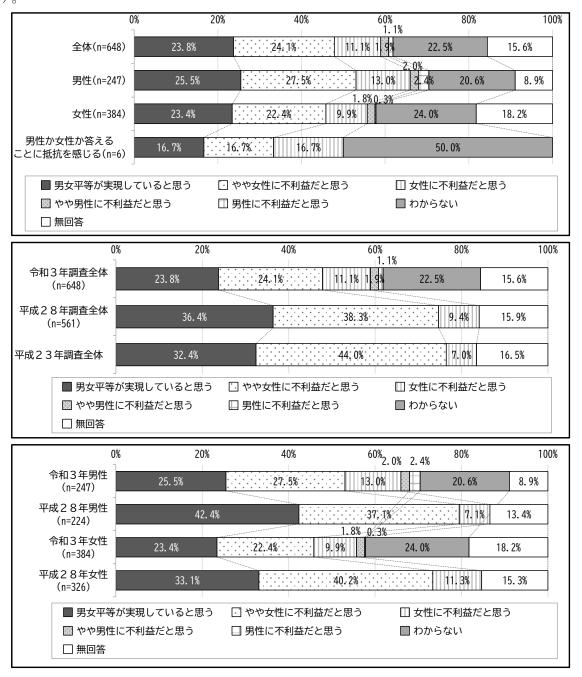
イ 職場では、どうだと思いますか

職場での男女平等の実現状況は、全体でみると「やや女性に不利益だと思う」(24.1%)の割合が最も高く、次いで「男女平等が実現していると思う」(23.8%)、「わからない」(22.5%)となっています。

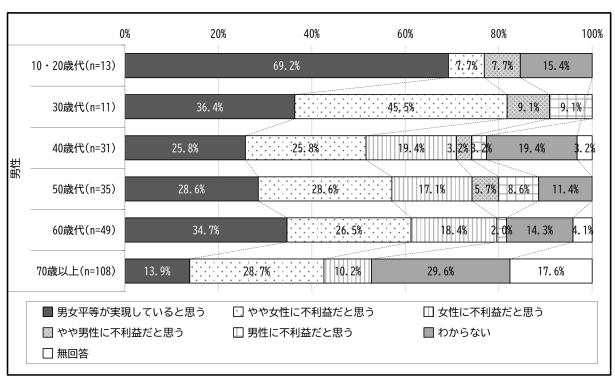
性別でみると、男性では「女性に不利益だと思う」の割合が女性より高く、女性では「わからない」の割合が男性より高くなっています。

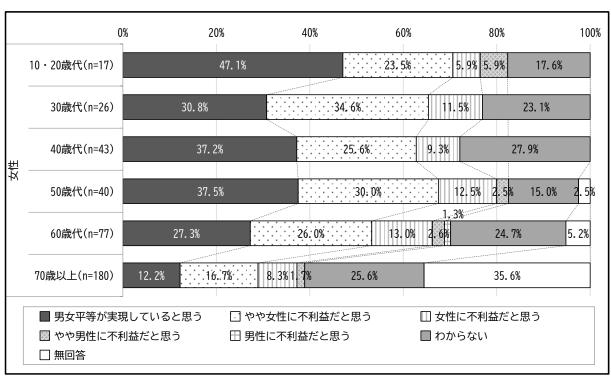
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、全体では調査する度に「女性に不利益だと思う」の割合が増加しています。

前回(平成28年)調査と比べると、男女共に「男女平等が実現していると思う」の割合が減少しています。また、男性では「女性に不利益だと思う」の割合が増加していますが、女性では減少しています。



性年齢別でみると、男女共に 60 歳代までは「男女平等が実現していると思う」の割合が 30%近く、またはそれ以上となっていますが、70 歳以上では 10%台と低くなっています。





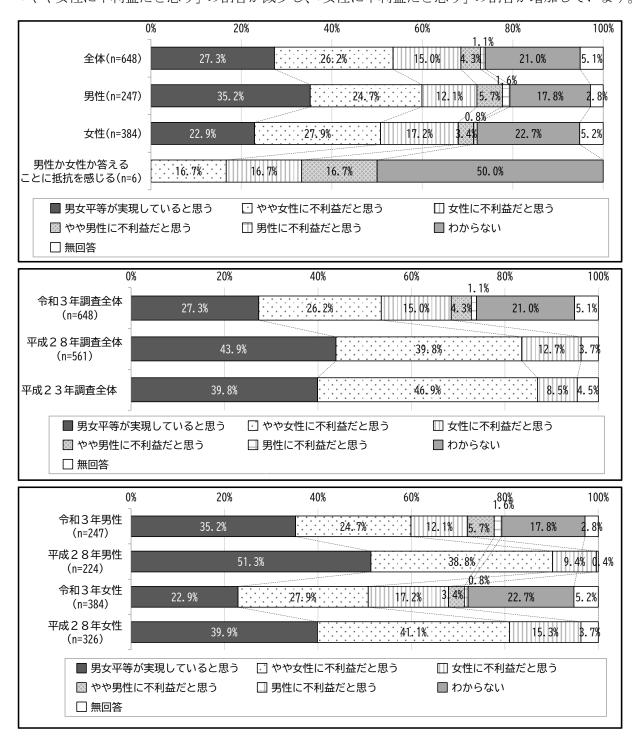
問3 あなたの身の回りでは、一般的に男女平等が実現していると思いますか。(〇は1つだけ)

ウ 地域生活(自治会活動など)では、どうだと思いますか

地域生活での男女平等の実現状況は、全体でみると「男女平等が実現していると思う」(27.3%)の割合が最も高く、次いで「やや女性に不利益だと思う」(26.2%)、「わからない」(21.0%)となっています。

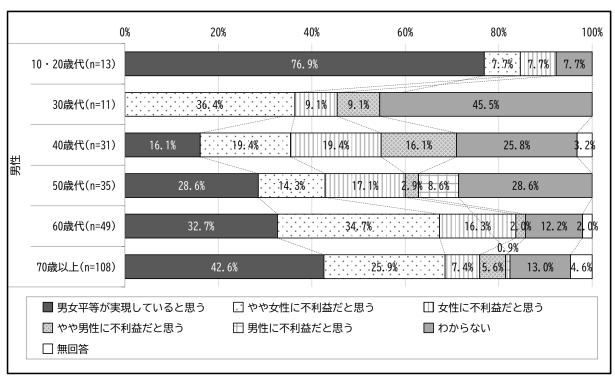
性別でみると、男性では「男女平等が実現していると思う」の割合が女性より高く、女性では「女性に不利益だと思う」の割合が男性より高くなっています。

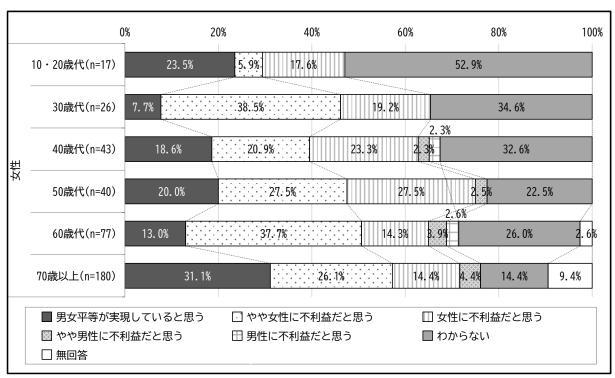
前回(平成28年)調査、前々回(平成23年)調査と比べると、「男女平等が実現していると思う」「やや女性に不利益だと思う」の割合が減少し、「女性に不利益だと思う」の割合が増加しています。



性年齢別でみると、男女共に30歳代から「男女平等が実現していると思う」よりも「やや女性に不利益だと思う」「女性に不利益だと思う」を合わせた割合の方が高くなっていますが、特に男性の60歳代では51.0%、女性の30歳代では57.7%と他の年代よりも高くなっています。

また、男性では30歳代、40歳代の「やや男性に不利益だと思う」、50歳代の「男性に不利益だと思う」の割合が女性よりも高くなっています。

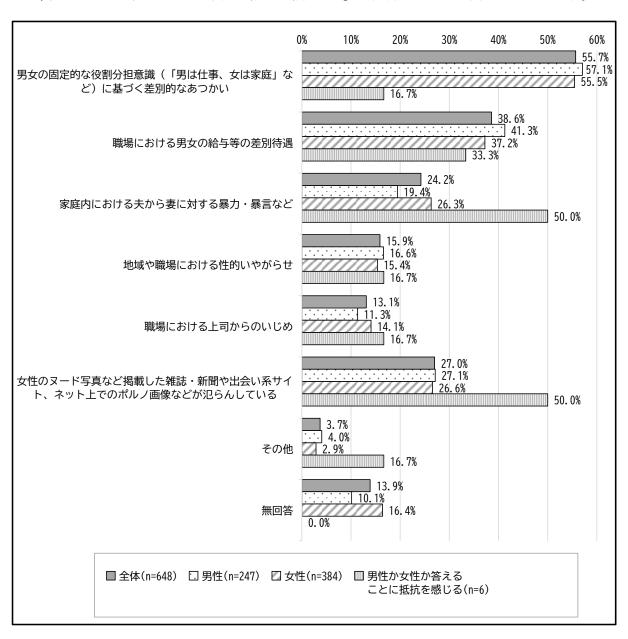




問4 女性の人権上、問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

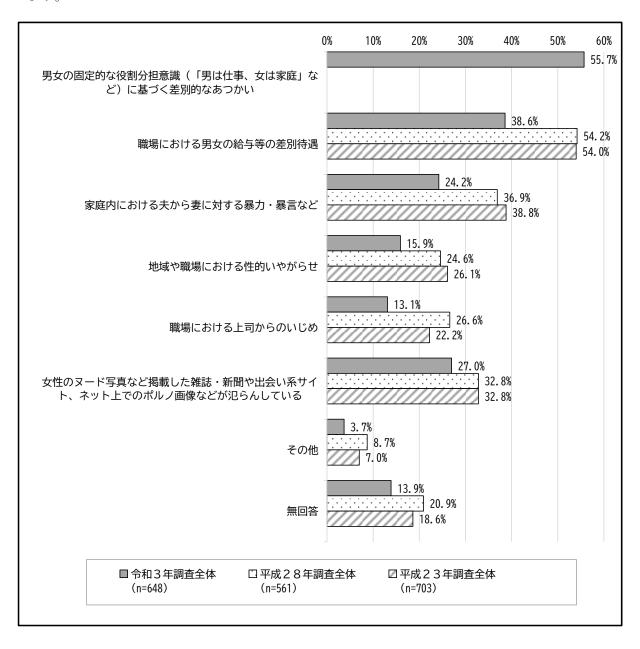
女性の人権上、問題があると思われることについては、全体でみると「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的なあつかい」(55.7%)の割合が最も高く、次いで「職場における男女の給与等の差別待遇」(38.6%)、「女性のヌード写真など掲載した雑誌・新聞や出会い系サイト、ネット上でのポルノ画像などが氾らんしている」(27.0%)となっています。

性別でみると、男性では「職場における男女の給与等の差別待遇」の割合が女性より高く、女性では「家庭内における夫から妻に対する暴力・暴言など」の割合が男性より高くなっています。



前回(平成28年)調査、前々回(平成23年)調査との比較については、「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)に基づく差別的なあつかい」という選択肢が前回調査までは入っていなかったため、参考程度となります。

全体的に前回までの調査の割合よりも低くなっていますが、特に「職場における男女の給与等の差別待遇」の割合が前回までの調査では50%を超えているのに対し、今回の調査では38.6%となっています。



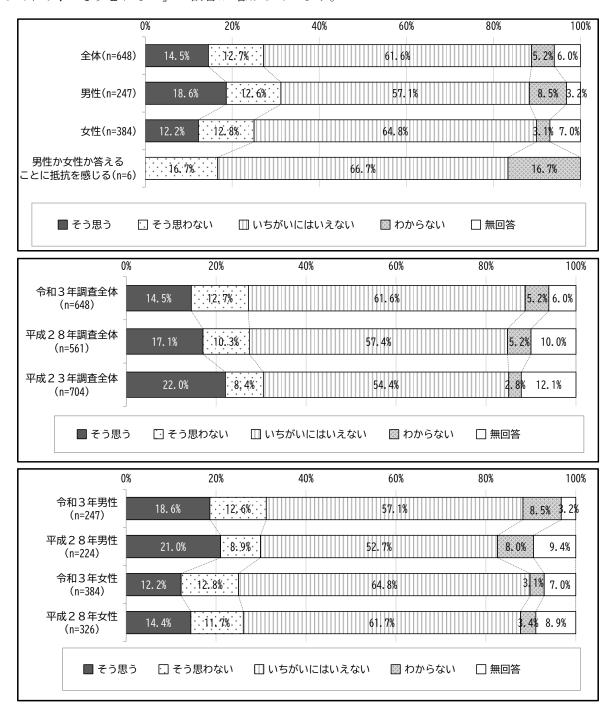
問5 結婚、家庭、出産、子育てについて、あなたのお考えに近いのはどれでしょうか。 (〇は1つだけ)

ア 女性は結婚する方が幸せになれる

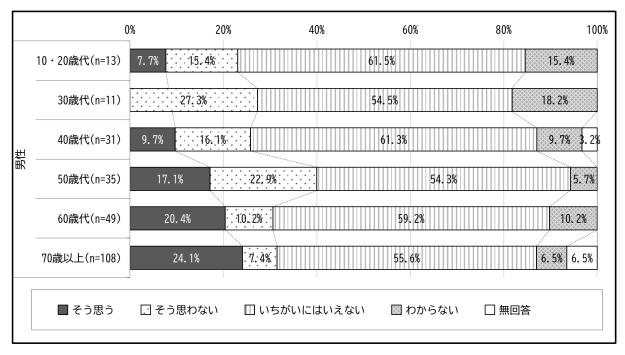
女性は結婚する方が幸せになれるという考えについては、全体でみると「いちがいにはいえない」 (61.6%) の割合が最も高く、次いで「そう思う」(14.5%)、「そう思わない」(12.7%) となっています。

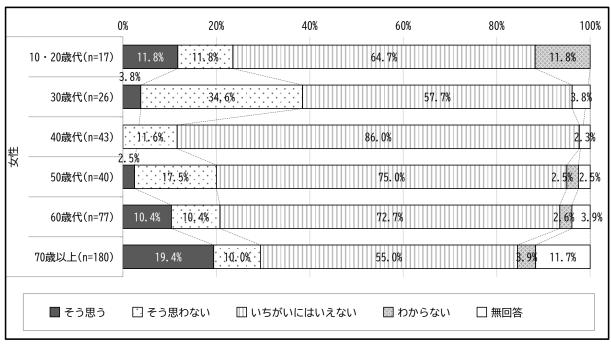
性別でみると、男性では「そう思う」の割合が女性より高く、女性では「いちがいにはいえない」 の割合が男性より高くなっています。

前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「そう思う」の割合が減少しており、「そう思わない」の割合が増加しています。



性年齢別でみると、男女ともに「いちがいにはいえない」の割合が高くなっていますが、男性ではどの年代も50%から60%で推移しているのに対し、女性では30歳代と70歳以上以外はどの年代も60%を超えています。特に女性の40歳代では86.0%と他の女性の年代と比べても高くなっています。また、女性の30歳代では「そう思わない」の割合が34.6%と他と比べて高くなっています。



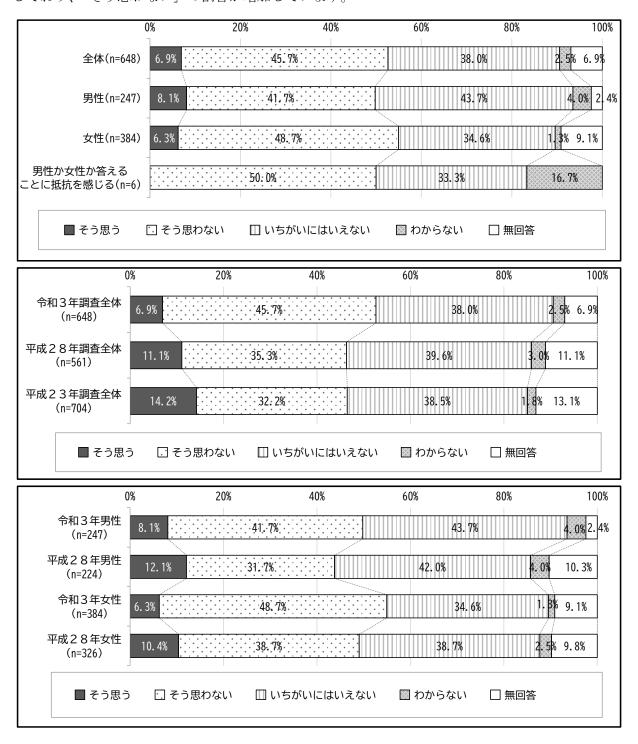


問5 結婚、家庭、出産、子育てについて、あなたのお考えに近いのはどれでしょうか。 (〇は1つだけ)

イ 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

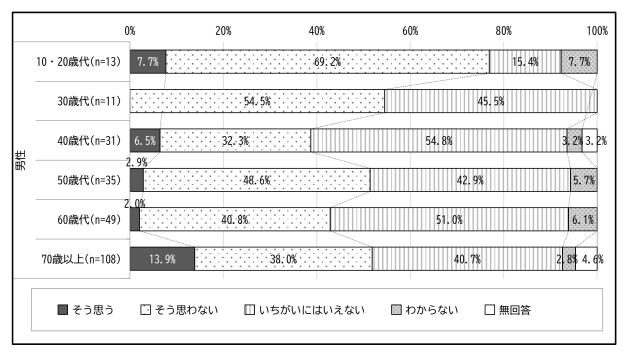
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考えについては、全体でみると「そう思わない」(45.7%) の割合が最も高く、次いで「いちがいにはいえない」(38.0%)、「そう思う」(6.9%)となっています。 性別でみると、男性では「そう思う」、「いちがいにはいえない」の割合が女性より高く、女性では「そう思わない」の割合が男性より高くなっています。

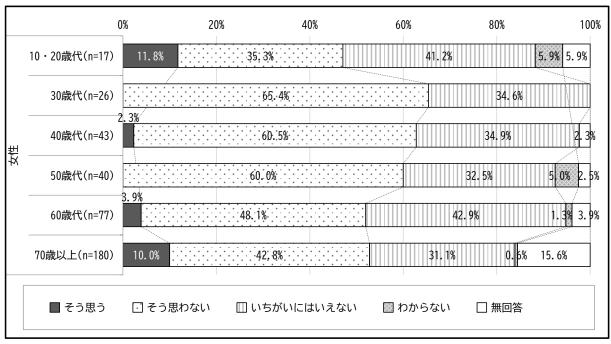
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「そう思う」の割合が減少しており、「そう思わない」の割合が増加しています。



性年齢別でみると、男性の 40 歳代、60 歳代では「いちがいにはいえない」の割合が 50%を超えて高くなっています。

女性では 10・20 歳代以外のどの年代も「そう思わない」の割合が高くなっており、特に 30 歳代から 50 歳代では 60%を超えて高くなっています。





問5 結婚、家庭、出産、子育てについて、あなたのお考えに近いのはどれでしょうか。 (〇は1つだけ)

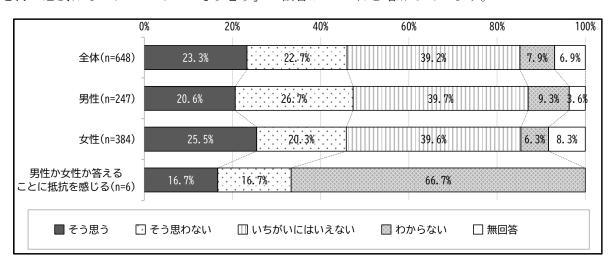
ウ 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない

結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はないという考えについては、全体でみると「いちがいにはいえない」(39.2%)の割合が最も高く、次いで「そう思う」(23.3%)、「そう思わない」(22.7%)となっています。

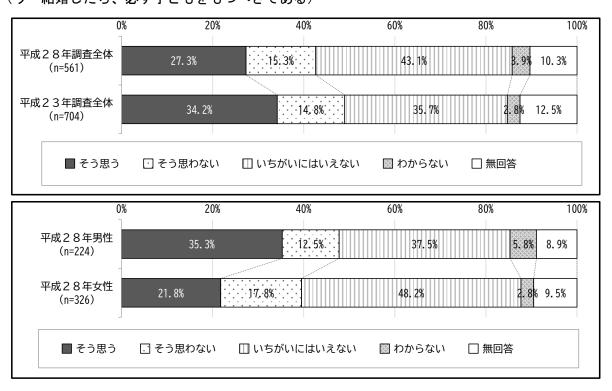
性別でみると、男性では「そう思わない」の割合が女性より高く、女性では「そう思う」の割合が 男性より高くなっています。

前回までの調査設問とは文言が異なる設問のため、参考程度となります。

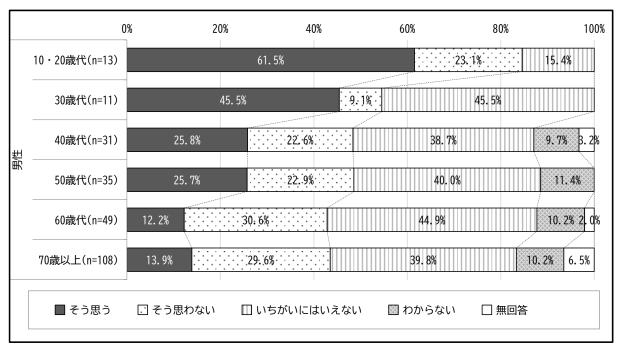
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査の設問:結婚したら、子どもをもつべきであるについて、「そう思わない」の割合が15.3%だったのに対し、今回調査の設問:結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はないについての「そう思う」の割合が23.3%と増加しています。

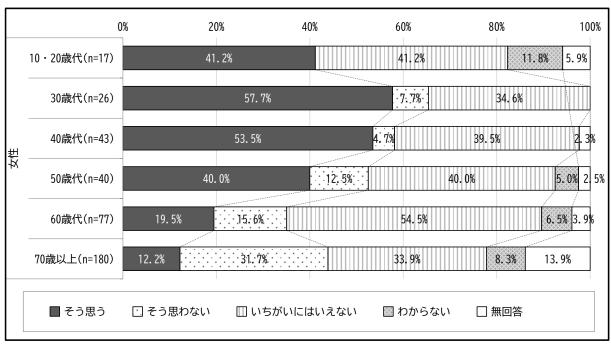


(ウ 結婚したら、必ず子どもをもつべきである)



性年齢別でみると、男女ともに年齢が高くなるにつれ、「そう思う」の割合が低くなっています。 男性の30歳代まで、女性の40歳代までは「そう思う」の割合が高くなっていますが、男性の60歳 代以上、女性の70歳以上では「そう思う」の割合よりも「そう思わない」の割合が高くなっています。





問5 結婚、家庭、出産、子育てについて、あなたのお考えに近いのはどれでしょうか。 (〇は1つだけ)

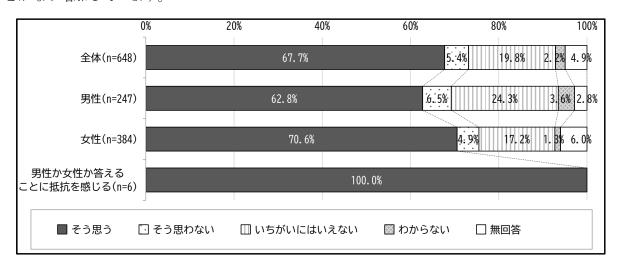
エ 家事・育児は夫婦で分担したほうがよい

家事・育児は夫婦で分担したほうがよいという考えについては、全体でみると「そう思う」(67.7%) の割合が最も高く、次いで「いちがいにはいえない」(19.8%)、「そう思わない」(5.4%) となっています。

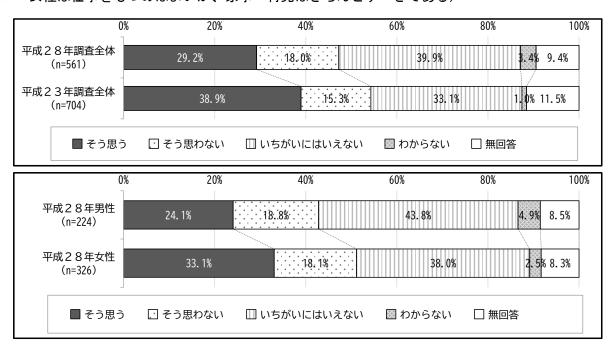
性別でみると、男性では「そう思わない」、「いちがいにはいえない」の割合が女性より高く、女性では「そう思う」の割合が男性より高くなっています。

前回までの調査設問とは文言が異なる設問のため、参考程度となります。

前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査の設問:女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児はきちんとすべきであるについて、「そう思う」の割合が高く、「そう思わない」の割合は20%以下だったのに対し、今回調査の設問:家事・育児は夫婦で分担したほうがよいでは「そう思う」の割合は67.7%とかなり増加しています。

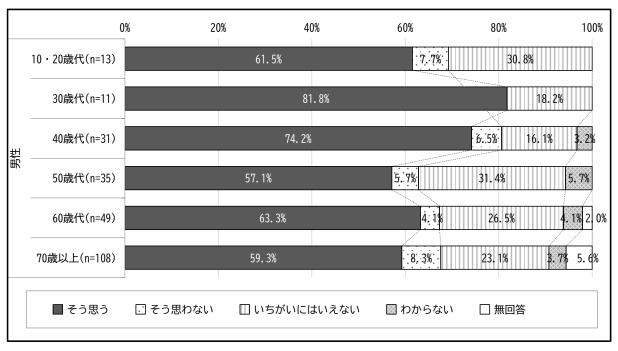


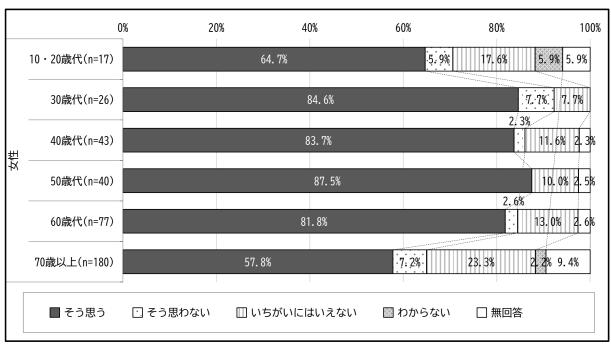
(エ 女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである)



性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「そう思う」の割合が高くなっていますが、80%を超えている年代が男性では30歳代だけなのに対し、女性では30歳代から60歳代までの年代で80%を超えて高くなっています。

また、60歳代までの男性では「いちがいにはいえない」の割合が女性の割合よりも高くなっています。

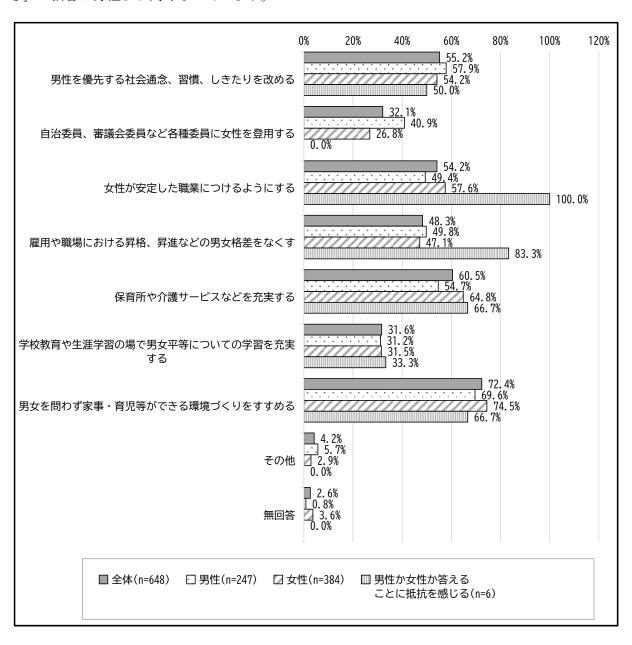




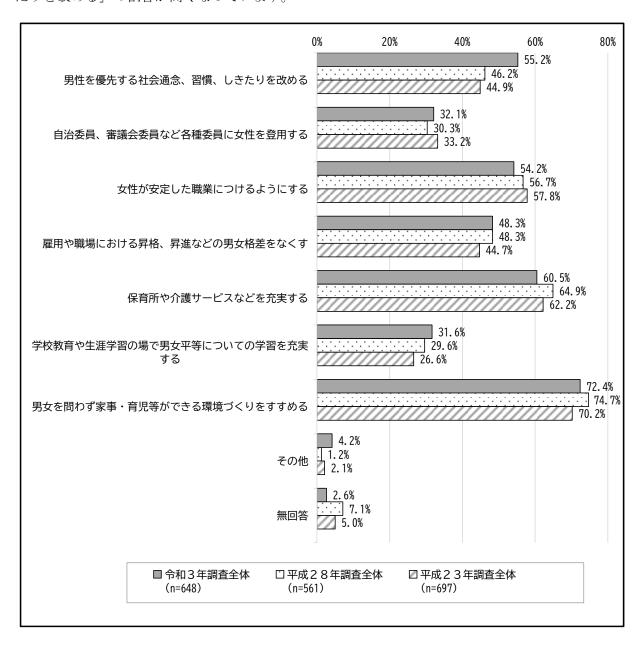
問6 今後、女性が社会のあらゆる分野で平等に活躍するために、早急に取り組んでほしいものは何で すか。(〇は4つ)

今後、女性が社会のあらゆる分野で平等に活躍するために、早急に取り組んでほしいものについては、全体でみると「男女を問わず家事・育児等ができる環境づくりをすすめる」(72.4%)の割合が最も高く、次いで「保育所や介護サービスなどを充実する」(60.5%)、「男性を優先する社会通念、習慣、しきたりを改める」(55.2%)となっています。

性別でみると、男性では「自治委員、審議会委員など各種委員に女性を登用する」の割合が女性より高く、女性では「女性が安定した職業につけるようにする」、「保育所や介護サービスなどを充実する」の割合が男性より高くなっています。



前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、「男性を優先する社会通念、習慣、しきたりを改める」の割合が高くなっています。



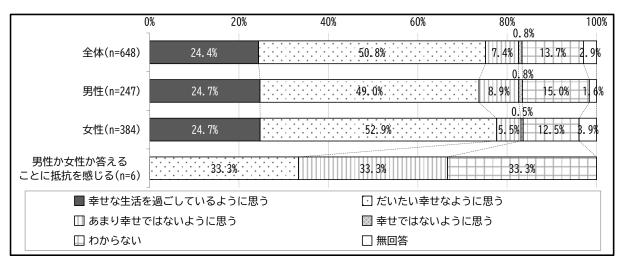
問7 今の子どもがおかれている状況をどう感じているか。(〇は1つだけ)

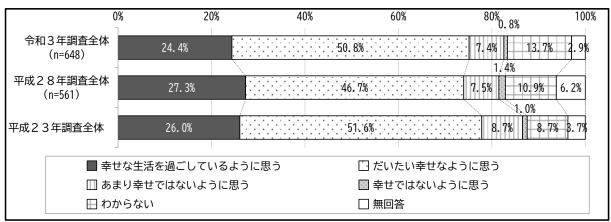
(1) 家庭の中では、どうだと思いますか。

家庭の中で、今の子どもがおかれている状況については、全体でみると「だいたい幸せなように思う」(50.8%)の割合が最も高く、次いで「幸せな生活を過ごしているように思う」(24.4%)、「わからない」(13.7%)となっています。

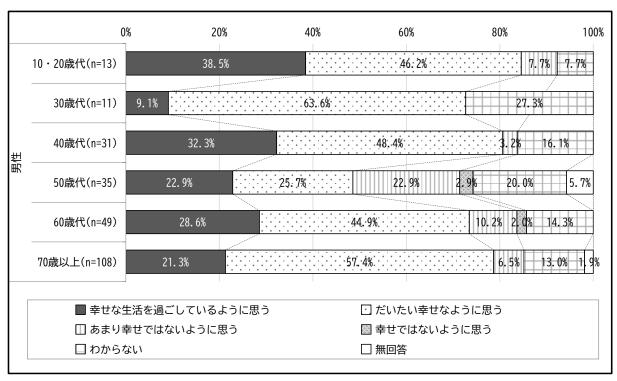
性別でみると、男性では「あまり幸せではないように思う」、「わからない」の割合が女性より高く、女性では「だいたい幸せなように思う」の割合が男性より高くなっています。

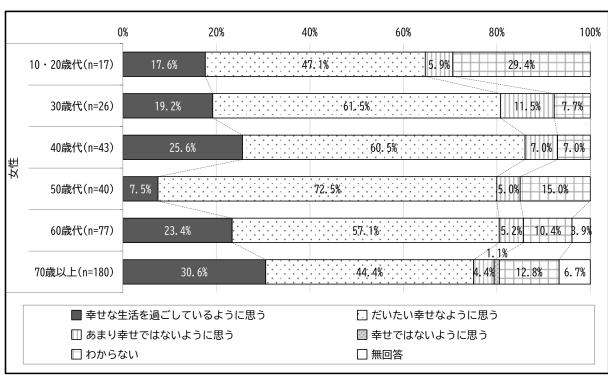
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると「幸せな生活を過ごしているように思う」の割合が減少しており、「わからない」の割合が増加しています。





性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「だいたい幸せなように思う」の割合が高くなっていますが、男性の50歳代では25.7%と他の年代に比べて低く、「あまり幸せではないように思う」の割合が22.9%と他の年代よりも高くなっています。



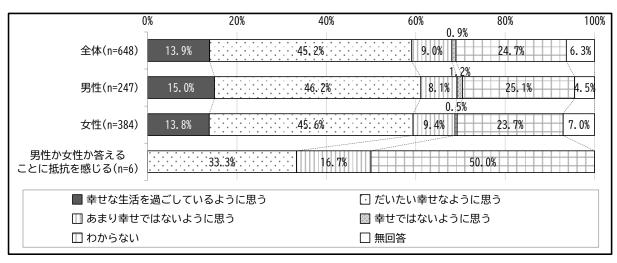


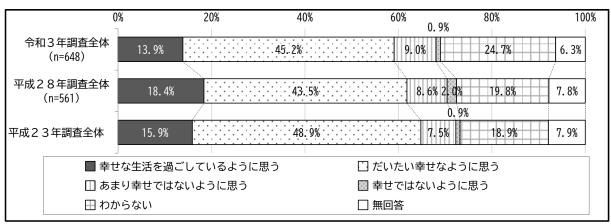
問7 今の子どもがおかれている状況をどう感じているか。(〇は1つだけ)

(2) 学校の中では、どうだと思いますか。

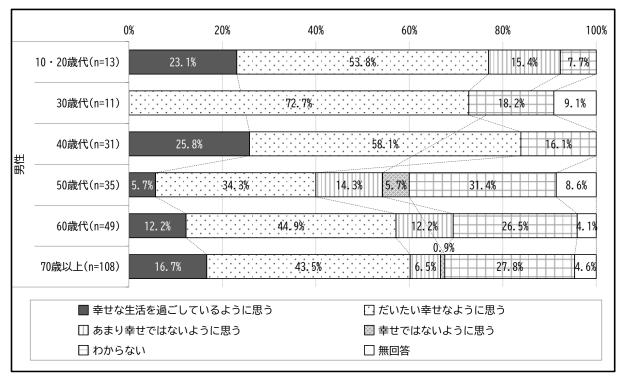
学校の中で、今の子どもがおかれている状況については、全体でみると「だいたい幸せなように思う」(45.2%)の割合が最も高く、次いで「わからない」(24.7%)、「幸せな生活を過ごしているように思う」(13.9%)となっています。

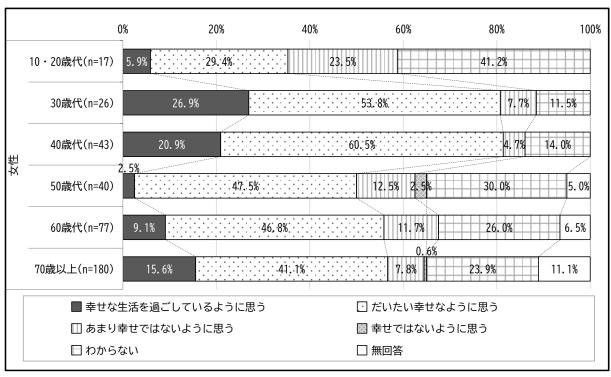
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「あまり幸せではないように思う」、「わからない」の割合が増加しています。





性年齢別でみると、女性の 10・20 歳代以外は男女ともに「幸せな生活を過ごしているように思う」と「だいたい幸せなように思う」を合わせた割合が高くなっていますが、男性の 50 歳代、女性の 10・20 歳代では「あまり幸せではないように思う」と「幸せではないように思う」を合わせた割合が 20% を超えて高くなっています。

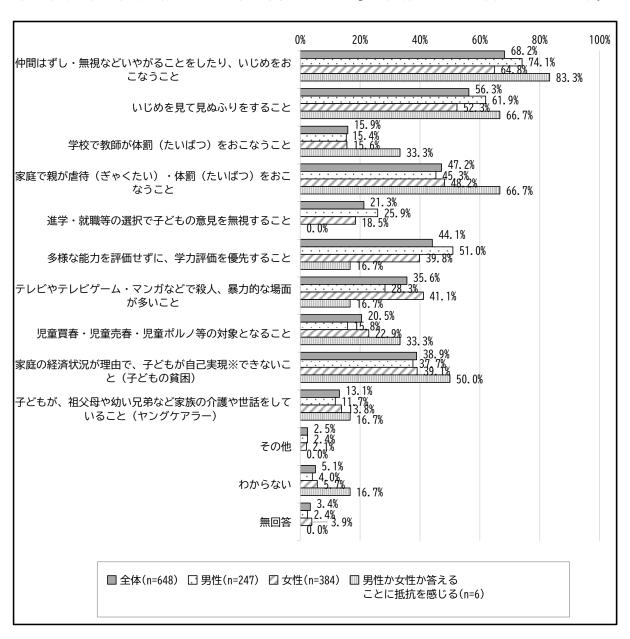




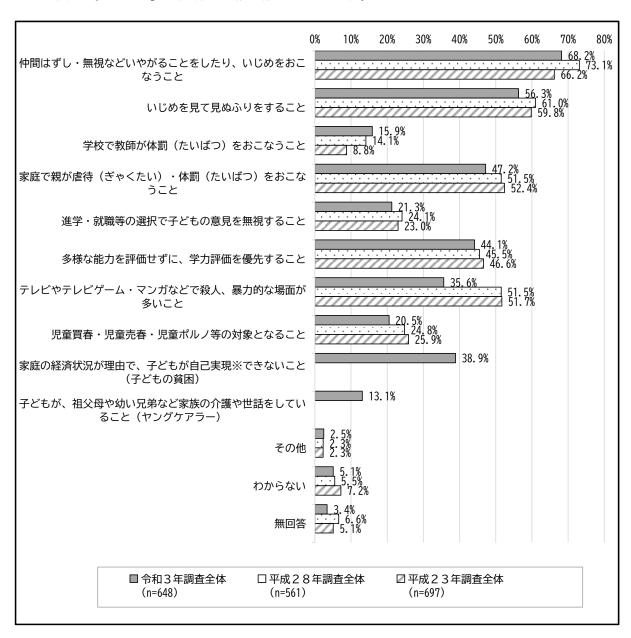
問8 子どもの人権上、問題があると思われるのはどのようなことですか。(Oは4つ)

子どもの人権上、問題があると思うことについては、全体でみると「仲間はずし・無視などいやがることをしたり、いじめをおこなうこと」(68.2%)の割合が最も高く、次いで「いじめを見て見ぬふりをすること」(56.3%)、「家庭で親が虐待(ぎゃくたい)・体罰(たいばつ)をおこなうこと」(47.2%)となっています。

性別でみると、男性では「仲間はずし・無視などいやがることをしたり、いじめをおこなうこと」、「いじめを見て見ぬふりをすること」、「多様な能力を評価せずに、学力評価を優先すること」の割合が女性より高く、女性では「テレビやテレビゲーム・マンガなどで殺人、暴力的な場面が多いこと」、「児童買春・児童売春・児童ポルノ等の対象となること」の割合が男性より高くなっています。



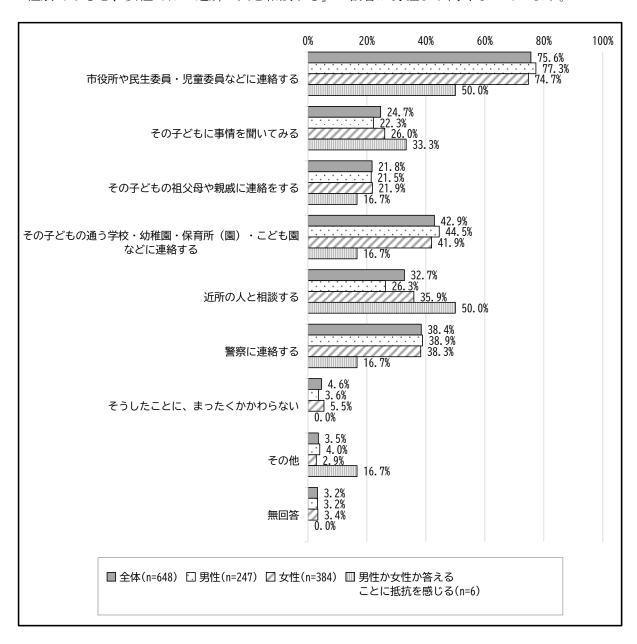
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「学校で教師が体罰(たいばつ)をおこなうこと」の割合が増加していますが、「テレビやテレビゲーム・マンガなどで殺人、暴力的な場面が多いこと」の割合は大幅に減少しています。



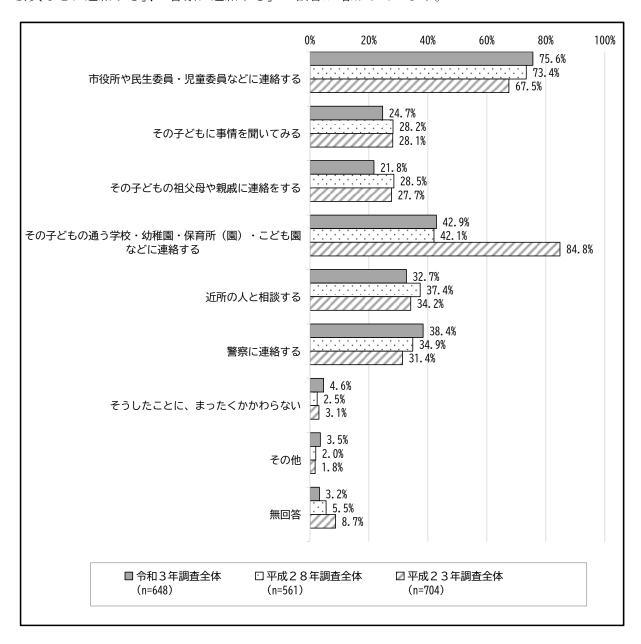
問9 近所の子どもが虐待(ぎゃくたい)を受けている事実を知った場合、あなたはどのような行動を とると思いますか。(〇はいくつでも)

近所の子どもが虐待(ぎゃくたい)を受けている事実を知った場合にとる行動については、全体でみると「市役所や民生委員・児童委員などに連絡する」(75.6%)の割合が最も高く、次いで「その子どもの通う学校・幼稚園・保育所(園)・こども園などに連絡する」(42.9%)、「警察に連絡する」(38.4%)となっています。

性別でみると、女性では「近所の人と相談する」の割合が男性より高くなっています。



前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「市役所や民生委員・児童 委員などに連絡する」、「警察に連絡する」の割合が増加しています。



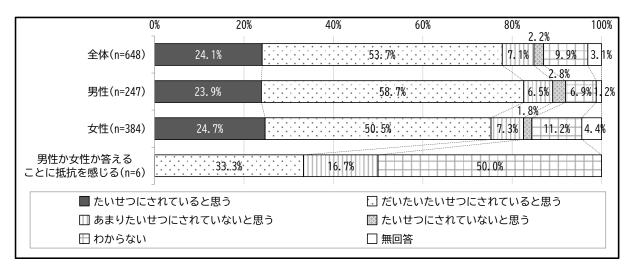
問 10 今の高齢者がおかれている状況をどう感じているか。(〇は1つだけ)

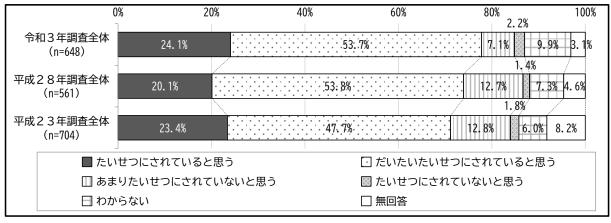
(1) 家庭の中では、どうだと思いますか。

家庭の中で、今の高齢者がおかれている状況については、全体でみると「だいたいたいせつにされていると思う」(53.7%)の割合が最も高く、次いで「たいせつにされていると思う」(24.1%)、「わからない」(9.9%)となっています。

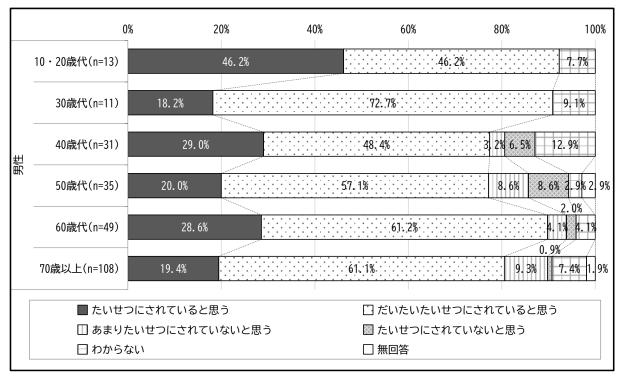
性別でみると、男性では「だいたいたいせつにされていると思う」の割合が女性より高く、女性では「わからない」の割合が男性より高くなっています。

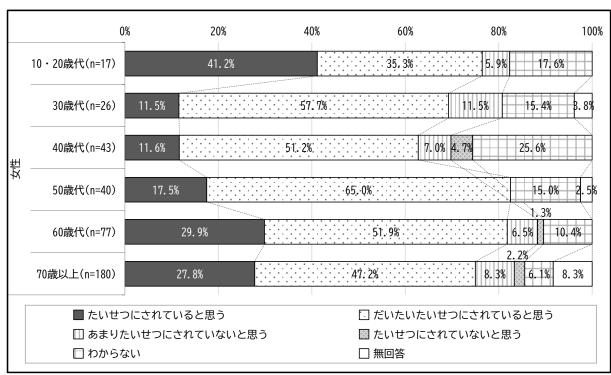
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「たいせつにされていると思う」と「だいたいたいせつにされていると思う」を合わせた割合が増加しています。





性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「たいせつにされていると思う」と「だいたいたいせつにされていると思う」を合わせた割合が高く、70%後半から90%とかなり高くなっているのに対し、女性の30歳代から40歳代では60%台と他の年代と比べて低くなっています。





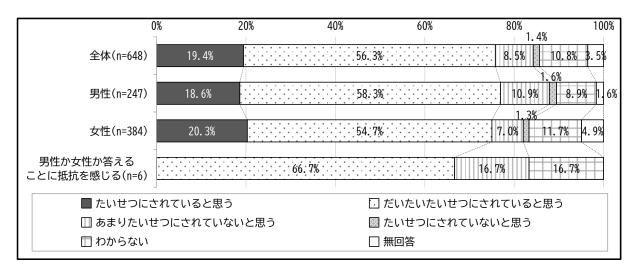
問10 今の高齢者がおかれている状況をどう感じているか。(〇は1つだけ)

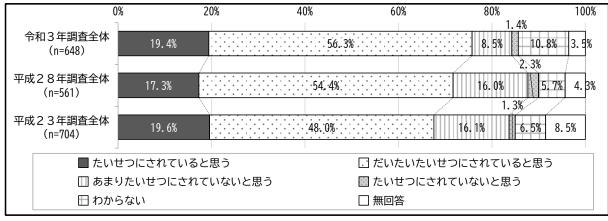
(2) 社会(地域生活など)の中では、どうだと思いますか。

社会の中で、今の高齢者がおかれている状況については、全体でみると「だいたいたいせつにされていると思う」(56.3%)の割合が最も高く、次いで「たいせつにされていると思う」(19.4%)、「わからない」(10.8%)となっています。

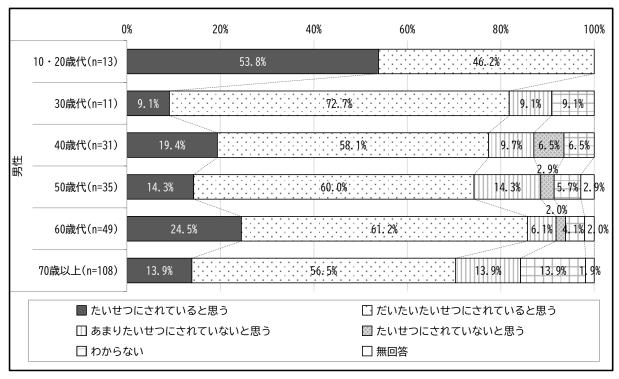
性別でみると、男性では「あまりたいせつにされていないと思う」の割合が女性より高く、女性では「わからない」の割合が男性より高くなっています。

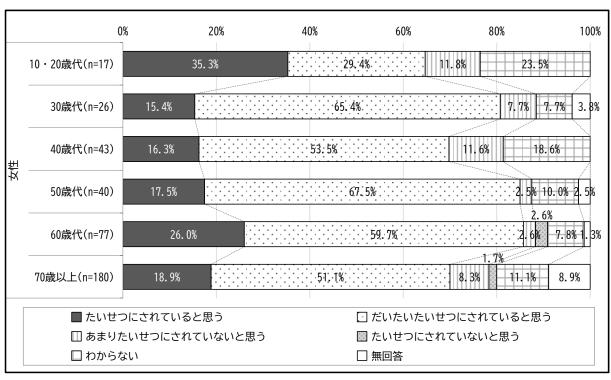
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「たいせつにされていると思う」と「だいたいたいせつにされていると思う」を合わせた割合が増加しています。





性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「たいせつにされていると思う」と「だいたいたいせつにされていると思う」を合わせた割合が高くなっていますが、男性の 40 歳代から 50 歳代では「あまりたいせつにされていないと思う」と「たいせつにされていないと思う」を合わせた割合が他の年代と比べて高くなっています。

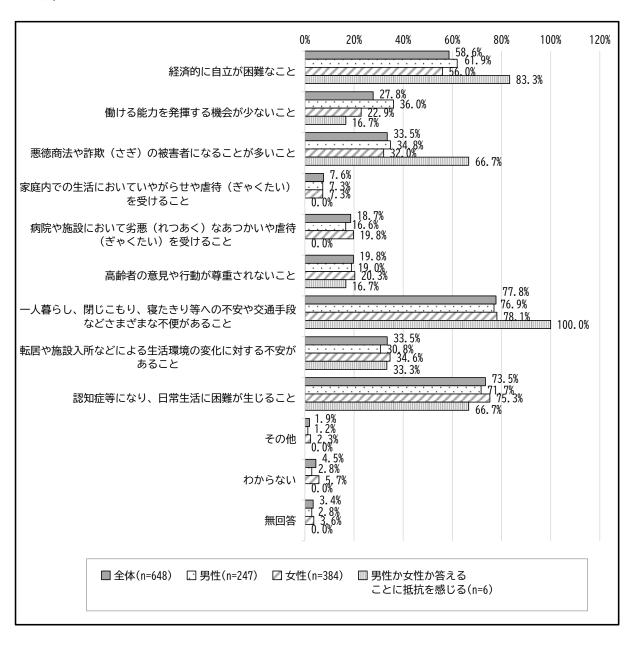




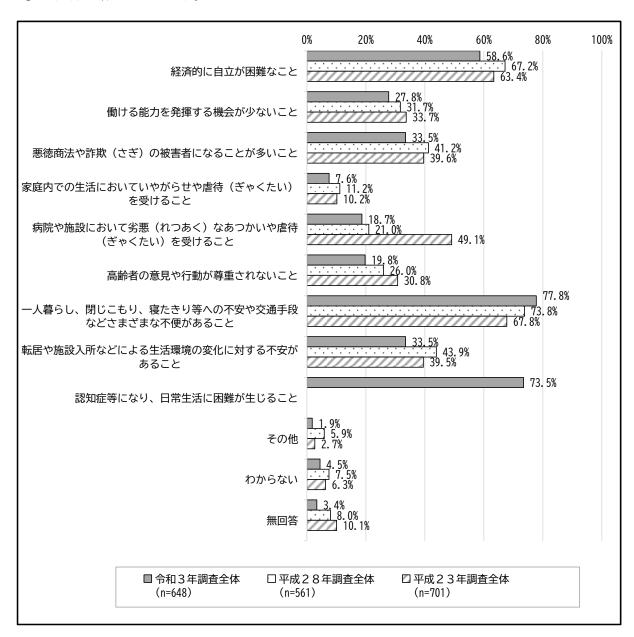
問 11 高齢者が生活していく上で、どのようなことが不便・支障になると考えられますか。 (〇は4つ)

高齢者が生活していく上で、不便・支障になることについては、全体でみると「一人暮らし、閉じこもり、寝たきり等への不安や交通手段などさまざまな不便があること」(77.8%)の割合が最も高く、次いで「認知症等になり、日常生活に困難が生じること」(73.5%)、「経済的に自立が困難なこと」(58.6%)となっています。

性別でみると、男性では「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」の割合が女性より高くなっています。



前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度にほとんどの項目で減少していますが、「一人暮らし、閉じこもり、寝たきり等への不安や交通手段などさまざまな不便があること」の割合が増加しています。



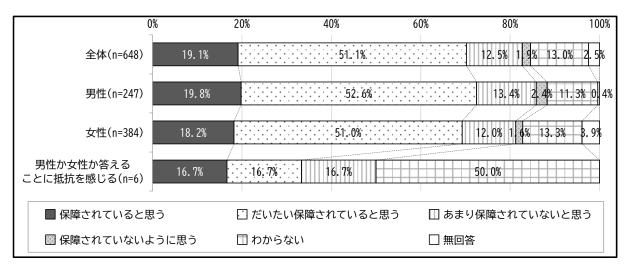
問12 今の障がい者の人権は保障されていると思いますか。(〇は1つだけ)

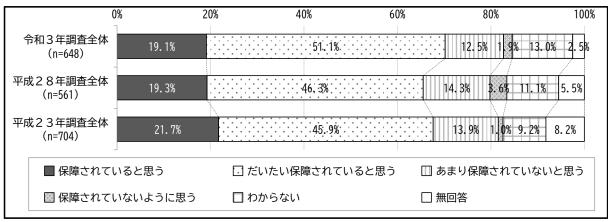
(1) 法律や制度の上では、どうだと思いますか。

法律や制度の上で、今の障がい者の人権は保障されていると思うかについては、全体でみると「だいたい保障されていると思う」(51.1%)の割合が最も高く、次いで「保障されていると思う」(19.1%)、「わからない」(13.0%)となっています。

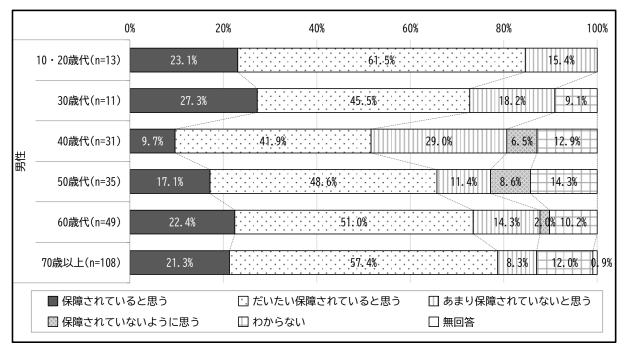
性別ではあまり大きな差はみられませんでした。

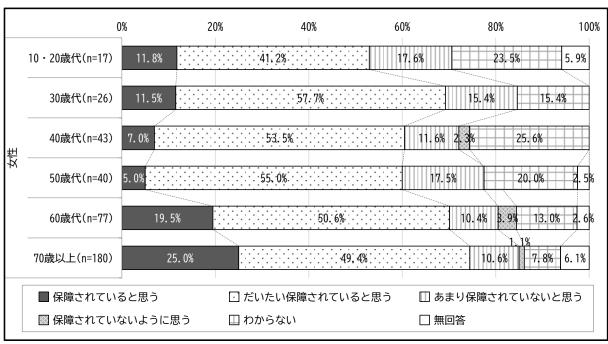
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「だいたい保障されていると思う」、「わからない」の割合が増加しています。





性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「保障されていると思う」と「だいたい保障されている と思う」を合わせた割合が高くなっていますが、男性の 40 歳代では「あまり保障されていないと思 う」と「保障されていないと思う」を合わせた割合が他の年代より高くなっています。





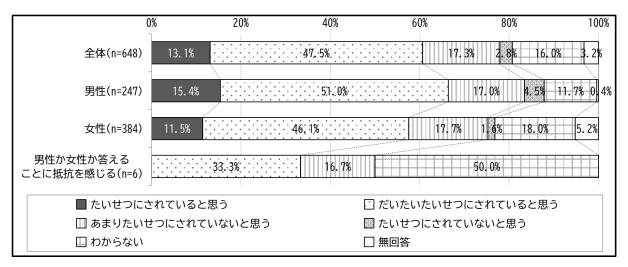
問12 今の障がい者の人権は保障されていると思いますか。(〇は1つだけ)

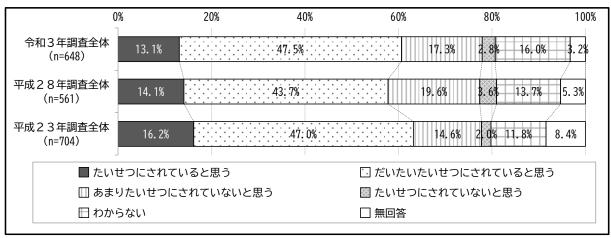
(2) 現実の日常生活では、どうだと思いますか。

現実の日常生活で、今の障がい者がおかれている状況については、全体でみると「だいたいたいせつにされていると思う」(47.5%)の割合が最も高く、次いで「あまりたいせつにされていないと思う」 (17.3%)、「わからない」(16.0%) となっています。

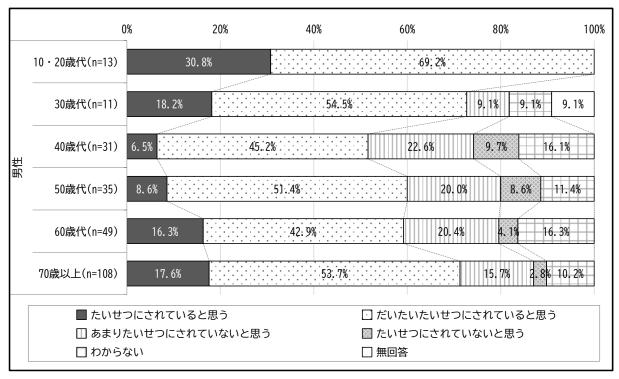
性別でみると、男性では「たいせつにされていると思う」の割合が女性より高く、女性では「わからない」の割合が男性より高くなっています。

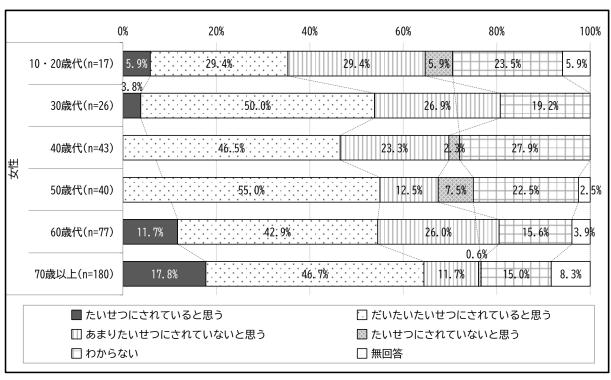
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「たいせつにされていると思う」の割合が減少しています。





性年齢別でみると、女性の 10・20 歳代以外は男女ともにどの年代も「たいせつにされていると思う」と「だいたいたいせつにされていると思う」を合わせた割合が高くなっていますが、男性の 40 歳代、女性の 10・20 歳代では「あまりたいせつにされていないと思う」と「たいせつにされていないと思う」と「たいせつにされていないと思う」を合わせた割合が他の年代より高くなっています。

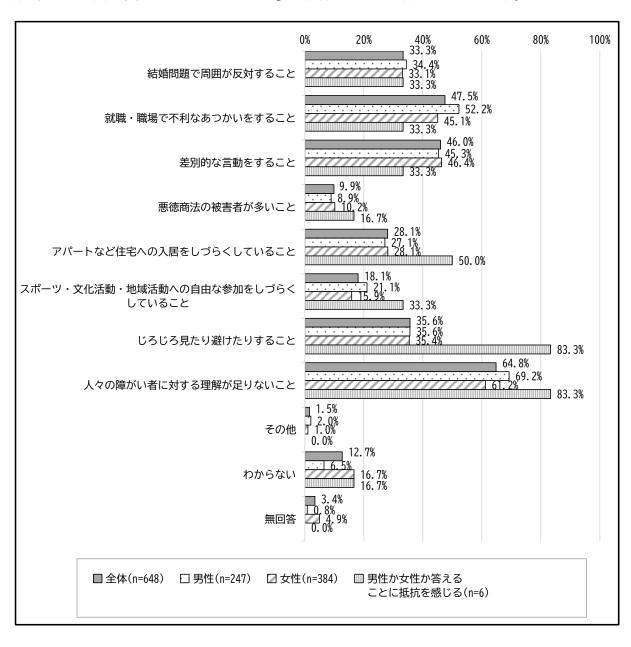




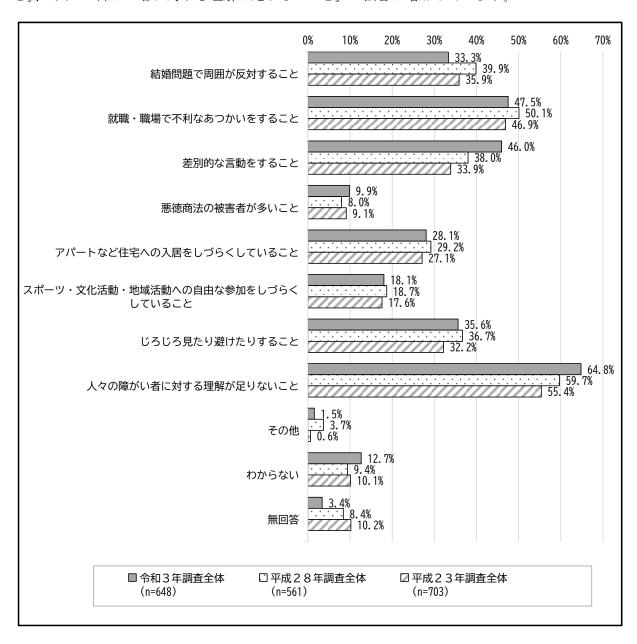
問 13 あなたが、障がい者の人権上、問題があると思われるのはどのようなことですか。 (〇はいくつでも)

障がい者の人権上、問題があることについては、全体でみると「人々の障がい者に対する理解が足りないこと」(64.8%)の割合が最も高く、次いで「就職・職場で不利なあつかいをすること」(47.5%)、「差別的な言動をすること」(46.0%)となっています。

性別でみると、男性では「就職・職場で不利なあつかいをすること」、「スポーツ・文化活動・地域活動への自由な参加をしづらくしていること」、「人々の障がい者に対する理解が足りないこと」の割合が女性より高く、女性では「わからない」の割合が男性より高くなっています。



前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「差別的な言動をすること」、「人々の障がい者に対する理解が足りないこと」の割合が増加しています。

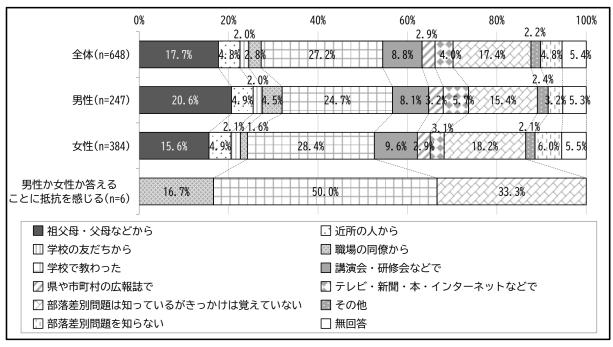


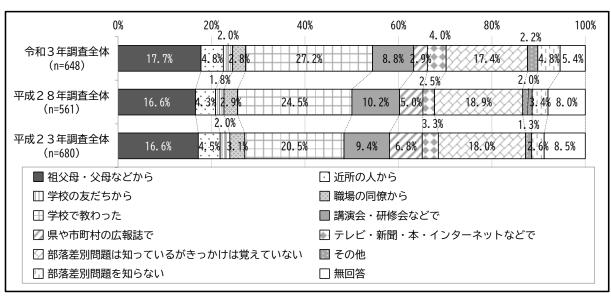
問 14 あなたが部落差別問題(同和問題)や被差別地区(同和地区)があることをはじめて知ったのはどのようにしてですか。(〇は1つだけ)

部落差別問題(同和問題)や被差別地区(同和地区)を知ったことについては、全体でみると「学校で教わった」(27.2%)の割合が最も高く、次いで「祖父母・父母などから」(17.7%)、「部落差別問題は知っているがきっかけは覚えていない」(17.4%)となっています。

性別でみると、男性では「祖父母・父母などから」の割合が女性より高く、女性では「学校で教わった」の割合が男性より高くなっています。

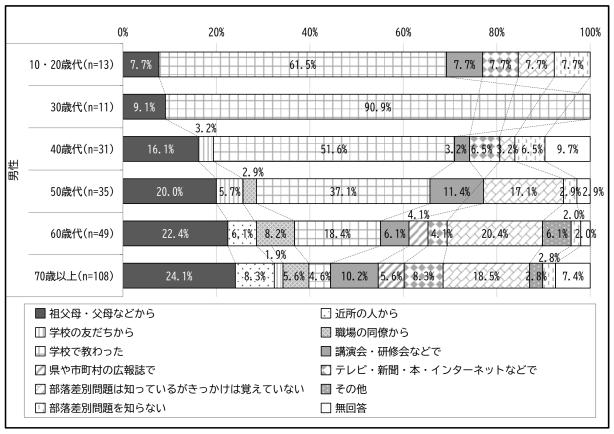
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「学校で教わった」の割合が増加しています。

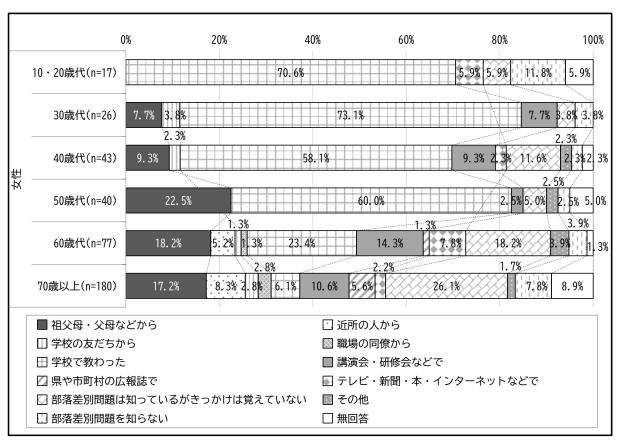




性年齢別でみると、男性では年齢が高くなるにつれ、「祖父母・父母などから」の割合が高くなって います。

また、男女とも年齢が高くなるにつれ、「学校で教わった」の割合が低くなっています。

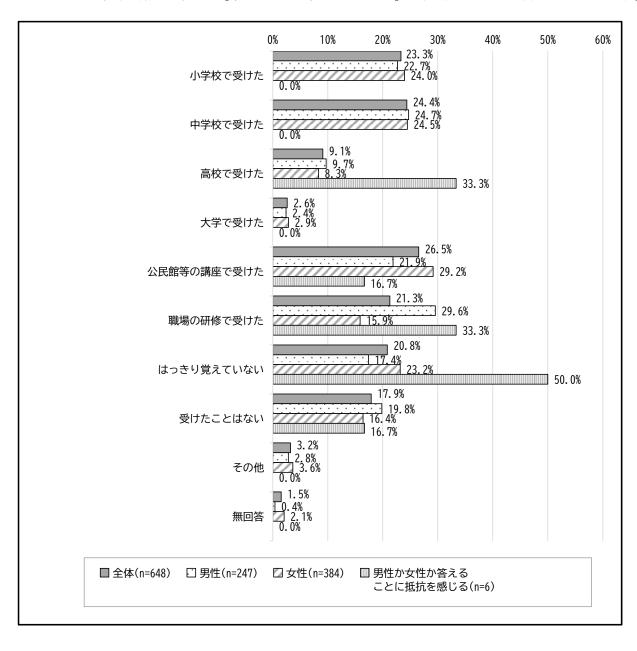




問 15 あなたは、これまでに学校・職場・地域などで、部落差別問題(同和問題)についての学習を受けたことがありますか。(〇はあてはまるものすべて)

部落差別問題(同和問題)についての学習を受けたことがあるかについては、全体でみると「公民館等の講座で受けた」(26.5%)の割合が最も高く、次いで「中学校で受けた」(24.4%)、「小学校で受けた」(23.3%)となっています。

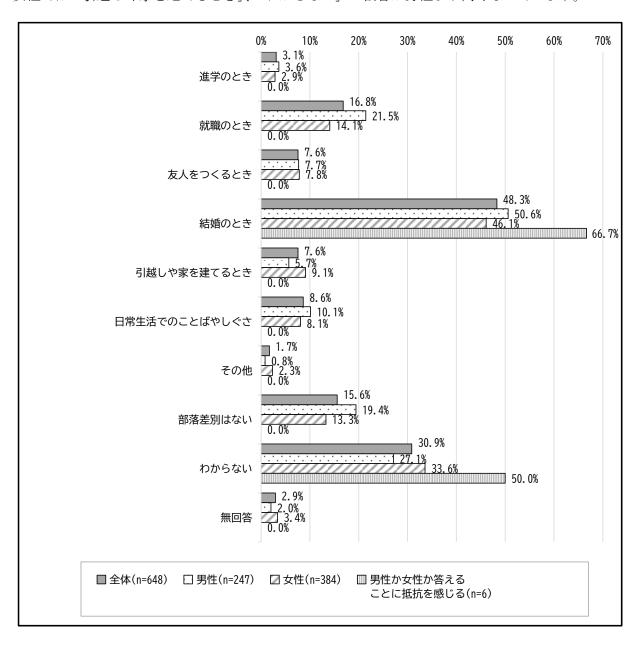
性別でみると、男性では「職場の研修で受けた」、「受けたことはない」の割合が女性より高く、女性では「公民館等の講座で受けた」、「はっきり覚えていない」の割合が男性より高くなっています。



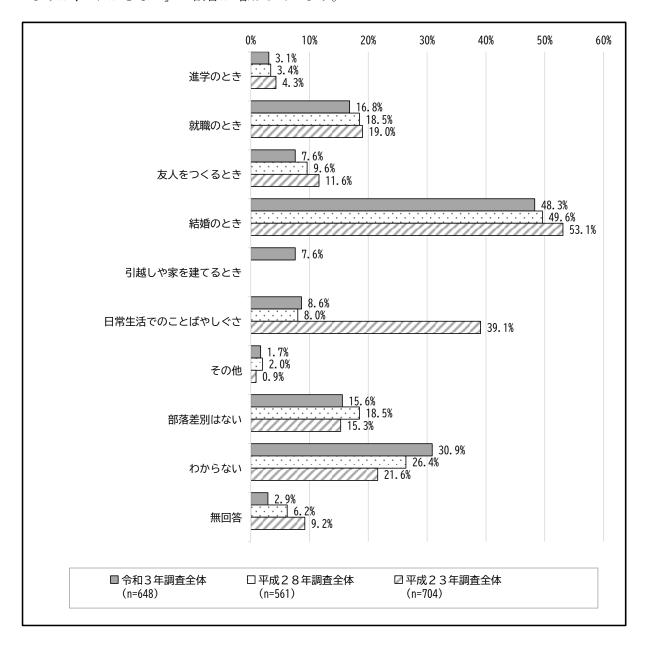
問 16 現在、部落差別問題(同和問題)が起こっている場面はどのようなときでしょうか。 (〇はいくつでも)

部落差別問題(同和問題)が起こっている場面については、全体でみると「結婚のとき」(48.3%)の割合が最も高く、次いで「わからない」(30.9%)、「就職のとき」(16.8%)となっています。

性別でみると、男性では「就職のとき」、「結婚のとき」、「部落差別はない」の割合が女性より高く、女性では「引越しや家を建てるとき」、「わからない」の割合が男性より高くなっています。



前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度にほとんどの項目で減少していますが、「わからない」の割合が増加しています。



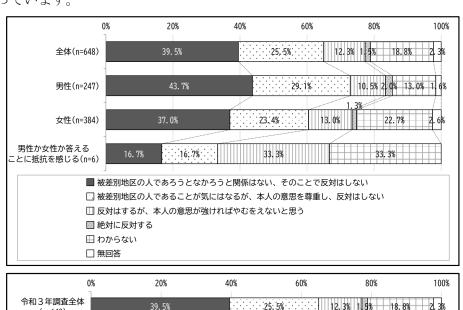
問 17 あなたの家族の一人が被差別地区(同和地区)出身の人と結婚するという話があったときにどう 考えるでしょうか。(〇は 1 つだけ)

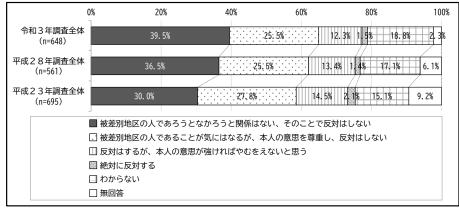
被差別地区(同和地区)出身の人との結婚については、全体でみると「被差別地区の人であろうとなかろうと関係はない、そのことで反対はしない」(39.5%)の割合が最も高く、次いで「被差別地区の人であることが気にはなるが、本人の意志を尊重し、反対はしない」(25.5%)、「わからない」(18.8%)となっています。

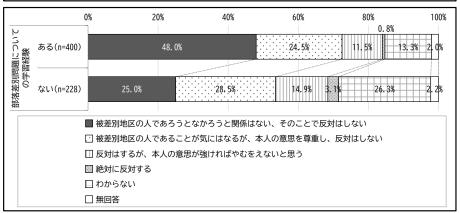
性別でみると、男性では「反対はしない」の割合が女性より高く、女性では「わからない」の割合が男性より高くなっています。

前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「反対はしない」の割合が増加しています。

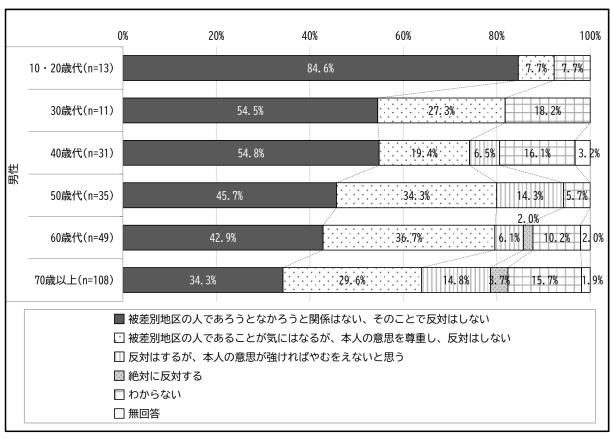
部落差別問題についての学習経験の有無別でみると、ある人では「反対はしない」の割合がない人より高くなっています。

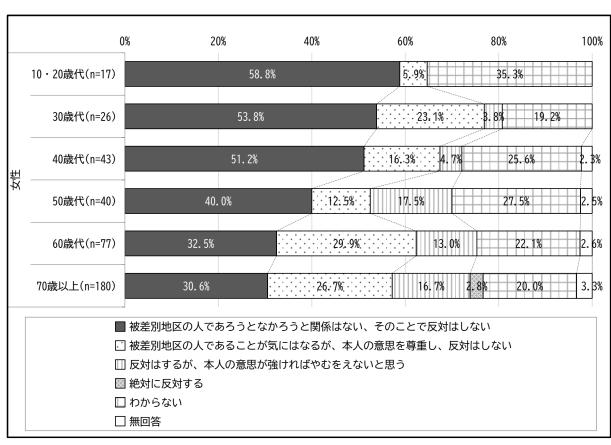






性年齢別でみると、男女とも年齢が上がるにつれて、「被差別地区の人であろうとなかろうと関係はない、そのことで反対はしない」の割合が低くなっています。

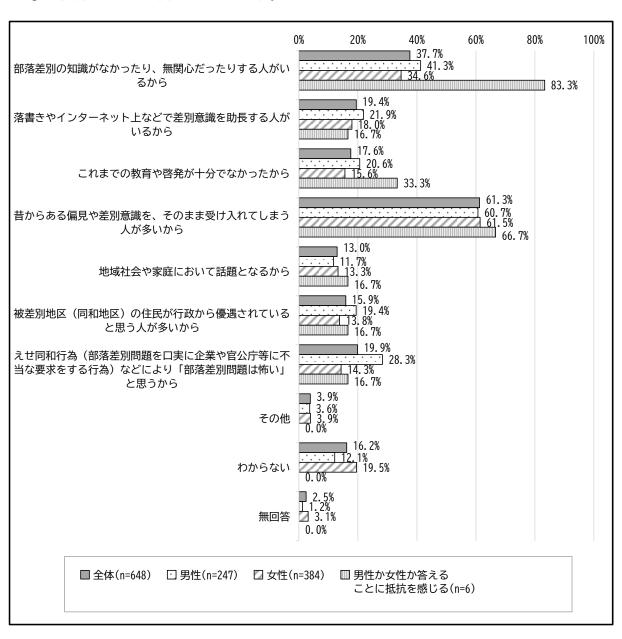




問 18 現在もなお部落差別問題(同和問題)が存在するのは、なぜだと思いますか。(〇はいくつでも)

現在もなお部落差別問題(同和問題)が存在する理由については、全体でみると「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」(61.3%)の割合が最も高く、次いで「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」(37.7%)となっています。

性別でみると、男性では「えせ同和行為(部落差別問題を口実に企業や官公庁等に不当な要求をする行為)などにより「部落差別問題は怖い」と思うから」、「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」、「被差別地区(同和地区)の住民が行政から優遇されていると思う人が多いから」、「これまでの教育や啓発が十分でなかったから」の割合が女性より高く、女性では「わからない」の割合が男性より高くなっています。

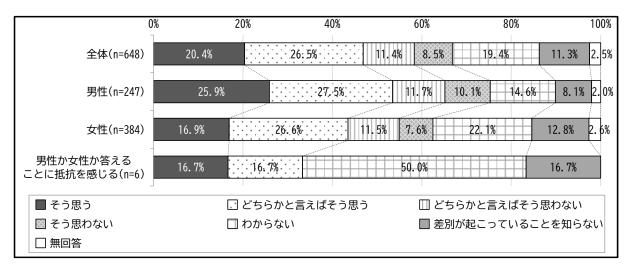


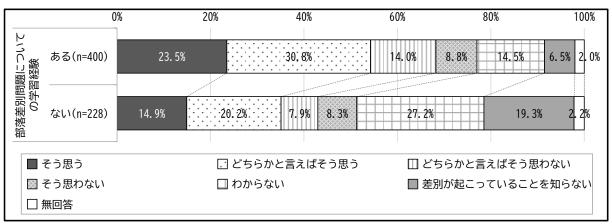
問 19 あなたは、被差別地区(同和地区)の人たちに対する差別意識や就職差別を、将来なくすことができると思いますか。(〇は1つだけ)

被差別地区(同和地区)の人たちに対する差別意識や就職差別をなくせるかについては、全体でみると「どちらかと言えばそう思う」(26.5%)の割合が最も高く、次いで「そう思う」(20.4%)、「わからない」(19.4%)となっています。

性別でみると、男性では「そう思う」の割合が女性より高く、女性では「わからない」の割合が男性より高くなっています。

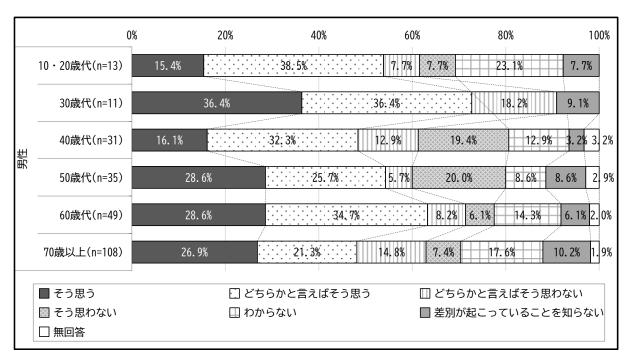
部落差別問題についての学習経験の有無別でみると、ある人では「そう思う」、「どちらかと言えば そう思う」の割合がない人より高く、ない人では「わからない」、「差別が起こっていることを知らな い」の割合がある人より高くなっています。

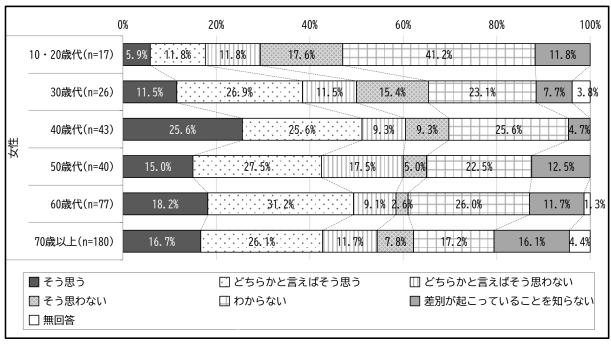




性年齢別でみると、男性では 40 歳代以外どの年代も「そう思う」の割合が女性の割合よりも高くなっています。

また、女性では70歳以上以外どの年代も「わからない」の割合が男性の割合よりも高くなっています。





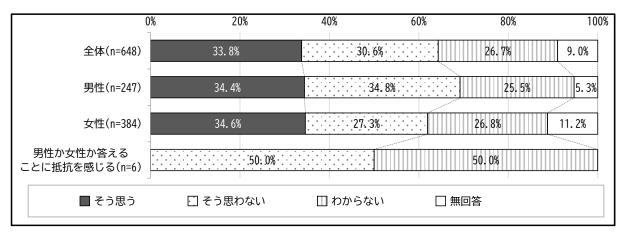
問 20 部落差別問題(同和問題)をなくす方法について、次のアからオのような意見があります。あなたはどう思いますか。(〇は1つだけ)

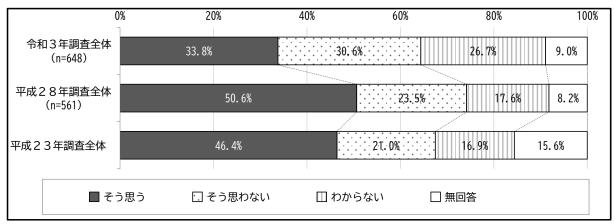
ア そっとしておく

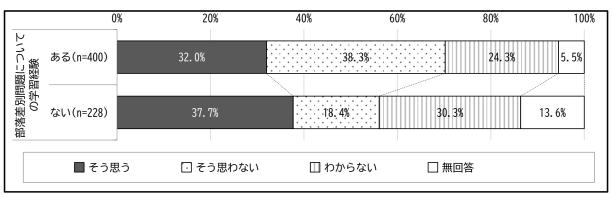
部落差別問題(同和問題)をなくすためにそっとしておくという意見については、全体でみると「そう思う」(33.8%)の割合が最も高く、次いで「そう思わない」(30.6%)、「わからない」(26.7%)となっています。

性別でみると、男性では「そう思わない」の割合が女性より高くなっています。

前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「そう思わない」、「わからない」の割合が増加しています。また、前回調査より「そう思う」の割合が大きく減少しています。 部落差別問題についての学習経験の有無別でみると、ある人では「そう思わない」の割合がない人より高くなっています。

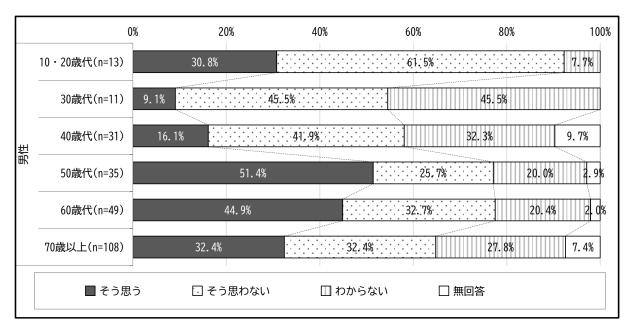


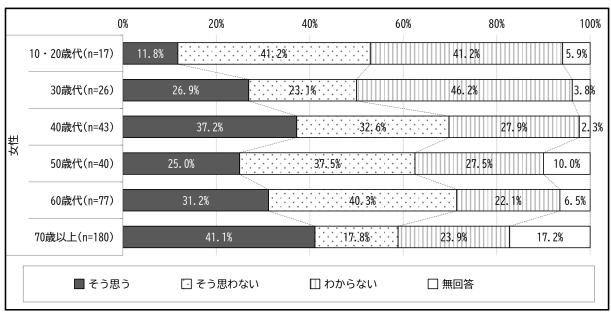




性年齢別でみると、男性の 10・20 歳代から 40 歳代までは「そう思わない」の割合が女性の割合よりも高くなっています。

また、女性の40歳代、70歳以上以外はどの年代も「わからない」の割合が男性の割合よりも高くなっています。





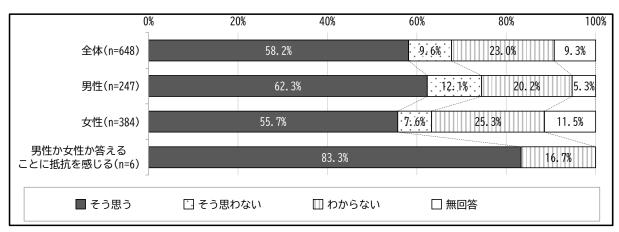
問 20 部落差別問題(同和問題)をなくす方法について、次のアからオのような意見があります。あなたはどう思いますか。(〇は1つだけ)

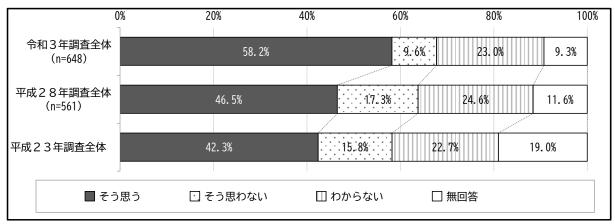
イ 私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につける

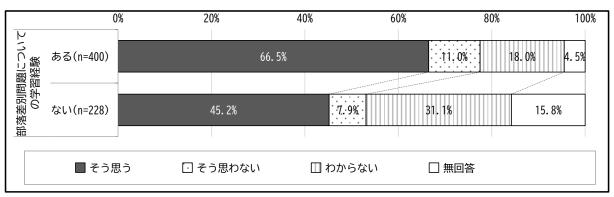
部落差別問題(同和問題)をなくすためにもっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につけるという意見については、全体でみると「そう思う」(58.2%)の割合が最も高く、次いで「わからない」(23.0%)、「そう思わない」(9.6%)となっています。

性別でみると、男性では「そう思う」、「そう思わない」どちらの割合も女性より高くなっています。 前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「そう思う」の割合が増加 しています。

部落差別問題についての学習経験の有無別でみると、ある人では「そう思う」の割合がない人より高く、ない人では「わからない」の割合がある人より高くなっています。

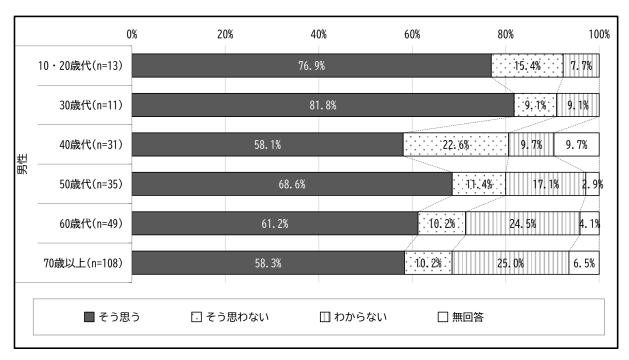


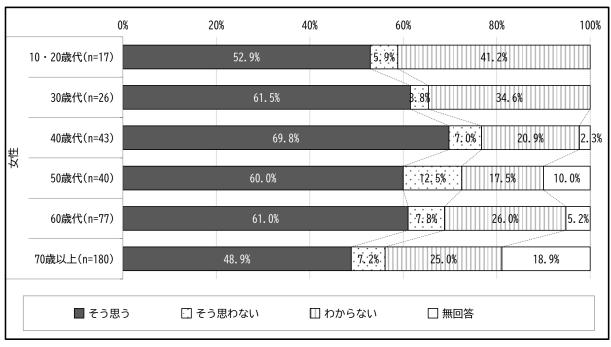




性年齢別でみると、男性の40歳代以外の年代では「そう思う」の割合が女性の割合よりも高く、特に女性の30歳代では「そう思う」の割合が61.5%なのに対し、男性の割合では81.8%と高くなっています。

また、女性ではどの年代も「わからない」の割合が男性の割合よりも高くなっています。





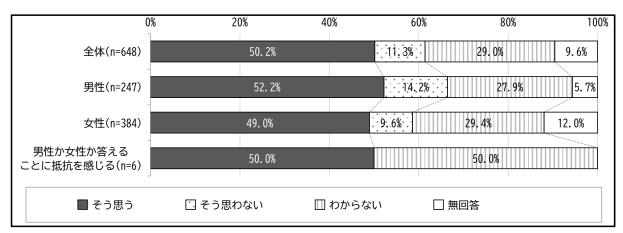
問 20 部落差別問題(同和問題)をなくす方法について、次のアからオのような意見があります。あなたはどう思いますか。(〇は1つだけ)

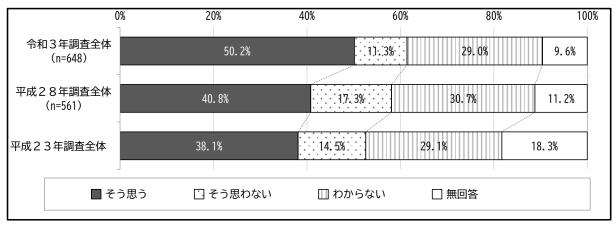
ウ 被差別地区と周辺地域の人々が交流を深め、まちづくりを進める

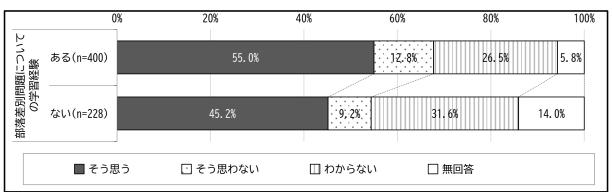
部落差別問題(同和問題)をなくすために被差別地区と周辺地域の人々が交流を深め、まちづくりを進めるという意見については、全体でみると「そう思う」(50.2%)の割合が最も高く、次いで「わからない」(29.0%)、「そう思わない」(11.3%)となっています。

性別でみると、男性では「そう思う」、「そう思わない」どちらの割合も女性より高くなっています。 前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「そう思う」の割合が増加 しています。

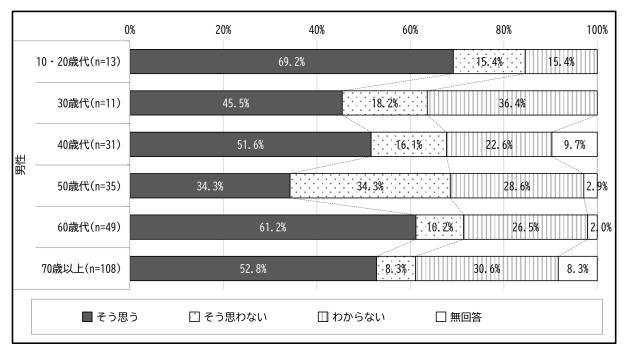
部落差別問題についての学習経験の有無別でみると、ある人では「そう思う」の割合がない人より高く、ない人では「わからない」の割合がある人より高くなっています。

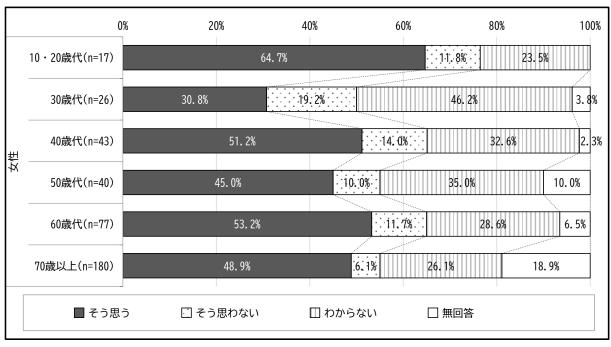






性年齢別でみると、男性の50歳代以外は男女ともにどの年代も「そう思う」の割合が高くなっていますが、男性の50歳代では「そう思わない」の割合が34.3%と他の年代に比べて高くなっています。また、女性では70歳以上以外どの年代も「わからない」の割合が男性の割合よりも高くなっています。



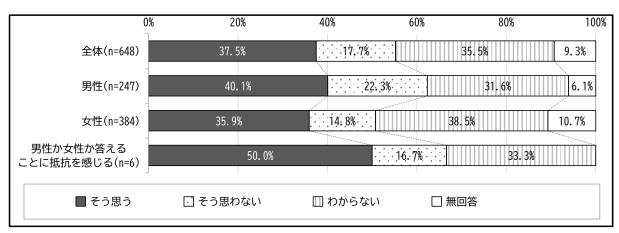


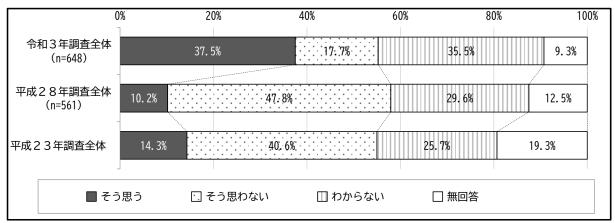
問 20 部落差別問題(同和問題)をなくす方法について、次のアからオのような意見があります。あなたはどう思いますか。(〇は1つだけ)

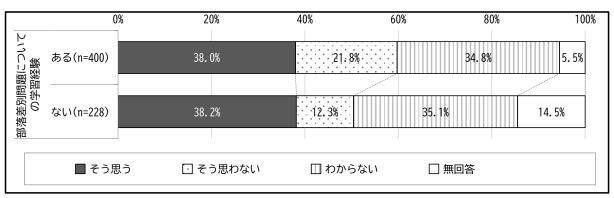
エ 法律で差別を禁止する

部落差別問題(同和問題)をなくすために法律で差別を禁止するという意見については、全体でみると「そう思う」(37.5%)の割合が最も高く、次いで「わからない」(35.5%)、「そう思わない」(17.7%)となっています。

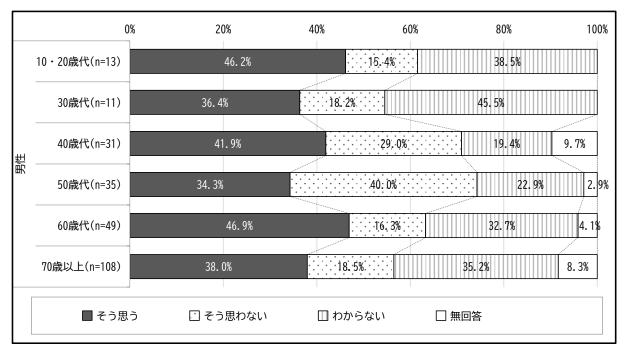
性別でみると、男性では「そう思う」、「そう思わない」どちらの割合も女性より高くなっています。 前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、「そう思う」の割合が増加しています。 部落差別問題についての学習経験の有無別でみると、ある人では「そう思わない」の割合がない人 より高くなっています。

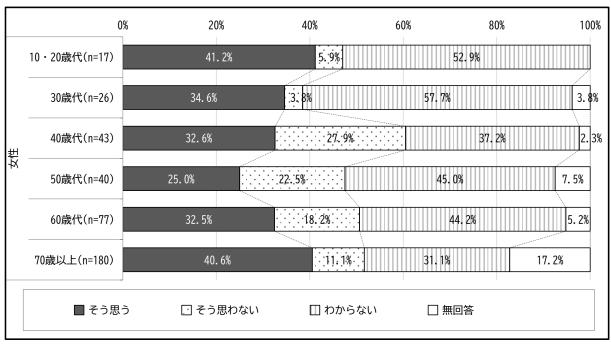






性年齢別でみると、男性の50歳代以外は男女ともにどの年代も「そう思う」の割合が高くなっていますが、男性の50歳代では「そう思わない」の割合が40.0%と他の年代に比べて高くなっています。また、女性では70歳以上以外どの年代も「わからない」の割合が男性の割合よりも高くなっています。





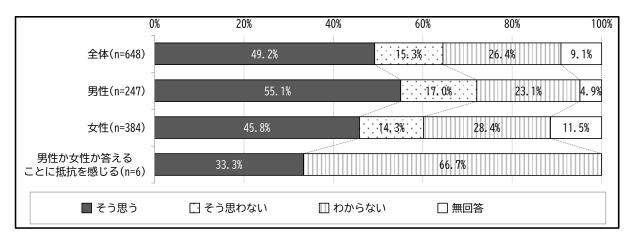
問 20 部落差別問題(同和問題)をなくす方法について、次のアからオのような意見があります。あなたはどう思いますか。(〇は1つだけ)

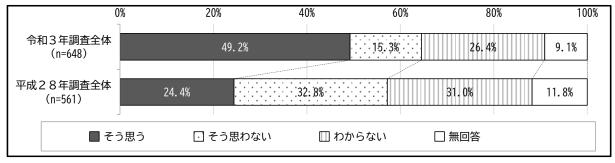
オ 部落差別問題の学習や研修の機会を増やす

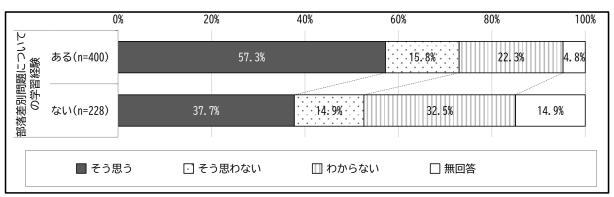
部落差別問題(同和問題)をなくすために部落差別問題の学習や研修の機会を増やすという意見については、全体でみると「そう思う」(49.2%)の割合が最も高く、次いで「わからない」(26.4%)、「そう思わない」(15.3%)となっています。

性別でみると、男性では「そう思う」、「そう思わない」どちらの割合も女性より高くなっています。 前回(平成28年)調査と比べると、「そう思う」の割合が増加しています。

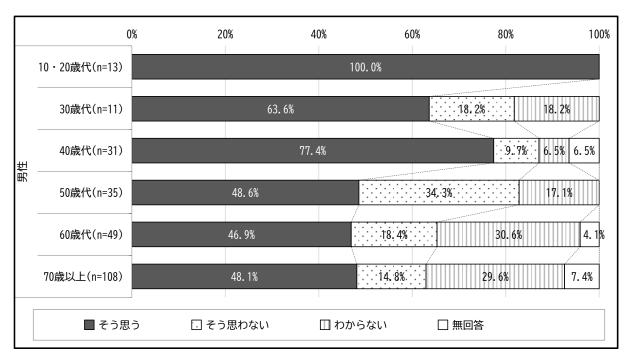
部落差別問題についての学習経験の有無別でみると、ある人では「そう思う」の割合がない人より高く、ない人では「わからない」の割合がある人より高くなっています。

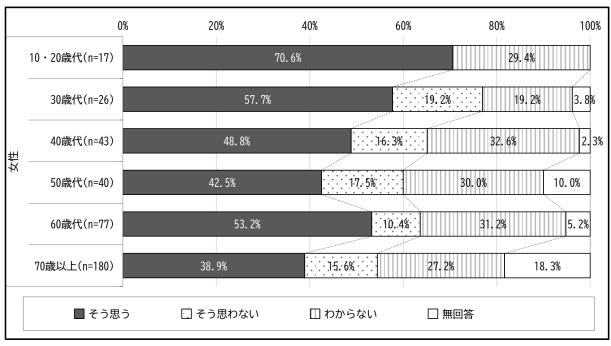






性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「そう思う」が高くなっていますが、女性の70歳以上では38.9%と他の年代に比べて低くなっています。



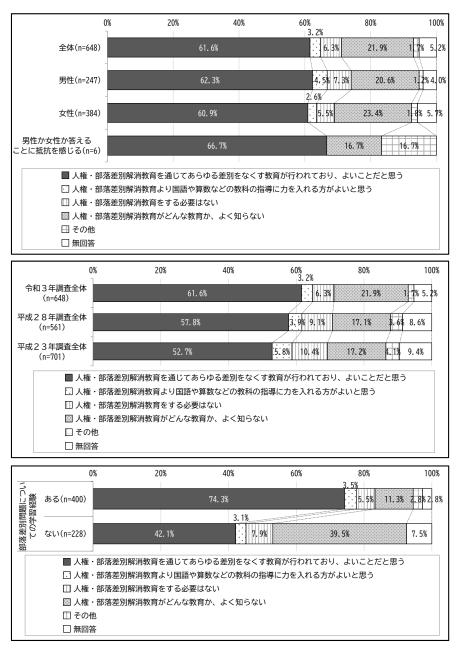


問 21 豊後大野市では、学校で「人権・部落差別解消教育(同和教育)」が行われていますが、あなたはどのようなお考えですか。(〇は1つだけ)

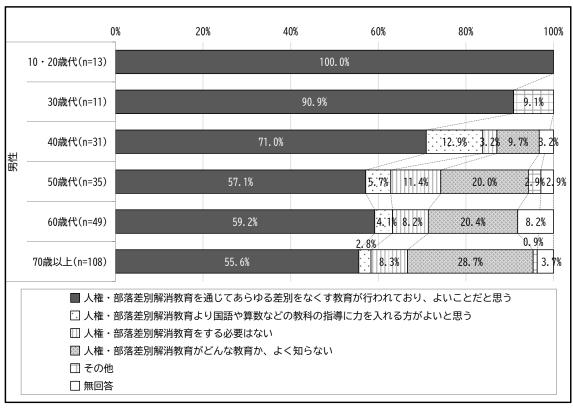
豊後大野市で、学校で「人権・部落差別解消教育(同和教育)」を行っていることについては、全体でみると「人権・部落差別解消教育を通じてあらゆる差別をなくす教育が行われており、よいことだと思う」(61.6%)の割合が最も高く、次いで「人権・部落差別解消教育がどんな教育か、よく知らない」(21.9%)、「人権・部落差別解消教育をする必要はない」(6.3%)となっています。

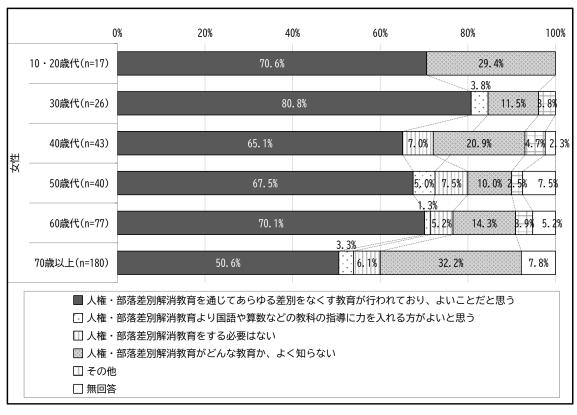
性別ではあまり大きな差はみられませんでした。

前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「人権・部落差別解消教育を通じてあらゆる差別をなくす教育が行われており、よいことだと思う」の割合が増加しています。 部落差別問題についての学習経験の有無別でみると、ある人では「人権・部落差別解消教育を通じてあらゆる差別をなくす教育が行われており、よいことだと思う」の割合がない人より高く、ない人では「人権・部落差別解消教育がどんな教育か、よく知らない」の割合がある人より高くなっています。



性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「人権・部落差別解消教育を通じてあらゆる差別をなくす教育が行われており、よいことだと思う」の割合が高くなっていますが、男女ともに 40 歳代から「人権・部落差別解消教育をする必要はない」と「人権・部落差別解消教育がどんな教育か、よく知らない」を合わせた割合も高くなっており、特に 70 歳以上の男性では 37.0%、女性では 38.3%と高くなっています。



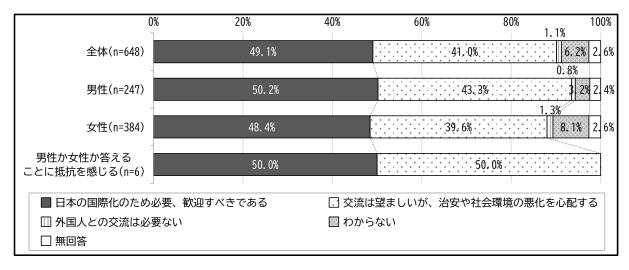


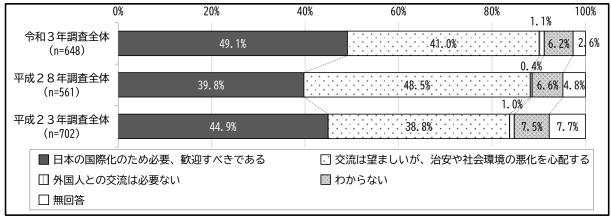
問22 日本の国際化が進む中、外国人との交流が盛んになることを、どう思いますか。(〇は1つだけ)

日本の国際化が進む中、外国人との交流が盛んになることについては、全体でみると「日本の国際 化のため必要、歓迎すべきである」(49.1%)の割合が最も高く、次いで「交流は望ましいが、治安や 社会環境の悪化を心配する」(41.0%)、「わからない」(6.2%)となっています。

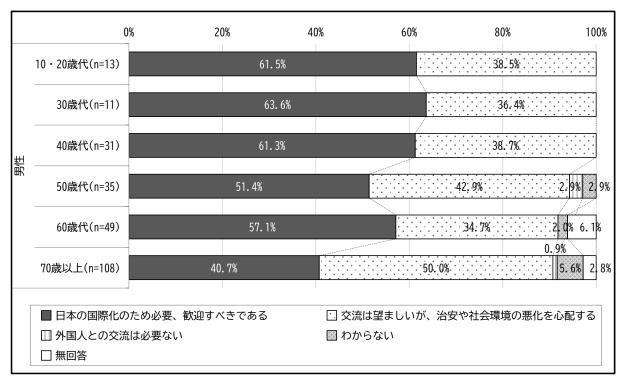
性別でみると、男性では「日本の国際化のため必要、歓迎すべきである」、「交流は望ましいが、治安や社会環境の悪化を心配する」の割合が女性より高くなっています。

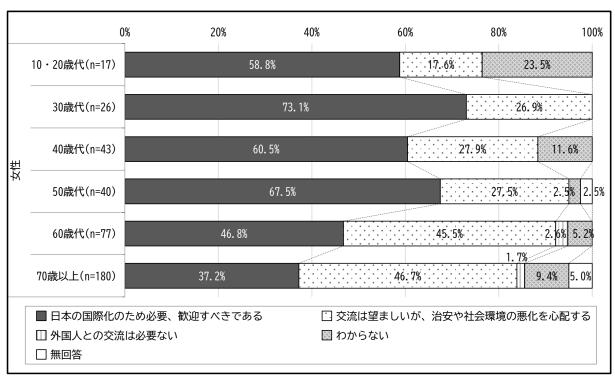
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、「日本の国際化のため必要、歓迎すべきである」の割合が増加しています。





性年齢別でみると、男女ともに 60 歳代までは「日本の国際化のため必要、歓迎すべきである」の割合が高くなっていますが、男女ともに 70 歳以上では「交流は望ましいが、治安や社会環境の悪化を心配する」の割合が高くなっています。





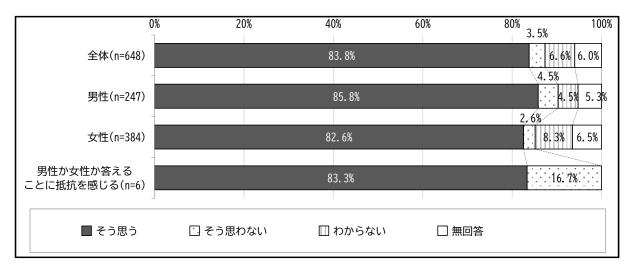
問 23 日本に住む外国人の人権を守るために次のような意見がありますが、あなたはどのように思いますか。(〇は1つだけ)

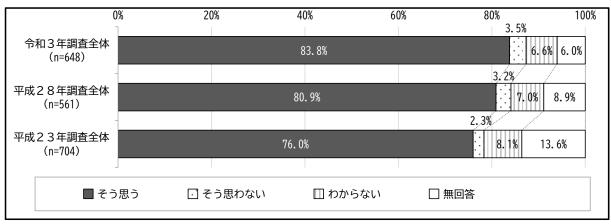
ア 文化・習慣の違いを理解する

日本に住む外国人の人権を守るために、文化・習慣の違いを理解することについては、全体でみると「そう思う」(83.8%)の割合が最も高く、次いで「わからない」(6.6%)、「そう思わない」(3.5%)となっています。

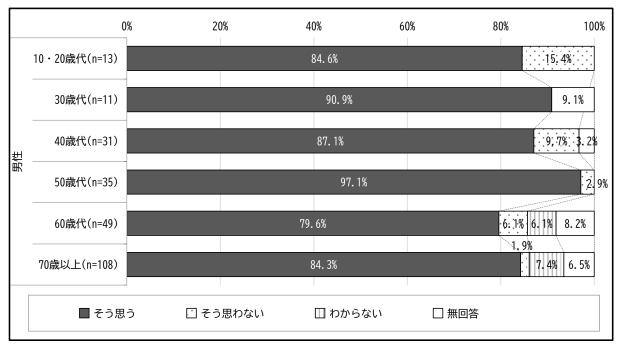
性別ではあまりおおきな差はみられませんでした。

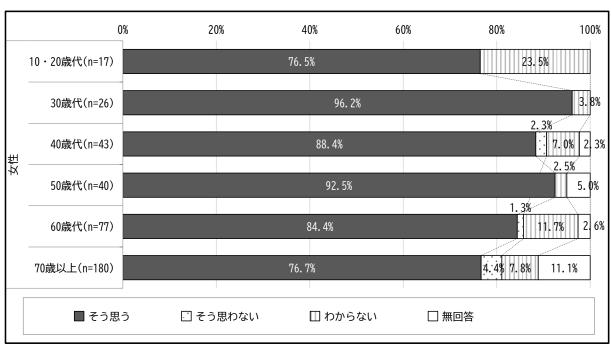
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「そう思う」の割合が増加 しています。





性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「そう思う」の割合が70%を超えて高く、特に男女ともに30歳代、50歳代では90%を超えて高くなっています。





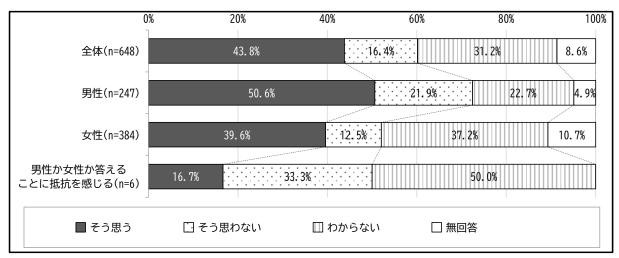
問 23 日本に住む外国人の人権を守るために次のような意見がありますが、あなたはどのように思いますか。(〇は1つだけ)

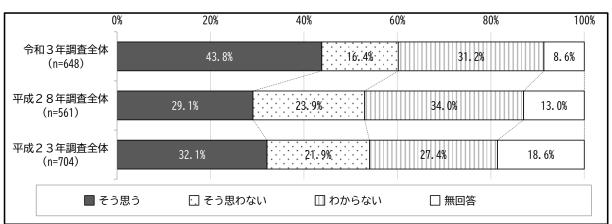
イ 交流が活発になるように、法律や制度を見直す

日本に住む外国人の人権を守るために、交流が活発になるように、法律や制度を見直すことについては、全体でみると「そう思う」(43.8%)の割合が最も高く、次いで「わからない」(31.2%)、「そう思わない」(16.4%)となっています。

性別でみると、男性では「そう思う」、「そう思わない」の割合が女性よりも高く、女性では「わからない」の割合が男性よりも高くなっています。

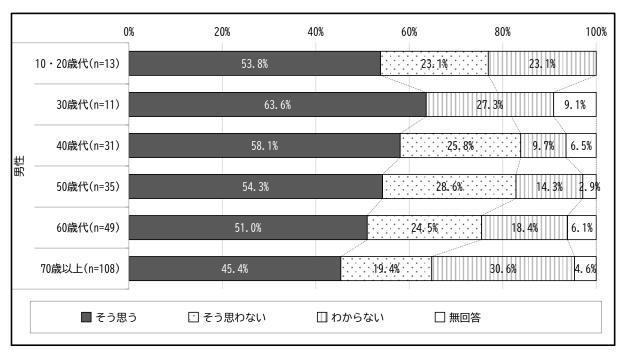
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、「そう思う」の割合が増加しています。

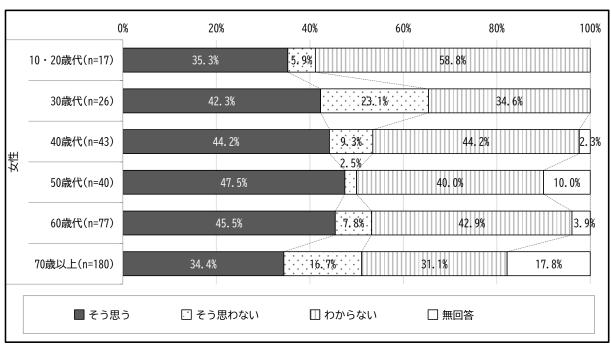




性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「そう思う」の割合が高くなっています。

また男性では30歳代以外どの年代も「そう思わない」の割合が女性よりも高く、女性では「わからない」の割合が男性よりも高くなっています。





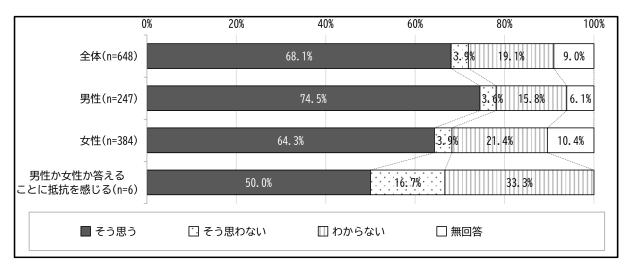
問 23 日本に住む外国人の人権を守るために次のような意見がありますが、あなたはどのように思いますか。(〇は1つだけ)

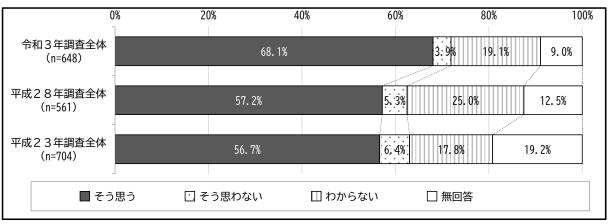
ウ 国際理解教育をすすめる(国際交流員や青年海外協力隊員から世界の実情を学ぶ)

日本に住む外国人の人権を守るために、国際理解教育をすすめる(国際交流員や青年海外協力隊員から世界の実情を学ぶ)ことについては、全体でみると「そう思う」(68.1%)の割合が最も高く、次いで「わからない」(19.1%)、「そう思わない」(3.9%)となっています。

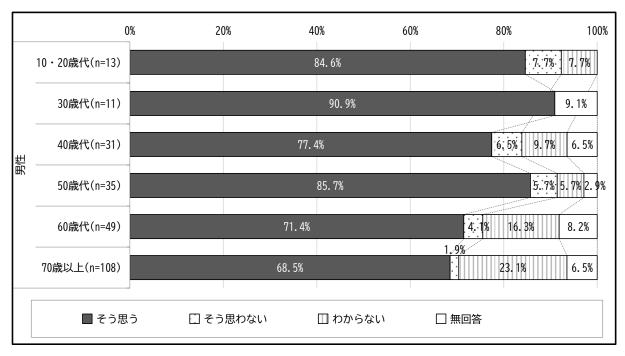
性別でみると、男性では「そう思う」の割合が女性より高くなっています。

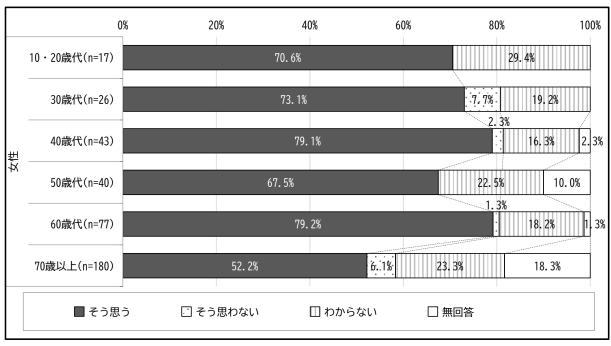
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「そう思う」の割合が増加 しています。





性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「そう思う」の割合が高くなっています。 また、女性では「わからない」の割合が男性よりも高くなっています。

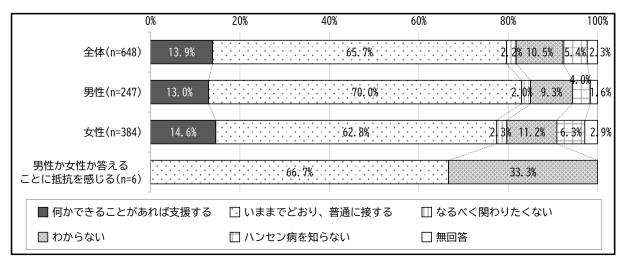


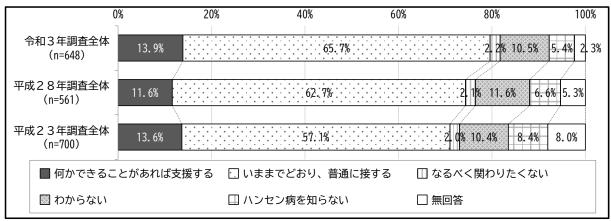


問 24 もし、あなたの職場や地域でハンセン病の元患者がいるとわかったら、あなたはどうしますか。 (〇は1つだけ)

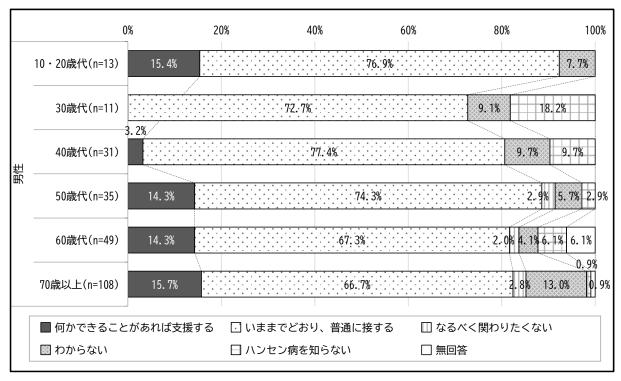
職場や地域でハンセン病の元患者がいるとわかったらどうするかについては、全体でみると「いままでどおり、普通に接する」(65.7%)の割合が最も高く、次いで「何かできることがあれば支援する」(13.9%)、「わからない」(10.5%)となっています。

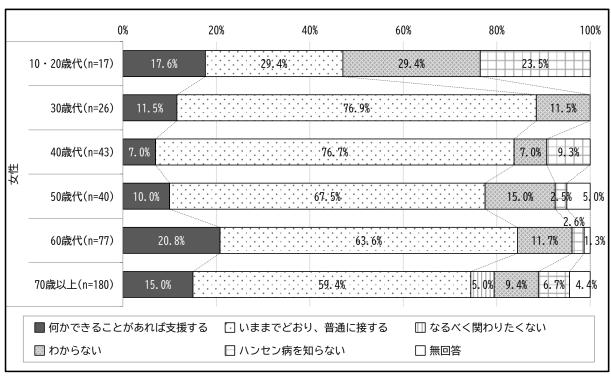
性別でみると、男性では「いままでどおり、普通に接する」の割合が女性より高くなっています。 前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「いままでどおり、普通に 接する」の割合が増加しており、「ハンセン病を知らない」の割合が減少しています。





性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「いままでどおり、普通に接する」の割合が高くなっていますが、女性の 10・20 歳代では 29.4%と他と比べて低くなっています。

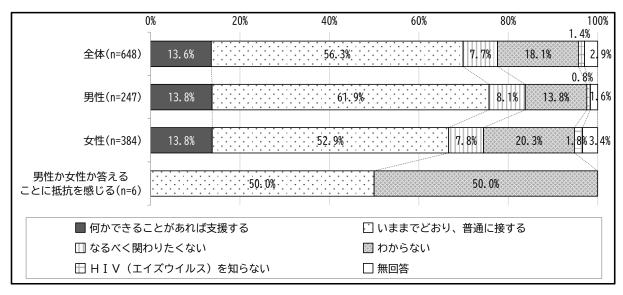


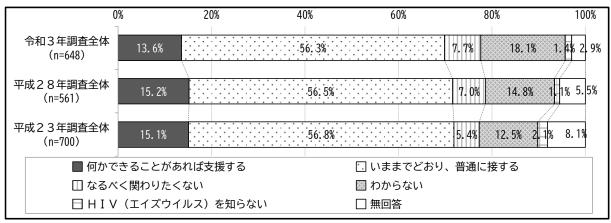


問 25 もし、あなたの友人が H I V (エイズウイルス) 感染者と知った場合、どんな接し方をしますか。 (〇は 1 つだけ)

友人が HIV (エイズウイルス) 感染者と知った場合、どうするかについては、全体でみると「いままでどおり、普通に接する」(56.3%) の割合が最も高く、次いで「わからない」(18.1%)、「何かできることがあれば支援する」(13.6%) となっています。

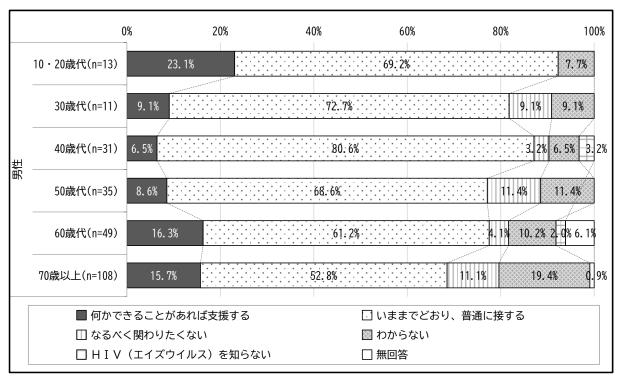
性別でみると、男性では「いままでどおり、普通に接する」の割合が女性より高くなっています。 前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「なるべく関わりたくない」、「わからない」の割合が増加しています。

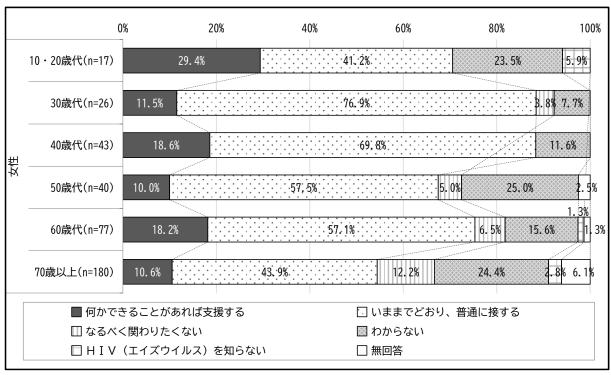




性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「いままでどおり、普通に接する」の割合が高くなっています。

また、男女ともに 10・20 歳代では、「何かできることがあれば支援する」の割合が他と比べて高くなっています。

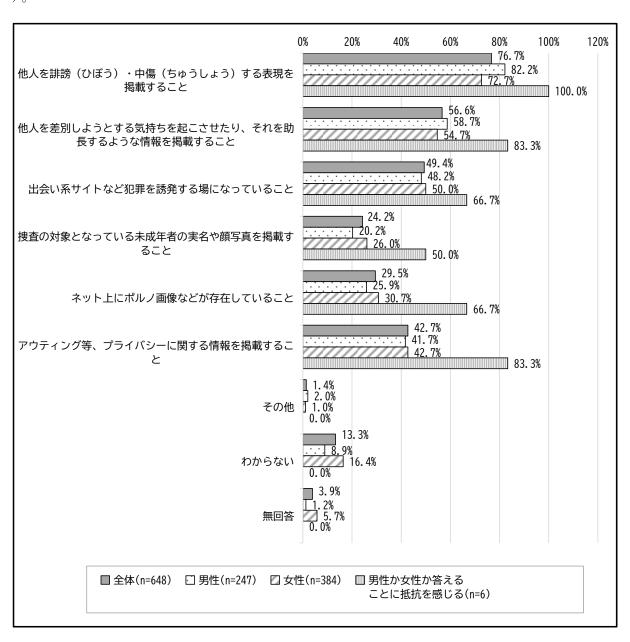




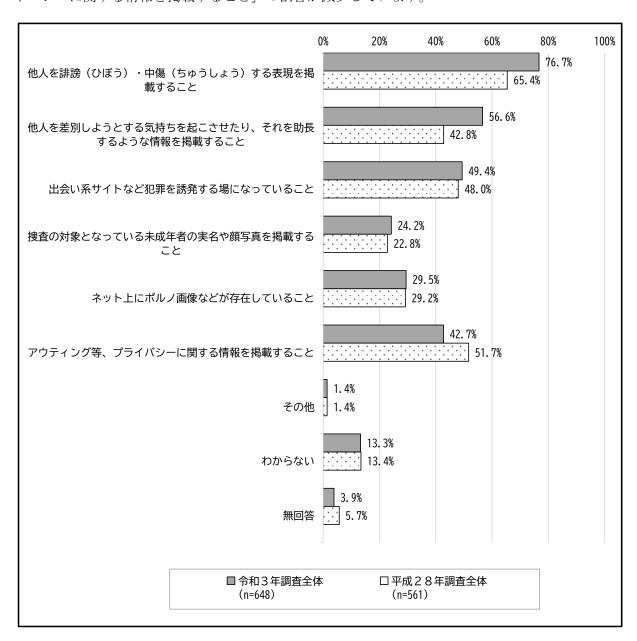
問 26 あなたは、インターネットによる人権侵害に関することで、現在、どのような人権問題があると 思いますか。(Oはいくつでも)

インターネットによる人権侵害については、全体でみると「他人を誹謗(ひぼう)・中傷(ちゅうしょう)する表現を掲載すること」(76.7%)の割合が最も高く、次いで「他人を差別しようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報を掲載すること」(56.6%)、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場になっていること」(49.4%)となっています。

性別でみると、男性では「他人を誹謗(ひぼう)・中傷(ちゅうしょう)する表現を掲載すること」の割合が女性より高く、女性では「捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること」、「ネット上にポルノ画像などが存在していること」、「わからない」の割合が男性より高くなっています。



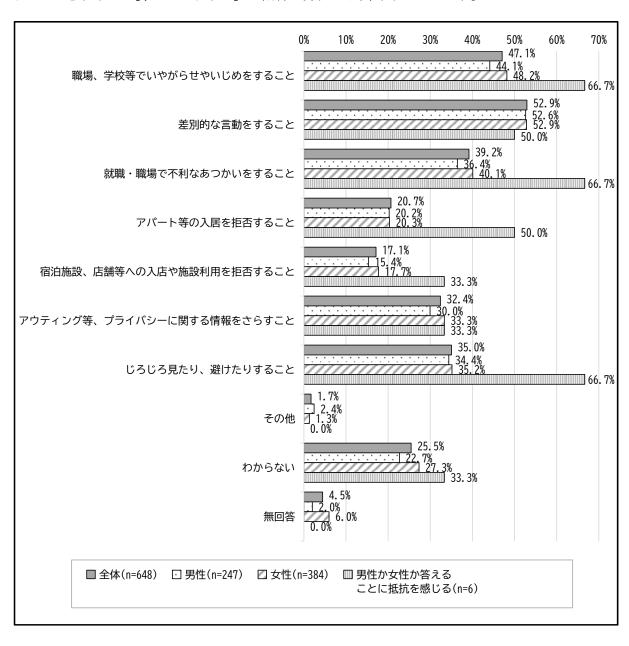
前回(平成28年)調査と比べると、ほとんどの項目で増加していますが、「アウティング等、プライバシーに関する情報を掲載すること」の割合が減少しています。



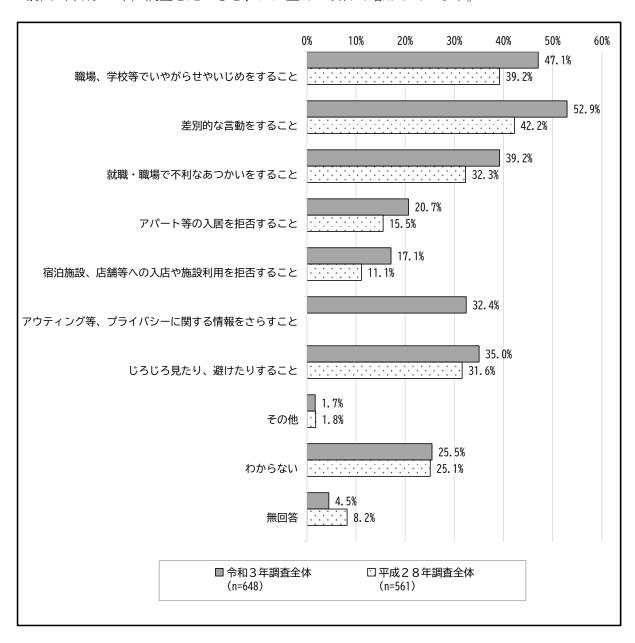
問 27 あなたは、LGBTQ など、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)や性的違和(身体の性と心の性が 一致しないこと)に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。 (○はいくつでも)

LGBTQ など、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)や性的違和(身体の性と心の性が一致しないこと)に関する人権問題については、全体でみると「差別的な言動をすること」(52.9%)の割合が最も高く、次いで「職場、学校等でいやがらせやいじめをすること」(47.1%)、「就職・職場で不利なあつかいをすること」(39.2%)となっています。

性別でみると、女性では「職場、学校等でいやがらせやいじめをすること」、「就職・職場で不利な あつかいをすること」、「わからない」の割合が男性より高くなっています。



前回(平成28年)調査と比べると、ほぼ全ての項目で増加しています。



問 28 新型コロナウイルス感染症に関して、あなたの考えに近いのはどれですか。(Oは1つだけ)

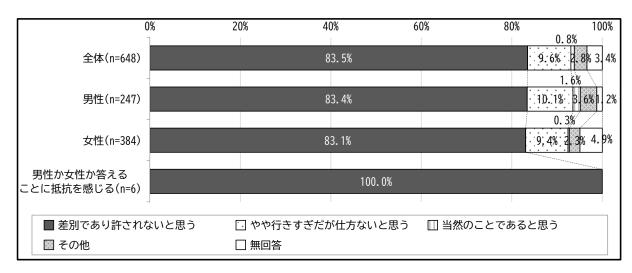
事例:近所に住むAさんは看護師をしているが、勤め先の病院に新型コロナウイルスの感染者が入院していることが分かった。それから、近所の人たちはAさんを避けるようになり、ついには「帰宅せずに病院に寝泊まりせよ」といった投書がされたという。

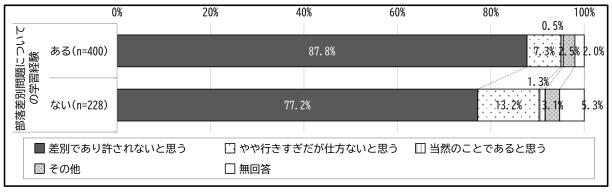
近所の人たちの対応について、あなたの考えに近いのはどれですか。

新型コロナウイルス感染症に関する対応については、全体でみると「差別であり許されないと思う」 (83.5%) の割合が最も高く、次いで「やや行きすぎだが仕方ないと思う」(9.6%)、「その他」(2.8%) となっています。

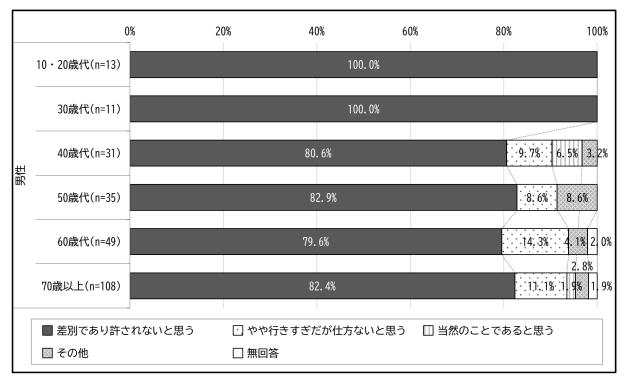
性別でみると、男性では「当然のことであると思う」の割合が女性より高くなっています。

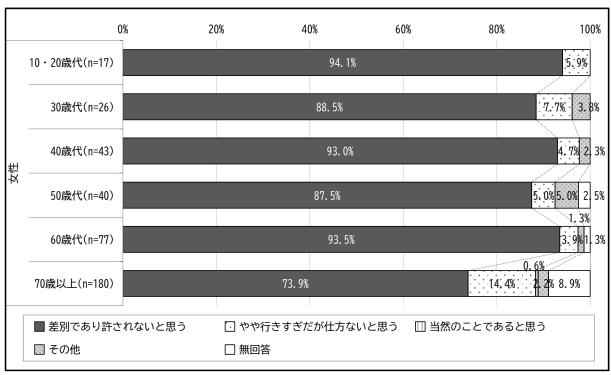
人権問題についての学習経験の有無別でみると、ある人では「差別であり許されないと思う」の割合がない人より高く、ない人では「やや行きすぎだが仕方ないと思う」の割合がある人より高くなっています。





性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「差別であり許されないと思う」の割合が高くなっており、特に男性の50歳代までと70歳以上、女性の60歳代までは80%を超えて高くなっています。





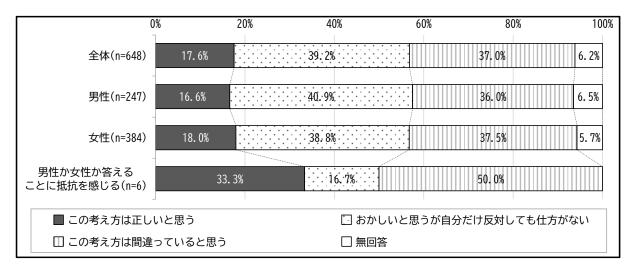
問 29 日本には、いろいろ古くから言い伝えや考え方がありますが、あなたのお考えに近いものはどれですか。(〇は1つだけ)

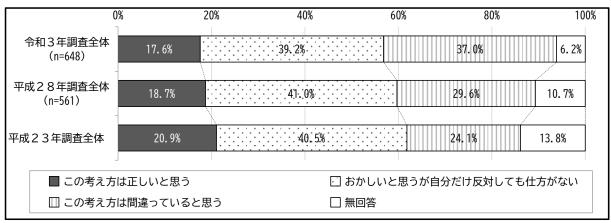
ア 結婚式は「大安」の日でないとよくないという考え方

結婚式は「大安」の日でないとよくないという考え方については、全体でみると「おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がない」(39.2%)の割合が最も高く、次いで「この考え方は間違っていると思う」(37.0%)、「この考え方は正しいと思う」(17.6%)となっています。

性別ではあまりおおきな差はみられませんでした。

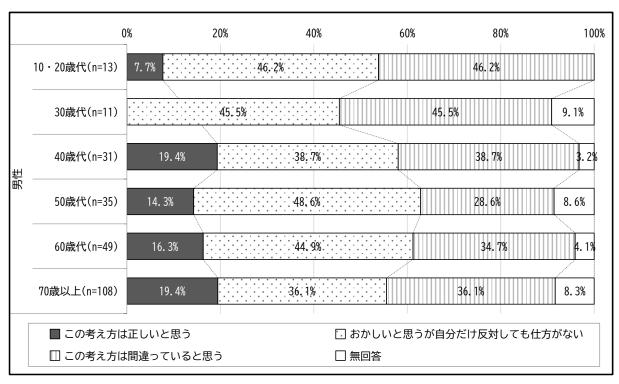
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「この考え方は間違っていると思う」の割合が増加しています。

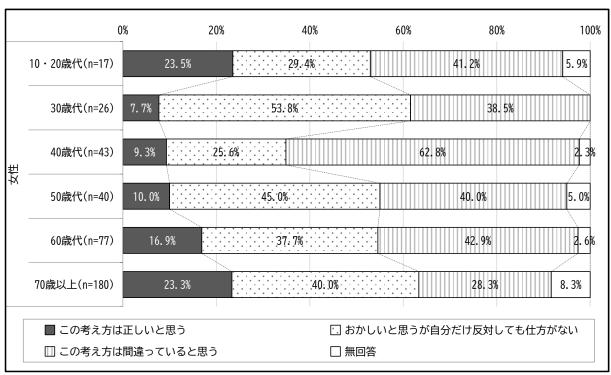




性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「この考え方は正しいと思う」の割合が低くなっています。

女性の30歳代では「おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がない」の割合が50%を超えており、また、女性の40歳代では「この考え方は間違っていると思う」の割合が60%を超えており、他と比べて高くなっています。





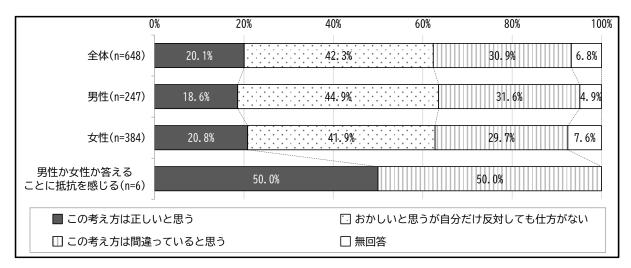
問 29 日本には、いろいろ古くから言い伝えや考え方がありますが、あなたのお考えに近いものはどれですか。(〇は1つだけ)

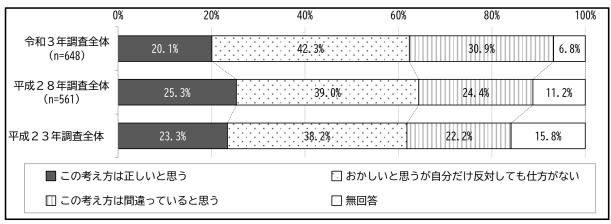
イ 葬式を「友引」の日にしてはならないという考え方

葬式を「友引」の日にしてはならないという考え方については、全体でみると「おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がない」(42.3%)の割合が最も高く、次いで「この考え方は間違っていると思う」(30.9%)、「この考え方は正しいと思う」(20.1%)となっています。

性別ではあまりおおきな差はみられませんでした。

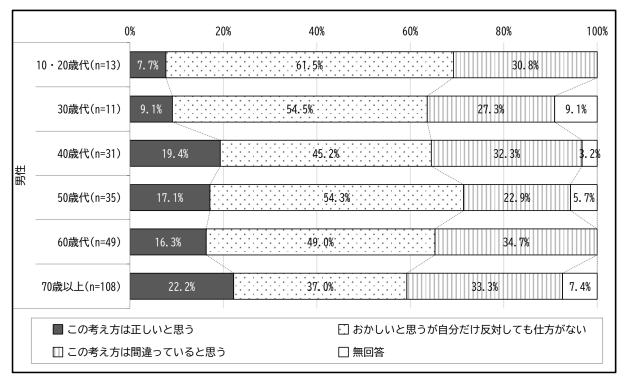
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「この考え方は間違っていると思う」の割合が増加しています。

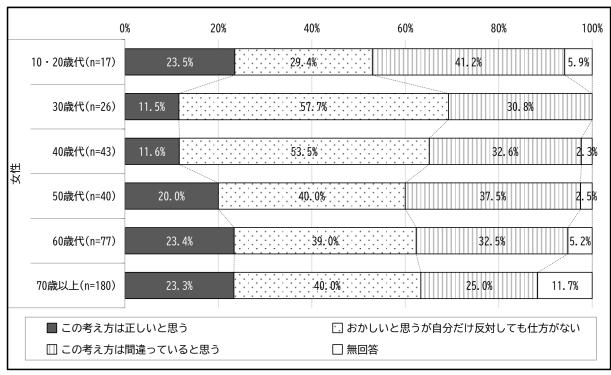




性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「この考え方は正しいと思う」の割合が低くなっています。

男性の 60 歳代まで、女性の 10・20 歳代、60 歳代以外ではどの年代も「おかしいと思うが自分だけ 反対しても仕方がない」の割合が 40%を超えて高くなっています。





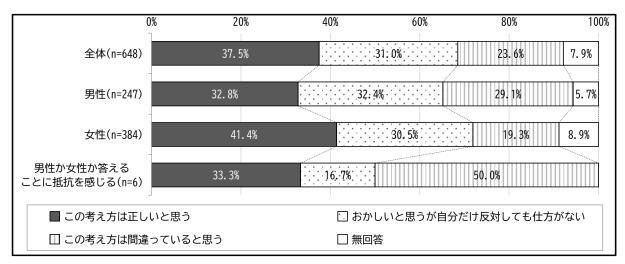
問 29 日本には、いろいろ古くから言い伝えや考え方がありますが、あなたのお考えに近いものはどれですか。(〇は1つだけ)

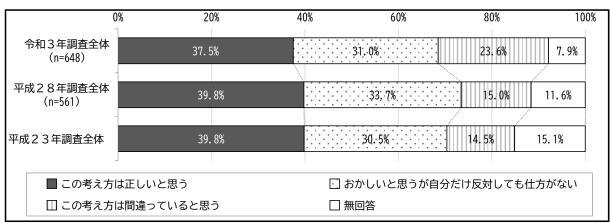
ウ 家を建てるときに、方角がよいとかよくないとかいう考え方

家を建てるときに、方角がよいとかよくないという考え方については、全体でみると「この考え方は正しいと思う」(37.5%)の割合が最も高く、次いで「おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がない」(31.0%)、「この考え方は間違っていると思う」(23.6%)となっています。

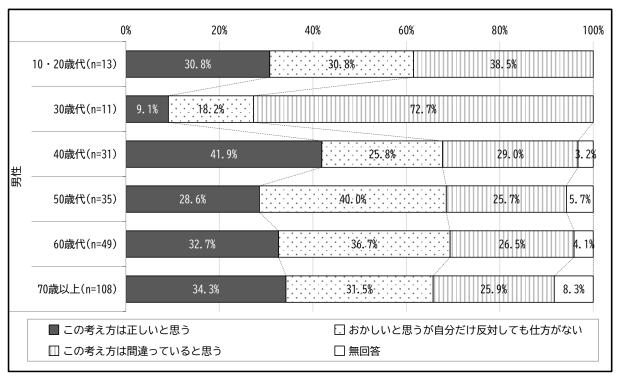
性別でみると、男性では「この考え方は間違っていると思う」の割合が女性より高く、女性では「この考え方は正しいと思う」の割合が男性より高くなっています。

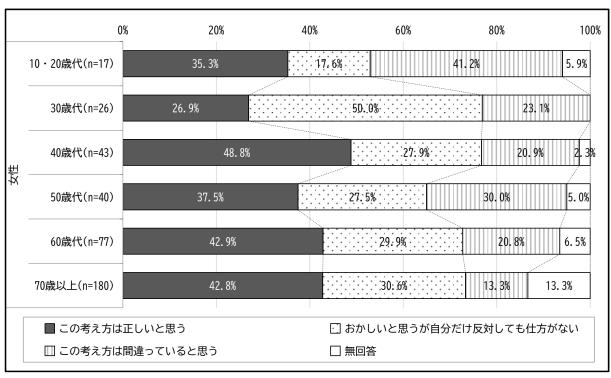
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「この考え方は間違っていると思う」の割合が増加しています。





性年齢別でみると、女性のどの年代も「この考え方は正しいと思う」の割合が男性より高くなっています。

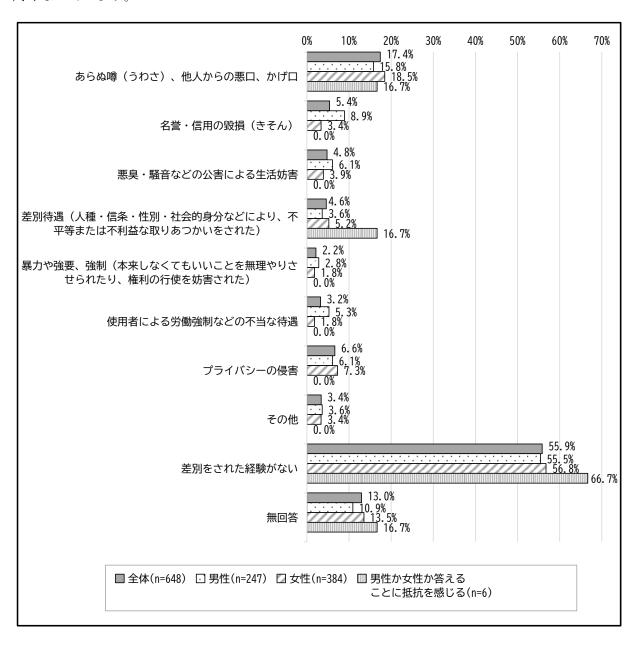




問30 あなたは最近(2、3年)ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。 (〇はいくつでも)

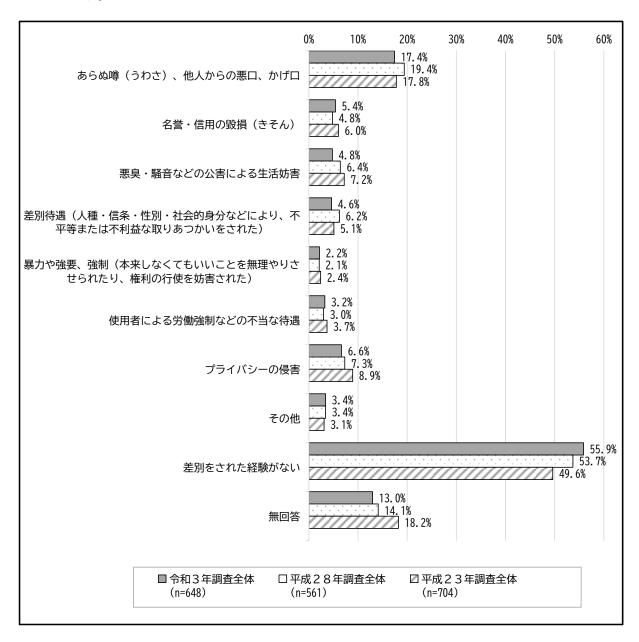
最近(2,3年)人権が侵害されたと思うかについては、全体でみると「差別をされた経験がない」 (55.9%)の割合が最も高く、次いで「あらぬ噂(うわさ)、他人からの悪口、かげ口」(17.4%)、「プライバシーの侵害」(6.6%)となっています。

性別でみると、男性では「名誉・信用の毀損(きそん)」、「使用者による労働強制などの不当な待遇」の割合が女性より高く、女性では「あらぬ噂(うわさ)、他人からの悪口、かげ口」の割合が男性より高くなっています。



前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「差別をされた経験がない」の割合が増加しています。

また、調査する度に「悪臭・騒音などの公害による生活妨害」、「プライバシーの侵害」の割合が減少しています。



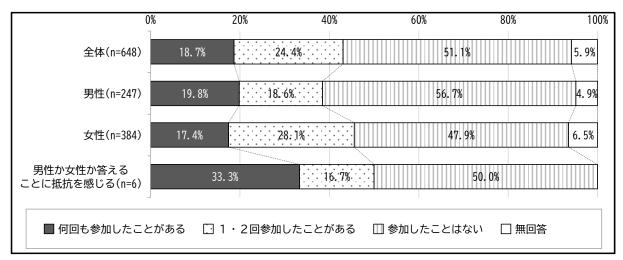
問31 現在、大分県や豊後大野市では、さまざまな人権啓発活動を実施しています。あなたはこのような啓発活動についてどの程度参加したことがありますか。(〇は1つだけ)

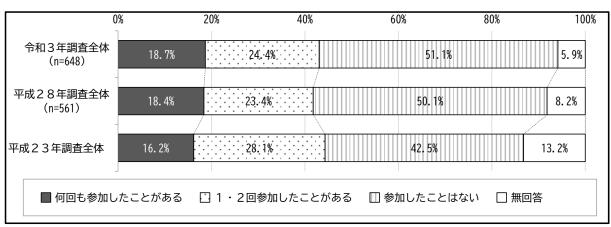
ア 講演会、研修会、シンポジウム(討論会)

大分県や豊後大野市が実施している、人権啓発活動の講演会、研修会、シンポジウム(討論会)への参加については、全体でみると「参加したことはない」(51.1%)の割合が最も高く、次いで「1・2回参加したことがある」(24.4%)、「何回も参加したことがある」(18.7%)となっています。

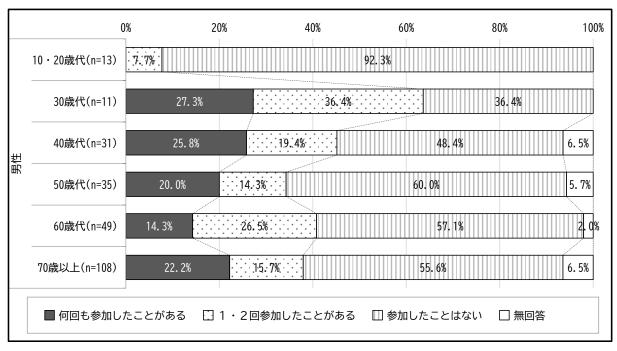
性別でみると、男性では「参加したことはない」の割合が女性より高く、女性では「1・2回参加 したことがある」の割合が男性より高くなっています。

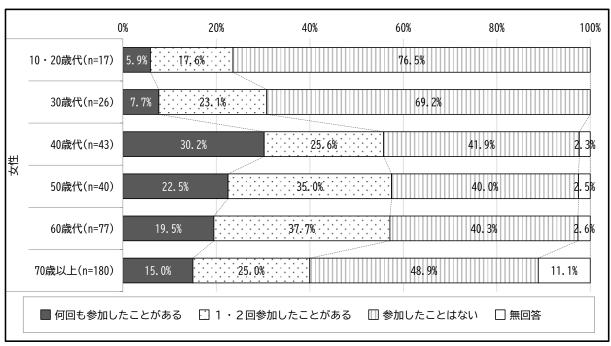
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「何回も参加したことがある」の割合が増加しています。





性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「参加したことはない」の割合が高くなっています。 また、男性では30歳代で、女性では40歳代から60歳代で「何回も参加したことがある」と「1・2回参加したことがある」を合わせた割合が高くなっています。



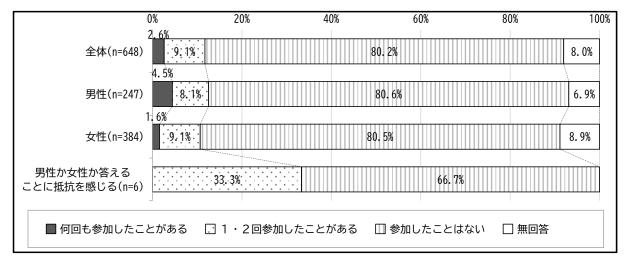


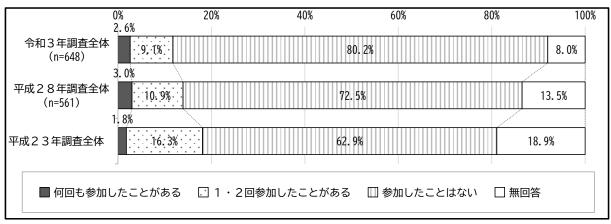
問31 現在、大分県や豊後大野市では、さまざまな人権啓発活動を実施しています。あなたはこのような啓発活動についてどの程度参加したことがありますか。(〇は1つだけ)

イ 街頭におけるチラシ等の配布や人権標語等の応募

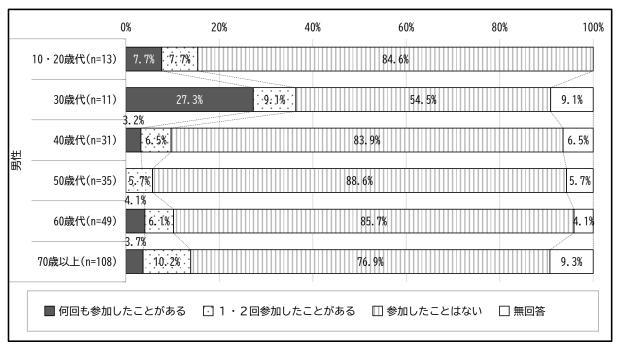
大分県や豊後大野市が実施している、人権啓発活動の街頭におけるチラシ等の配布や人権標語等の応募への参加については、全体でみると「参加したことはない」(80.2%)の割合が最も高く、次いで「1・2回参加したことがある」(9.1%)、「何回も参加したことがある」(2.6%)となっています。性別でみると、男性では「何回も参加したことがある」の割合が女性より高くなっています。

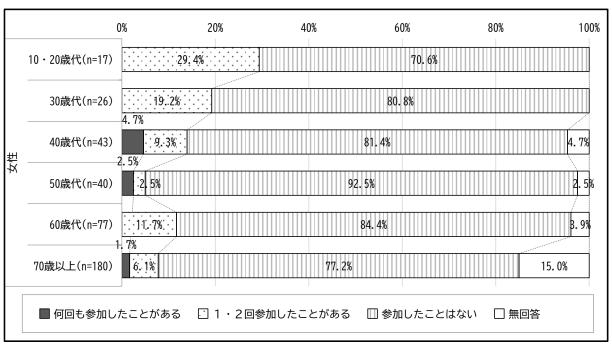
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「参加したことはない」の割合が増加しています。





性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「参加したことはない」の割合が高くなっています。 また、男性の30歳代では「何回も参加したことがある」と「1・2回参加したことがある」を合わせた割合が36.4%と他と比べて高くなっています。



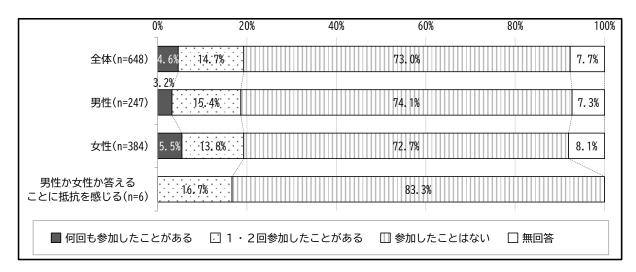


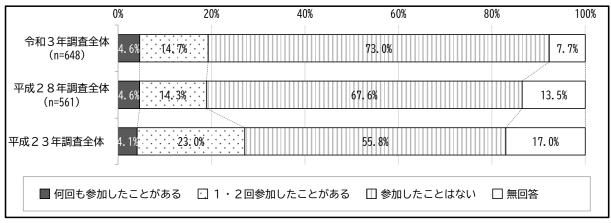
問31 現在、大分県や豊後大野市では、さまざまな人権啓発活動を実施しています。あなたはこのような啓発活動についてどの程度参加したことがありますか。(〇は1つだけ)

ウ さまざまな障がいの疑似体験(車イス、アイマスク、耳栓など)やグループ学習等の参加・体験 型の学習

大分県や豊後大野市が実施している、さまざまな障がいの疑似体験(車イス、アイマスク、耳栓など)やグループ学習等の参加・体験型の学習の参加については、全体でみると「参加したことはない」 (73.0%) の割合が最も高く、次いで「1・2回参加したことがある」(14.7%)、「何回も参加したことがある」(4.6%) となっています。

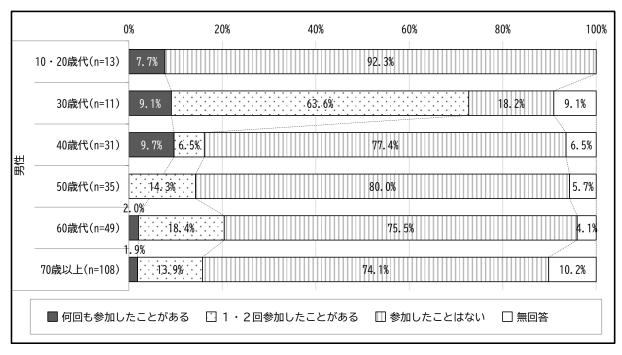
性別でみると、女性では「何回も参加したことがある」の割合が男性より高くなっています。 前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「参加したことはない」の 割合が増加しています。

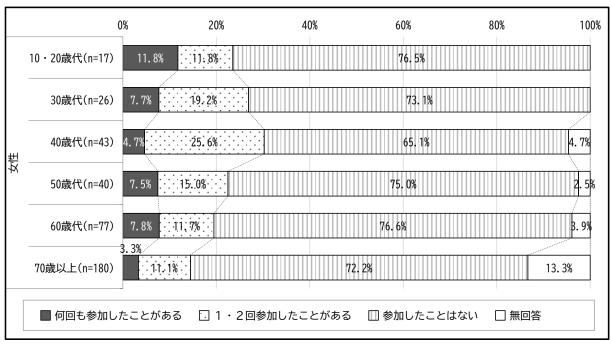




性年齢別でみると、男性の30歳代以外は男女ともにどの年代も「参加したことはない」の割合が高くなっています。

また、男性の 30 歳代では「1・2回参加したことがある」の割合が 63.6%と他と比べて高くなっています。

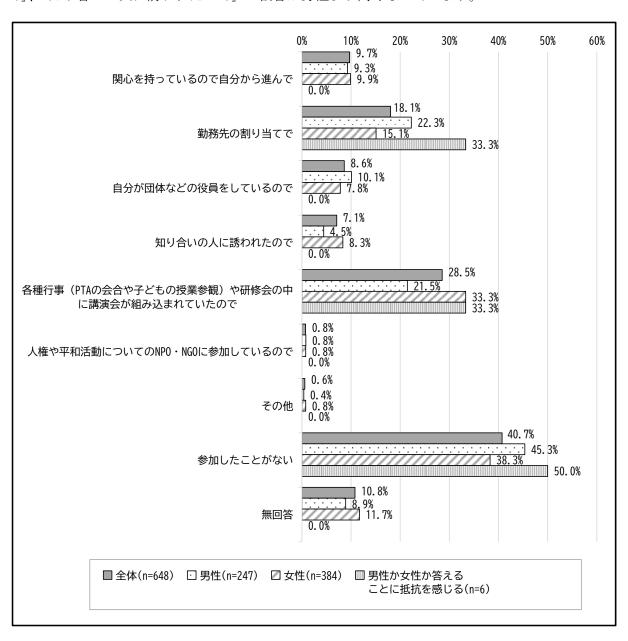




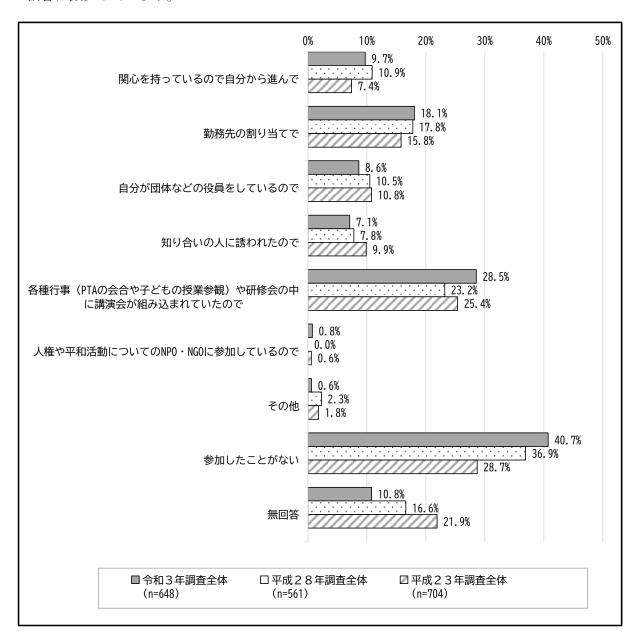
問 32 あなたが、人権問題の講演会や研修会に参加されたきっかけは何ですか。(Oはいくつでも)

人権問題の講演会や研修会に参加したきっかけについては、全体でみると「参加したことがない」 (40.7%) の割合が最も高く、次いで「各種行事 (PTA の会合や子どもの授業参観) や研修会の中に 講演会が組み込まれていたので」(28.5%)、「勤務先の割り当てで」(18.1%) となっています。

性別でみると、男性では「勤務先の割り当てで」、「参加したことがない」の割合が女性より高く、女性では「各種行事(PTAの会合や子どもの授業参観)や研修会の中に講演会が組み込まれていたので」、「知り合いの人に誘われたので」の割合が男性より高くなっています。



前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、「参加したことがない」、「各種行事(PTAの会合や子どもの授業参観)や研修会の中に講演会が組み込まれていたので」、「勤務先の割り当てで」の割合が増加していまが、「自分が団体などの役員をしているので」、「知り合いの人に誘われたので」の割合は減少しています。



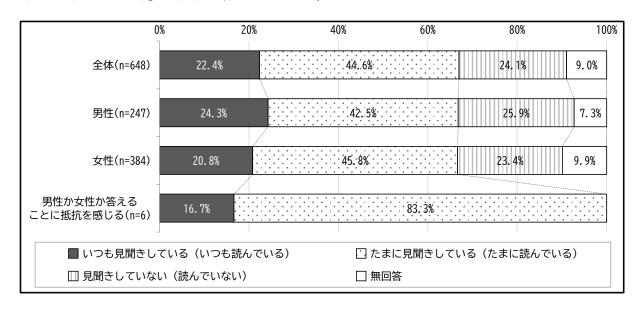
問 33 次のアからオの項目について、あなたは見聞きしたことがありますか。(Oは1つだけ)

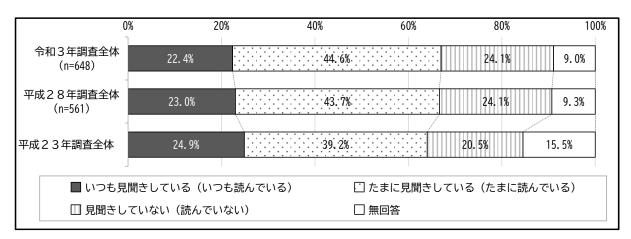
ア 人権啓発冊子や「市報ぶんごおおの」掲載の人権啓発・情報に関する記事

人権啓発冊子や「市報ぶんごおおの」掲載の人権啓発・情報に関する記事については、全体でみると「たまに見聞きしている(たまに読んでいる)」(44.6%)の割合が最も高く、次いで「見聞きしていない(読んでいない)」(24.1%)、「いつも見聞きしている(いつも読んでいる)」(22.4%)となっています。

性別でみると、男性では「いつも見聞きしている(いつも読んでいる)」の割合が女性より高くなっています。

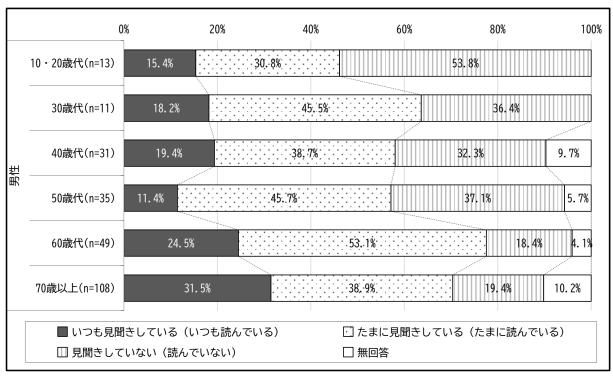
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「たまに見聞きしている(たまに読んでいる)」の割合が増加しています。

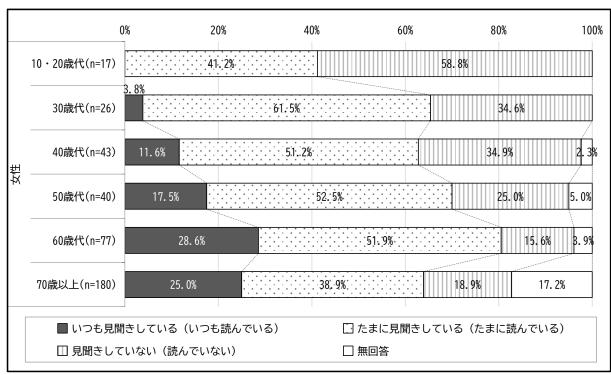




性年齢別でみると、10・20歳代以外は男女ともにどの年代も「いつも見聞きしている(いつも読んでいる)」と「たまに見聞きしている(たまに読んでいる)」を合わせた割合が高く、特に女性の60歳代では80.5%と他と比べて高くなっています。

また男性の 50 歳代まで、女性の 40 歳代までは「見聞きしていない (読んでいない)」の割合が 30% を超えて高くなっています。



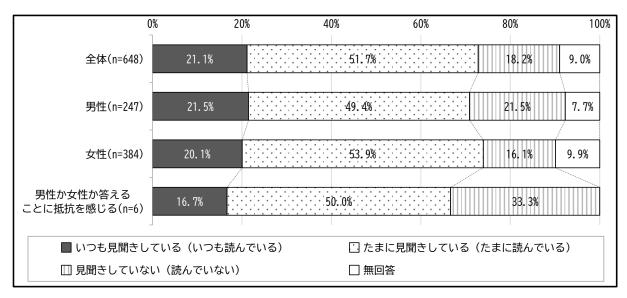


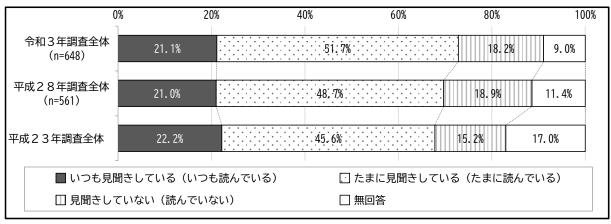
問33 次のアからオの項目について、あなたは見聞きしたことがありますか。(〇は1つだけ)

イ 人権標語・人権ポスター

人権標語・人権ポスターについては、全体でみると「たまに見聞きしている(たまに読んでいる)」 (51.7%)の割合が最も高く、次いで「いつも見聞きしている(いつも読んでいる)」(21.1%)、「見聞きしていない(読んでいない)」(18.2%)となっています。

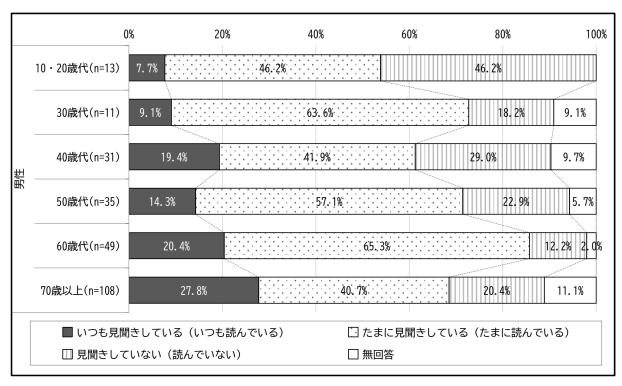
性別でみると、男性では「見聞きしていない(読んでいない)」の割合が女性より高くなっています。 前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「たまに見聞きしている (たまに読んでいる)」の割合が増加しています。

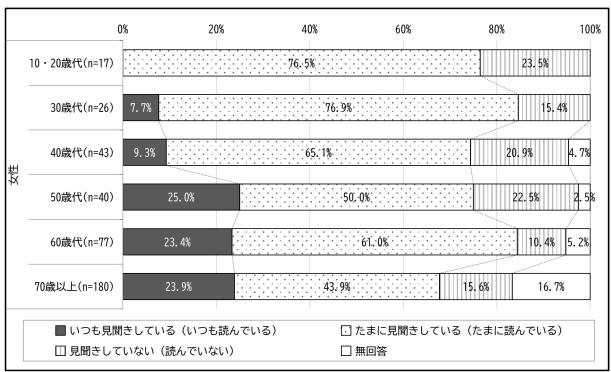




性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「いつも見聞きしている(いつも読んでいる)」と「たまに見聞きしている(たまに読んでいる)」を合わせた割合が高く、特に男性の60歳代では85.7%、女性の60歳代では84.4%と他の年代と比べて高くなっています。

また男性の 10・20 歳代では「見聞きしていない (読んでいない)」の割合が 46.2%と他と比べて高くなっています。





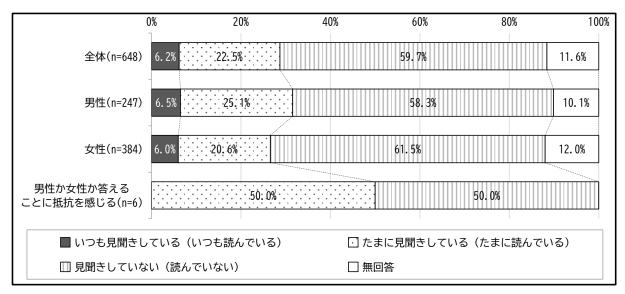
問33 次のアからオの項目について、あなたは見聞きしたことがありますか。(〇は1つだけ)

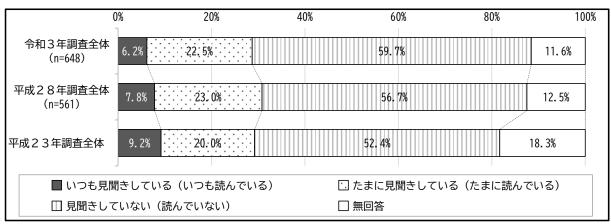
ウ 豊後大野市ホームページの人権コーナー

豊後大野市ホームページの人権コーナーについては、全体でみると「見聞きしていない(読んでいない)」(59.7%)の割合が最も高く、次いで「たまに見聞きしている(たまに読んでいる)」(22.5%)、「いつも見聞きしている(いつも読んでいる)」(6.2%)となっています。

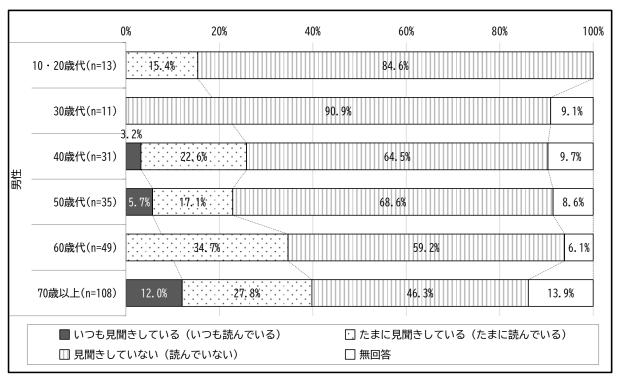
性別でみると、男性では「たまに見聞きしている (たまに読んでいる)」の割合が女性より高くなっています。

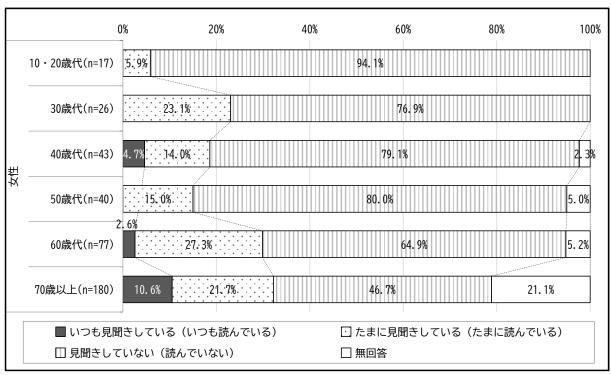
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、調査する度に「見聞きしていない(読んでいない)」の割合が増加しています。





性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「見聞きしていない(読んでいない)」の割合が高く、60歳代までは50%を超えて高くなっています。



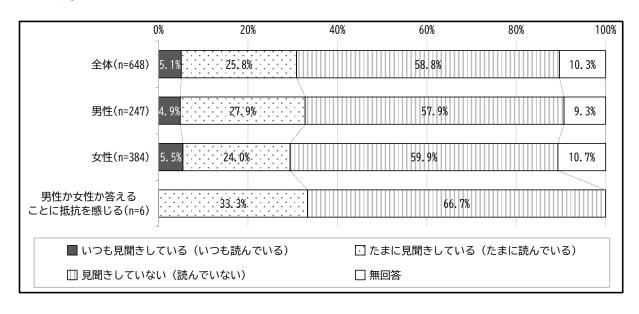


問 33 次のアから才の項目について、あなたは見聞きしたことがありますか。(Oは1つだけ)

エ 豊後大野市ケーブルテレビでの人権啓発情報

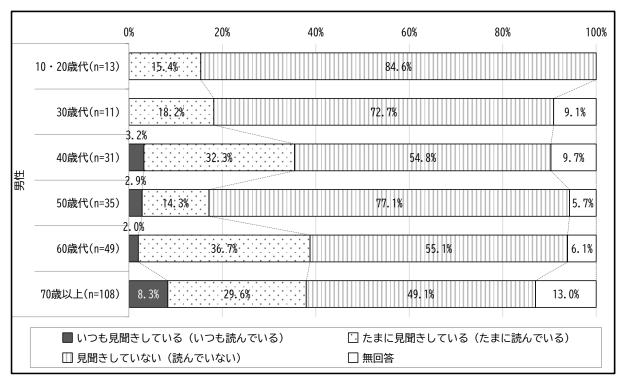
豊後大野市ケーブルテレビでの人権啓発情報については、全体でみると「見聞きしていない(読んでいない)」(58.8%)の割合が最も高く、次いで「たまに見聞きしている(たまに読んでいる)」(25.8%)、「いつも見聞きしている(いつも読んでいる)」(5.1%)となっています。

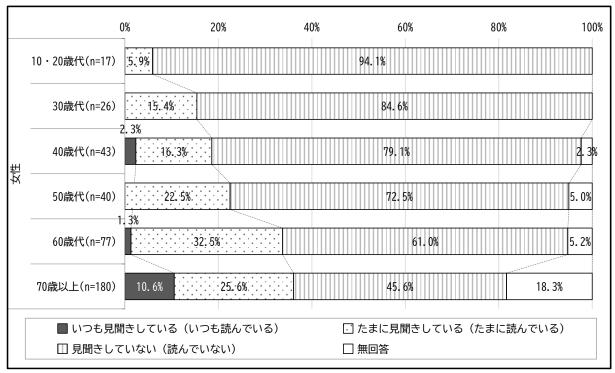
性別でみると、男性では「たまに見聞きしている (たまに読んでいる)」の割合が女性より高くなっています。



性年齢別でみると、男女ともにどの年代も「見聞きしていない(読んでいない)」の割合が高く、60歳代までは50%を超えて高くなっています。

また、女性では年齢が高くなるにつれ、「いつも見聞きしている(いつも読んでいる)」と「たまに 見聞きしている(たまに読んでいる)」を合わせた割合が高くなっています。



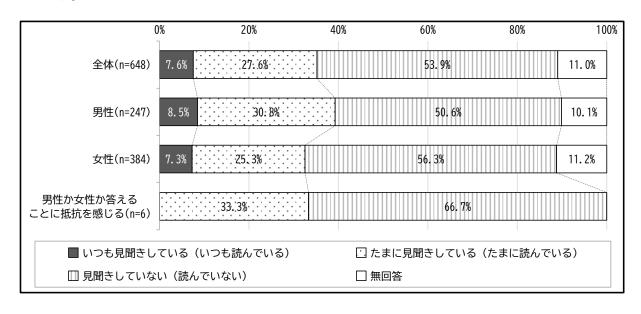


問33 次のアからオの項目について、あなたは見聞きしたことがありますか。(〇は1つだけ)

オ 音声告知放送の人権啓発情報

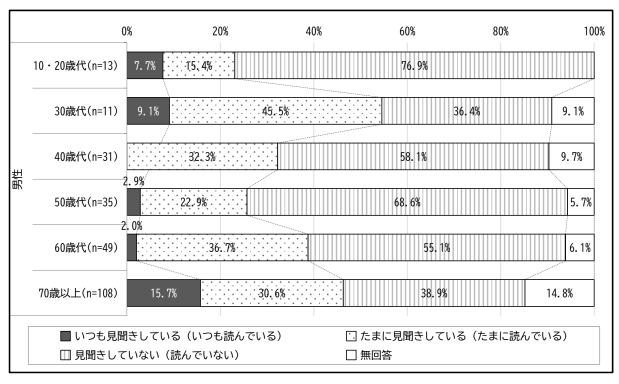
音声告知放送の人権啓発情報については、全体でみると「見聞きしていない(読んでいない)」 (53.9%)の割合が最も高く、次いで「たまに見聞きしている(たまに読んでいる)」(27.6%)、「いつも見聞きしている(いつも読んでいる)」(7.6%)となっています。

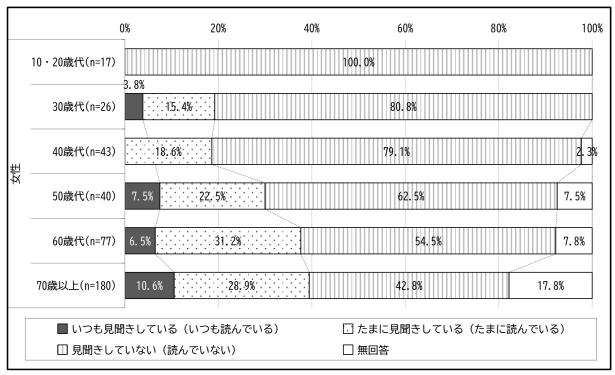
性別でみると、男性では「たまに見聞きしている (たまに読んでいる)」の割合が女性より高くなっています。



性年齢別でみると、男性のどの年代も「たまに見聞きしている(たまに読んでいる)」の割合が女性 よりも高くなっています。

また、女性では年齢が高くなるにつれ、「いつも見聞きしている(いつも読んでいる)」と「たまに 見聞きしている(たまに読んでいる)」を合わせた割合が高くなっています。

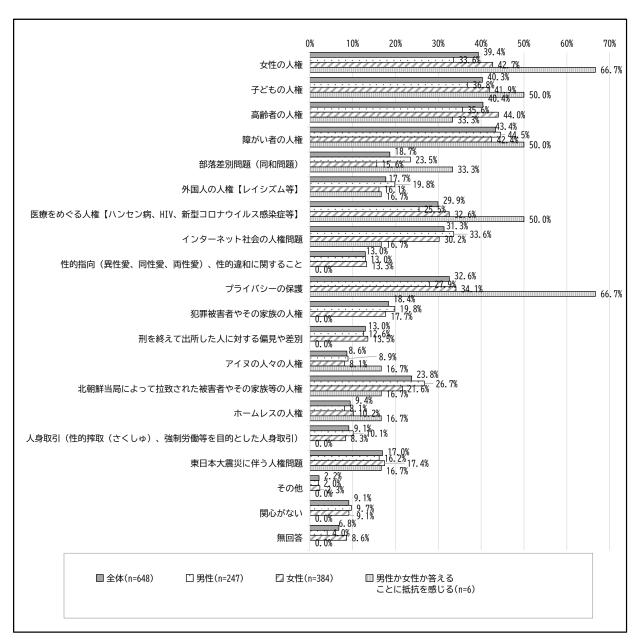




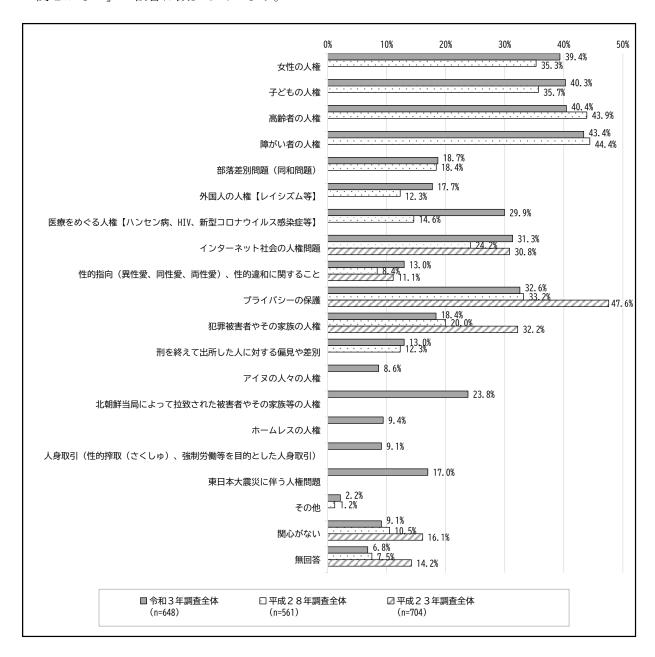
問 34 下記の中の人権問題で関心のあるものについて選んでください。(Oはいくつでも)

人権問題で関心のあるものについては、全体でみると「障がい者の人権」(43.4%)の割合が最も高く、次いで「高齢者の人権」(40.4%)、「子どもの人権」(40.3%)となっています。

性別でみると、男性では「部落差別問題(同和問題)」、「北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族等の人権」の割合が女性より高く、女性では「女性の人権」、「子どもの人権」、「高齢者の人権」、「医療をめぐる人権【ハンセン病、HIV、新型コロナウイルス感染症等】」、「プライバシーの保護」の割合が男性より高くなっています。



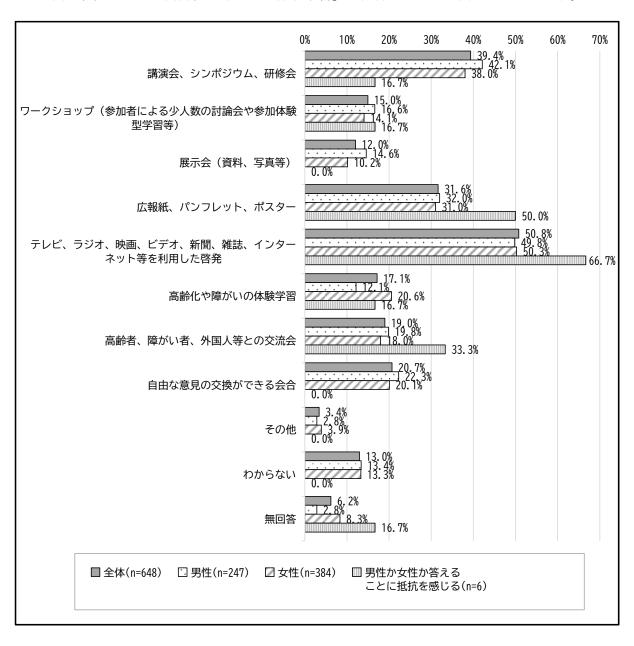
前回(平成28年)、前々回(平成23年)調査と比べると、「女性の人権」、「子どもの人権」、「外国人の人権【レイシズム等】」、「医療をめぐる人権【ハンセン病、HIV、新型コロナウイルス感染症等】」の割合が増加しています。又、調査する度に「プライバシーの保護」、「犯罪被害者やその家族の人権」、「関心がない」の割合は減少しています。



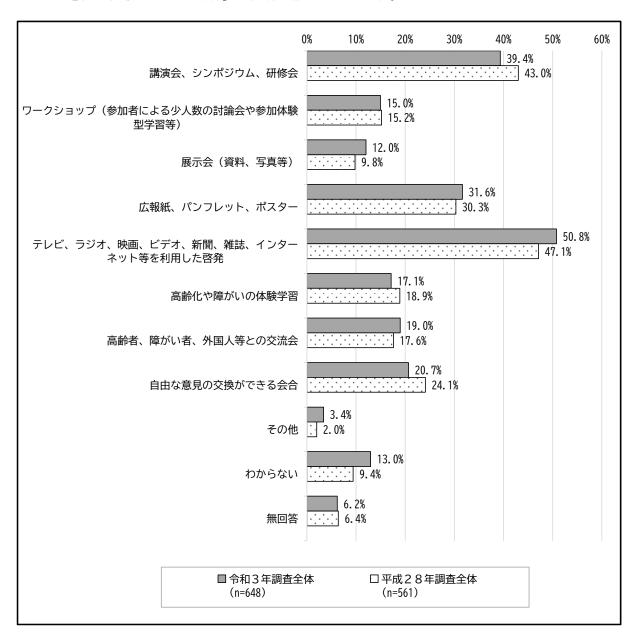
問35 あなたは、人権のたいせつさを多くの人に知ってもらうには、どんな方法が効果的だと思いますか。(〇はいくつでも)

人権のたいせつさを多くの人に知ってもらう方法として効果的だと思うものについては、全体でみると「テレビ、ラジオ、映画、ビデオ、新聞、雑誌、インターネット等を利用した啓発」(50.8%)の割合が最も高く、次いで「講演会、シンポジウム、研修会」(39.4%)、「広報紙、パンフレット、ポスター」(31.6%)となっています。

性別でみると、男性では「講演会、シンポジウム、研修会」、「展示会(資料、写真等)」の割合が女性より高く、女性では「高齢化や障がいの体験学習」の割合が男性より高くなっています。



前回(平成28年)調査と比べると、「テレビ、ラジオ、映画、ビデオ、新聞、雑誌、インターネット等を利用した啓発」、「わからない」の割合が増加していますが、「講演会、シンポジウム、研修会」、「自由な意見の交換ができる会合」の割合は減少しています。



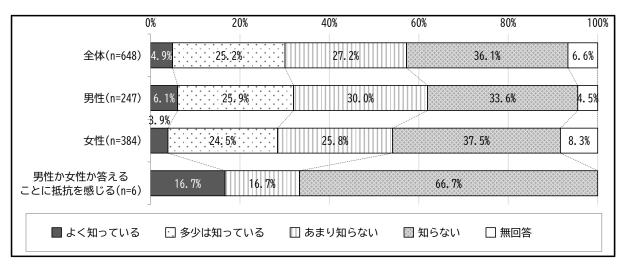
問36 2016年(平成28年)に差別の解消を目的とした3つの法律が施行されました。あなたは、次の 法律について知っていますか。(〇は1つだけ)

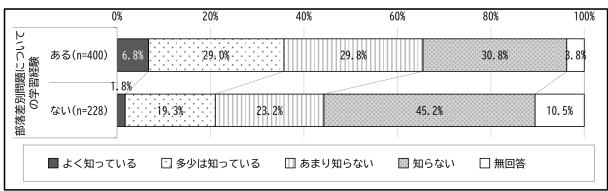
ア 障害者差別解消法 ※ (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

障害者差別解消法については、全体でみると「知らない」(36.1%)の割合が最も高く、次いで「あまり知らない」(27.2%)、「多少は知っている」(25.2%)となっています。

性別でみると、男性では「よく知っている」の割合が女性より高く、女性では「知らない」の割合が男性より高くなっています。

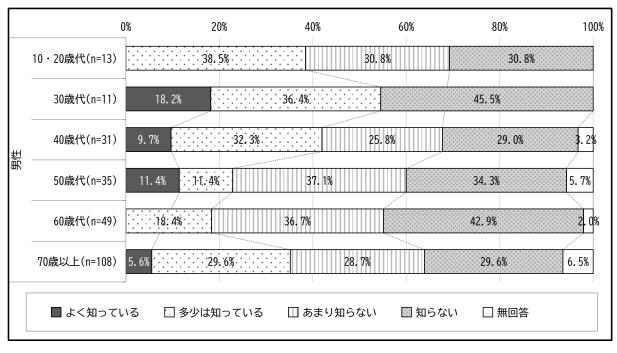
人権問題についての学習経験の有無別でみると、ある人では「よく知っている」と「多少は知っている」を合わせた割合がない人より高くなっています。

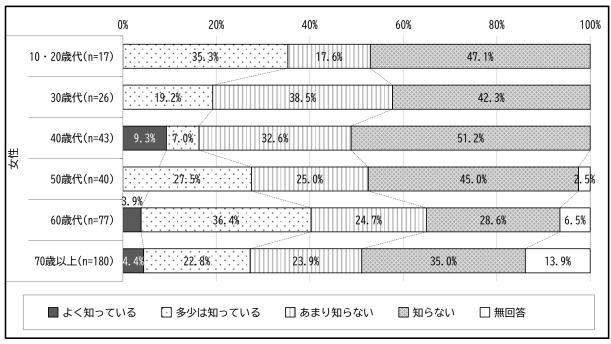




性年齢別でみると、男性の30歳代以外は男女ともにどの年代も「あまり知らない」と「知らない」を合わせた割合が高く、特に女性の30歳代と40歳代では80%を超えて高くなっています。

また、男性の30歳代では「よく知っている」と「多少は知っている」を合わせた割合が54.6%と他より高くなっています。





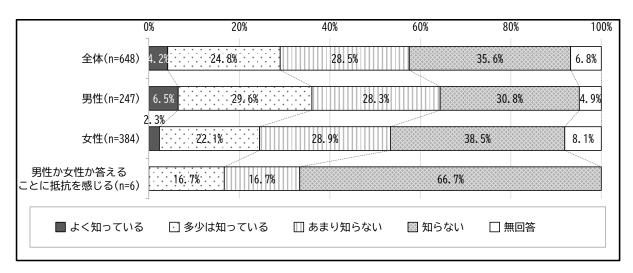
問36 2016年(平成28年)に差別の解消を目的とした3つの法律が施行されました。あなたは、次の法律について知っていますか。(〇は1つだけ)

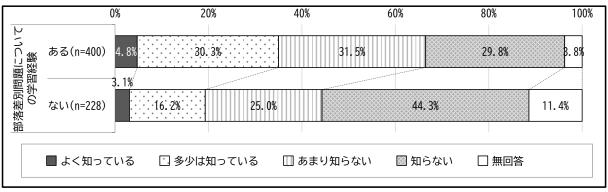
イ ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)

ヘイトスピーチ解消法については、全体でみると「知らない」(35.6%)の割合が最も高く、次いで「あまり知らない」(28.5%)、「多少は知っている」(24.8%)となっています。

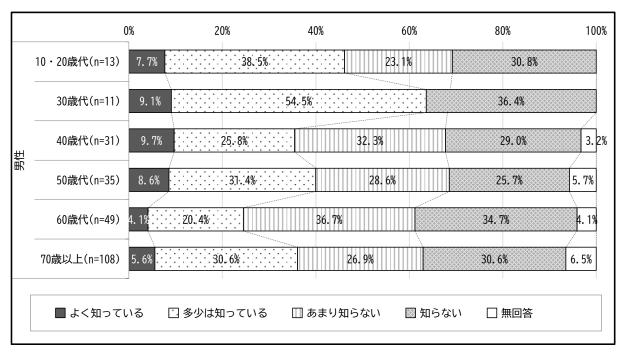
性別でみると、男性では「よく知っている」、「多少は知っている」の割合が女性より高く、女性では「知らない」の割合が男性より高くなっています。

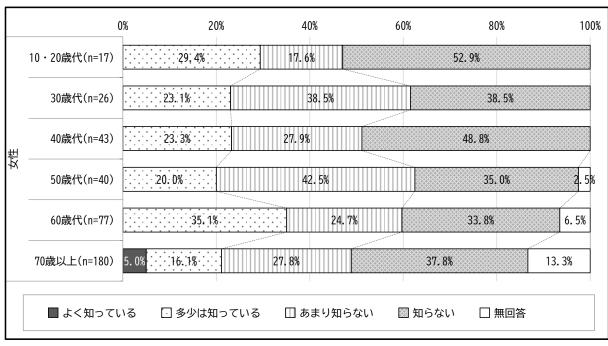
人権問題についての学習経験の有無別でみると、ある人では「多少は知っている」の割合がない人より高くなっています。





性年齢別でみると、女性では 60 歳代以外どの年代も「あまり知らない」と「知らない」を合わせた 割合が男性より高くなっています。





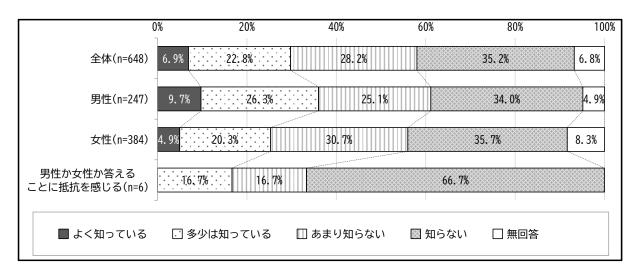
問36 2016年(平成28年)に差別の解消を目的とした3つの法律が施行されました。あなたは、次の法律について知っていますか。(〇は1つだけ)

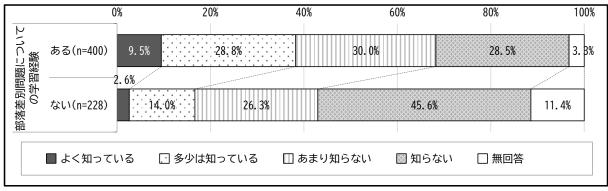
ウ 部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)

部落差別解消推進法については、全体でみると「知らない」(35.2%)の割合が最も高く、次いで「あまり知らない」(28.2%)、「多少は知っている」(22.8%)となっています。

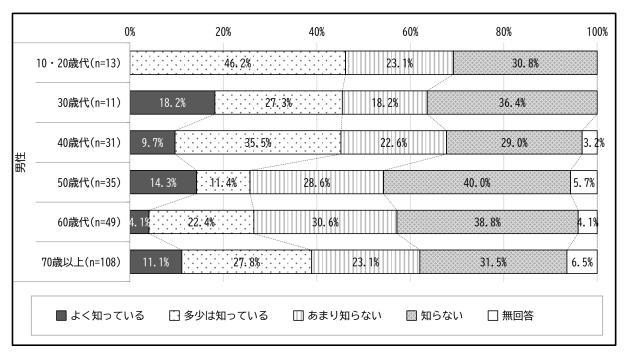
性別でみると、男性では「よく知っている」、「多少は知っている」の割合が女性より高くなっています。

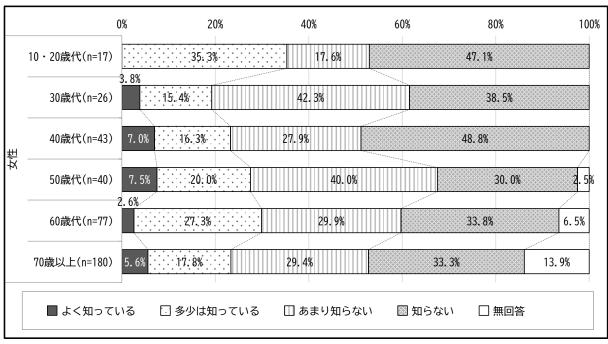
人権問題についての学習経験の有無別でみると、ある人では「よく知っている」、「多少は知っている」の割合がない人より高くなっています。





性年齢別でみると、女性では 60 歳代以外どの年代も「あまり知らない」と「知らない」を合わせた 割合が男性より高くなっています。





第 3 部

調査結果のまとめと課題

1 女性の人権について

【問3】のあなたの身の回りでは、一般的に男女平等が実現していると思いますかという質問について、家庭・職場・地域生活において「男女平等が実現していると思う」と回答した人の割合は前回と比較して減少し、「女性に不利益だと思う」と回答した人の割合が増加しています。このことは、2021年3月に発表された日本の「ジェンダー・ギャップ指数」(男女差を図る指標で、各国が自国のジェンダー・ギャップを把握し、男女格差を解消することを目的に公表されるもの)が調査対象である156カ国中120位であったことや、東京オリンピック・パラリンピック大会関係者の女性蔑視発言、コロナ禍で非正規雇用の女性たちに深刻な状況が生じていることなどの影響が考えられます。また、性別でみると、男性では「男女平等が実現していると思う」の割合が女性より高く、女性では「女性に不利益だと思う」の割合が男性より高い傾向が出ています。今後も、女性差別は男性側の問題であることをふまえて、お互いの人権を尊重する教育・啓発をしていく必要があります。

【問4】の女性の人権上、問題があると思われるのはどのようなことですかという質問について、「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)に基づく差別的なあつかい」の割合が最も高く、次いで「職場における男女の給与等の差別待遇」となっています。男女平等社会実現のために男女で支え合うための環境づくりが大切であり、社会に根強く残っている男女の固定的役割分担意識の解消、特に男性側の意識や行動を変えていく教育・啓発が必要です。

[問5] の結婚、家庭、出産、子育てについて、あなたのお考えに近いのはどれでしょうかという質問について、これまでの固定的な役割分担意識が徐々に改善されていることがわかります。このことは、これまで行ってきた教育・啓発の成果であると言えます。しかしながら、依然として固定的な役割分担意識を持っている方も相当数いることも現実であり、今後もねばり強く教育・啓発をしていく必要があります。

【問6】のあなたは、今後、女性が社会のあらゆる分野で平等に活躍するために、早急に取り組んでほしいものは何ですかという質問について、「男女を問わず家事・育児等ができる環境づくりをすすめる」や「保育所や介護サービスなどを充実させる」、「男性を優先する社会通念、習慣、しきたりを改める」、「女性が安定した職業につけるようにする」と回答した人の割合が前回・前々回調査と同様に高くなっています。今後も、固定的役割分担意識の解消と、男女を問わず家事・育児等ができる環境づくりやワーク・ライフ・バランスの推進等が必要です。

女性ということで社会参加や活躍の機会が奪われることがあってはなりません。また、女性を性犯罪・性暴力、DV、ハラスメント等から守ることも必要です。今後も、性別にかかわらずお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての理解と関心を深めていくことが必要です。

2 子どもの人権について

[問7] の今の子どもがおかれている状況をどう感じているかという質問について、家庭や学校の中における子どもの状況は「幸せな生活を過ごしているように思う」と「だいたい幸せなように思う」と回答した人の割合が大半をしめていますが、学校の中では「あまり幸せではないと思う」と「わからない」と回答した人の割合が調査する度に増加しています。児童相談所への虐待の相談件数が令和2年度に初めて20万件を超えるなど増加に歯止めがかかっていない現状や、学校や家庭での教育のあり方、いじめ問題、所得格差による家庭環境の悪化等が影響していると考えられます。コロナ禍で社会活動が制限される中、家庭や子どもが孤立しやすくなっており、これまで以上に社会全体での目配りが必要です。

【問8】の子どもの人権上、問題があると思われるのはどのようなことですかという質問について、「仲間はずし・無視などいやがることをしたり、いじめをおこなうこと」、「いじめを見て見ぬふりをすること」、「家庭で親が虐待(ぎゃくたい)・体罰(たいばつ)をおこなうこと」と回答した人の割合が前回・前々回調査に引き続き高いことから、これまで以上にいじめや虐待・体罰防止のための教育・啓発を進めていくことが必要です。

[問9] の近所の子どもが虐待を受けている事実を知った場合、あなたはどのような行動をとると思いますかという質問について、「市役所や民生委員・児童委員などに連絡する」と回答した人の割合が最も高く、次いで「その子どもの通う学校・幼稚園・保育所(園)・こども園などに連絡する」、「警察に連絡する」となっています。子どもの人権を守るために、行政・地域・教育機関等社会全体が連携して取り組む必要があります。

いじめや体罰、児童虐待、児童ポルノ等の性被害など、子どもが被害者となる事案があとを絶たない中、一人の人間として子どもの人権が最大限に尊重されるよう、教育・啓発を継続していくことが大切です。

3 高齢者の人権について

[問 10] の今の高齢者がおかれている状況をどう感じているかという質問について、家庭や社会の中における高齢者の状況は「たいせつにされていると思う」と、「だいたいたいせつにされていると思う」と回答した人を合わせるとその割合は前回調査、前々回調査と比較して増加しています。しかし、70歳以上の高齢者の回答では、その割合が他の年代に比べて減っている状況をみると、家庭や社会の中で高齢者に対する人権的な配慮や学びがより必要であると思われます。

【問 11】の高齢者が生活していく上で、どのようなことが不便・支障と考えますかという質問について、「一人暮らし、閉じこもり、寝たきり等への不安やさまざまな不便があること」や「経済的に自立が困難なこと」と回答した人の割合が前回・前々回調査と同様に高くなっています。また、今回新しく選択肢に入れた「認知症等になり、日常生活に困難が生じること」と回答した人の割合も高くなっています。老後の生活に不安や不便を感じている人が多いことから、高齢者が安心して暮らせるように、行政・家庭・地域・福祉施設等が連携した環境の整備や、高齢者の人権を守る教育・啓発を推進する必要があります。また、認知症をはじめ、高齢者の現状について正しい理解を全世代に向けて行っていく必要があります。

今なお、高齢者への身体的・心理的虐待などの人権問題が発生している中、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現のため、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てることが必要です。

4 障がい者の人権について

[問 12] の今の障がい者の人権が保障されていると思いますかという質問について、法律や制度・現実の日常生活において「保障(たいせつに)されていると思う」と回答した人の割合が前回調査と比較してやや減少していますが、「だいたい保障(たいせつに)されていると思う」と回答した人の割合と合わせると増加しています。前述の割合は、法律や制度上では70.2%、現実の日常生活では60.6%となっており、法律や制度の整備はすすんでいるものの、社会環境の整備や私たち自身の取組が十分でないことが伺えます。

[問 13] のあなたは、障がい者の人権上、問題があると思われるのはどのようなことですかという質問について、「人々の障がい者に対する理解が足りないこと」や「就職・職場で不利なあつかいをすること」、「差別的な言動をすること」と回答した人の割合が前回・前々回調査と同様に高くなっています。障がい者がおかれている現状を一層理解し、行動に移していくための教育・啓発を進めていくことが必要です。

平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、各行 政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする、障がいを 理由とする差別の解消に向けた取組が行われています。今後もすべての人が、障がいの有無によって 分け隔てられることなくお互いの人権を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この問題に ついての理解と関心を深めていくことが必要です。

5 部落差別問題(同和問題)について

[問 14] のあなたが部落差別問題(同和問題)や被差別部落(同和地区)があることをはじめて知ったのはどのようにしてですかという質問について、「学校で教わった」と回答した人の割合が最も高く、前回、前々回調査に比べてもその割合が増加しています。学校教育における部落問題学習の成果であると共に、その内容の充実が求められていると考えます。また、「祖父母・父母などから」、「部落差別問題は知っているがきっかけは覚えていない」と回答した人も多くなっています。学校で正しい知識を学んだ子どもたちに、大人が偏見や噂話などによる間違った認識を植え付けることがないように、地域社会の中での大人向けの教育・啓発の継続が必要です。

[問 15] のあなたは、これまでに学校・職場・地域などで、部落差別問題(同和問題)について学習を受けたことがありますかという質問について、「公民館等の講座で受けた」、「中学校で受けた」、「小学校で受けた」と回答した人の割合が高くなっています。後述しますが、今回の調査により、部落差別問題の学習経験が、差別をなくす態度や行動をとることに効果を示しています。今後も学校教育、社会教育・啓発の中で、この学習を幅広い世代に向けて取り組み続ける必要があります。

[問 16] の現在、部落差別問題(同和問題)が起こっている場面はどのようなときでしょうかという質問について、今回の調査でも「結婚のとき」と回答した人の割合が最も高くなっています。また、

「わからない」と回答した人の割合が増加傾向にあります。差別の現状は見えにくくなっていますが、 多くの人が何らかの差別が存在していると認識しており、その認識を、差別の解消に向けた行動へと つなげる教育・啓発の継続が大切です。

【問 17】のあなたの家族の一人が被差別地区(同和地区)出身の人と結婚するという話があったときにどう考えるでしょうかという質問について、「被差別地区の人であろうとなかろうと関係はない、そのことで反対はしない」と回答した人の割合が前回調査と比較して増加していることは、これまでの教育・啓発の成果と考えられます。しかしながら、「絶対に反対する」1.5%、「反対はするが、本人の意思が強ければやむをえないと思う」12.3%で、合わせて13.8%の人が反対しており、今でも被差別地区の人たちに対する差別意識が存在していることがわかります。強い意思を持って「関係ない・反対しない」と言える人たちが増えるような教育・啓発活動が必要です。また、部落差別問題についての学習経験がある人では「反対しない」の割合がない人よりも随分高く、これは教育・啓発の成果であり、継続が必要です。

[問 18] の現在もなお部落差別問題(同和問題)が存在するのは、なぜだと思いますかという質問について、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」が最も高く、次いで「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」となっています。これらの結果は、これまでの教育・啓発の成果だと考えられますが、今後、具体的に差別をなくす行動に結びつけていくことが一人ひとりに求められています。

[問 19] のあなたは、被差別地区(同和地区)の人たちに対する差別意識や就職差別を、将来なくすことができると思いますかという質問について、「どちらかと言えばそう思う」の割合が最も高く、次いで「そう思う」となっています。部落差別問題についての学習経験がある人では、なくすことができると考える人の割合がない人より高く、主体的に差別をなくそうとする思いが伺えます。

【問 20】の部落差別問題(同和問題)をなくす方法について、次のアからオのような意見があります。あなたはどう思いますかという質問について、「ア そっとしておく」つまり「寝た子を起こすな」といった考えの方は減少し、「そうは思わない」の考えの方が増加しています。これは、教育・啓発の成果です。「そっとしておく」という考え方は、現に差別を受けている人に対して、「耐えなさい」と我慢を強いることになります。また、何も知識を持たない人が、誤った知識や偏見を持つ人の話を聞いたり、インターネット上の差別的で誤った書込みを見ると、差別や偏見につながってしまいます。教育・啓発により、正しく知り、行動することが欠かせません。

「イ 私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につける」、「ウ 被差別地区と周辺地域の人々が交流を深め、まちづくりを進める」、「エ 法律で差別を禁止する」、「オ 部落差別問題の学習や研修の機会を増やす」については、「そう思う」が最も多く、その割合も前回、前々回よりも増加していることは、部落差別問題(同和問題)に対する理解が深まっていると考えられます。今後も、継続した教育・啓発を充実させていく必要があります。

[問 21] の豊後大野市では、学校で「人権・部落差別解消教育(同和教育)」が行われていますが、 あなたはどのようなお考えですかという質問について、「人権・部落差別解消教育を通じてあらゆる 差別をなくす教育が行われており、よいことだと思う」と回答した人の割合が最も高くなっており、 前回、前々回よりも増加しています。部落差別問題についての学習経験がある人では、7割以上の方が「人権・部落差別解消教育を通じてあらゆる差別をなくす教育が行われており、よいことだと思う」 と回答しており、これらは教育の成果であり、今後の教育の継続と充実が求められています。

平成 28 年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律の目的は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することです。今後も継続して、この法律の意義を幅広く市民に周知するとともに、この問題についての正しい理解と、差別をなくしていく実践力を養っていく教育・啓発が必要です。

6 外国人の人権について

【問 22】の日本の国際化が進む中、外国人との交流が盛んになることをどう思いますかという質問について、「日本の国際化のため必要、歓迎すべきである」と回答した人の割合が最も高く、前回の調査と比較しても増加しています。今年度、「多様性と調和」を掲げる東京オリンピック・パラリンピックが開催された影響もあると考えられます。一方で「交流は望ましいが、治安や社会環境の悪化を心配する」と回答した人も4割程度います。言語や、宗教などの多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくす教育・啓発が必要です。

[問 23] の日本に住む外国人の人権を守るために次のような意見がありますが、あなたはどのように思いますかという質問について、「文化・習慣の違いを理解する」と「国際理解教育をすすめる」と回答した人の割合が高く、調査する度にその割合は増加しています。今後も文化や習慣の違いを理解するための教育・啓発を進めていく必要があります。

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにつながりかねず、許されるものではありません。平成 28 年に施行された「ヘイトスピーチ解消法」の周知とともに、交流等を通じて違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う社会を築くための教育・啓発を行っていく必要があります。

7 医療をめぐる人権について

[問 24] のもし、あなたの職場や地域でハンセン病の元患者がいるとわかったら、あなたはどうしますかという質問について、今回の調査でも「何かできることがあれば支援する」、「いままでどおり、普通に接する」と回答した人が合わせて約8割となっています。

[問 25] のもし、あなたの友人がH I V (エイズウイルス) 感染者と知った場合、どんな接し方をしますかという質問についても、今回の調査では「何かできることがあれば支援する」、「いままでどおり、普通に接する」と回答した人が合わせて約7割となっています。

ハンセン病やHIV(エイズウイルス)に対しての正しい知識も広がり、市民の理解が浸透しているためと考えられますが、HIV(エイズウイルス)については「わからない」、「なるべく関わりたくない」という回答が増加していることから、今後も継続した教育や啓発が必要と思われます。

ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別は、今なお根深く残っています。この偏見や差別を解消するには、ハンセン病に関する正しい知識と、ハンセン病患者・元患者・その家族がおかれている現実を理解することが必要です。また、エイズ等の感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に対する正しい知識を持ち、この問題についての理解と関心を深めていくことが必要です。

8 様々な人権について

[問 26] のあなたは、インターネットによる人権侵害に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますかという質問について、「他人を誹謗・中傷する表現を掲載されること」、「他人を差別しようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報を掲載すること」と回答した人の割合が特に高くなっています。

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関する様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、場合によっては大切な命を失わせることもあります。インターネット上の人権侵害の問題は、近年深刻化しており、今後一層、小中学生をはじめあらゆる世代の方々に対して、人権に関する正しい理解を深めるための教育・啓発が必要です。

【問 27】のあなたは、LGBTQなど、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)や性的違和(身体の性と心の性が一致しないこと)に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますかという質問について、「差別的な言動をすること」、「職場、学校等でいやがらせやいじめをすること」と回答した人の割合が高くなっています。また、「わからない」と回答した人が 25.5%もあることから、多様な性のあり方を尊重することや言葉の意味についても正しく教育・啓発をする必要があります。性的指向や性自認を理由とする偏見や差別により、苦しんでいる方々がいます。令和 4 年 4 月導入予定のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知をはじめ、性の多様性について理解を深める講演会や研修会等の学習機会を充実させ、この問題についての理解と関心を深めていくことが必要です。

[問 28] 新型コロナウイルス感染症に関して、あなたの考えに近いのはどれですかという質問について、「差別であり許されないと思う」の割合が83.5%と最も高くなっています。「やや行きすぎだが仕方ないと思う」の割合が9.6%、「当然のことであると思う」の割合が0.8%となっており、約10人に1人がコロナ差別を肯定的にみています。人権問題についての学習経験の有無別でみると、学習経験のある人では、「差別であり許されないと思う」の割合が、ない人より10%以上高くなっています。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染者になりうる状況です。ウイルスへの不安や恐れから、

感染者を責めたり、排除したりする言動などが起こっていますが、今こそ新型コロナウイルス感染症に対する正しい認識を持ち、私たち一人ひとりがお互いの立場に立ち、思いやりの心を持って、支え合う必要があります。

9 人権全般について

【問 29】の日本には、いろいろ古くから言い伝えや考え方がありますが、あなたのお考えに近いものはどれですかという質問について、「おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がない」と回答した人の割合が多く、「この考え方は間違っていると思う」と回答した人の割合は増加傾向にあります。また、「この考え方は正しいと思う」と回答した人の割合は減少傾向にあります。今後もより一層不合理な迷信や因習にとらわれないような教育・啓発が必要と思われます。

私たちは「みんながしているから」「昔から言っているから」などの理由で深く考えずに、周囲の人が言ったことを信じ込んだり、「自分だけが反対しても」と周囲の人の言うことに流されてしまったりすることがあります。このような「周囲の人の言うこと」に流されたり、気にしたりする私たちの生き方が、差別や偏見を残している一つの原因だと考えられています。他人の意見や世間体などにとらわれず、本当の幸せを求めて、広い視野を持ち、自分自身で考え判断することが大切です。

[問 30] のあなたは、最近(2、3年) ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますかという質問について、「差別をされた経験がない」と回答した人の割合は増加傾向にあり、教育・啓発の成果の一つであると考えられます。しかしながら、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」をはじめとした人権侵害もまだまだ残っており、また、差別をしたりされたりしていることに気付いていない現実もありますので、今後もより一層の教育・啓発が必要と思われます。

[問 31] の現在、大分県や豊後大野市では、さまざまな人権啓発活動を実施しています。あなたはこのような啓発活動についてどの程度参加したことがありますかという質問について、「参加したことはない」と回答した人の割合が増加しています。講演会等への参加者の固定化も懸念されており、各町の地域人権教育・啓発推進協議会によるきめ細かな研修会(サロンや老人会等)の実施など今後の取り組みの創意工夫が必要です。

[問 32] のあなたが、人権問題の講演会や研修会に参加されたきっかけは何ですかという質問について、「参加したことがない」と回答した割合が最も高くなっており、調査する度に増加傾向にあります。「各種行事や研修会の中に講演会が組み込まれていたので」や「勤務先の割当で」の回答も多く、こうやって参加した方々がまた参加したくなるような講演会や研修会の工夫が必要です。また、自ら進んで参加する人や知り合いの人に誘われて参加する人が増えるような風土をつくっていく取り組みが必要と思われます。

[問 33]の次のア〜オの項目について、あなたは見聞きしたことがありますかという質問について、「いつも見聞きしている(読んでいる)」、「たまに見聞きしている(読んでいる)」と回答した人の割合を合わせると、市報や人権標語・ポスターは前回調査よりも増加しています。人権教育・啓発の有効な手段として今後も内容を工夫しながら活用していく必要があります。また、その他の手段においても、幅広い層への普及啓発のため、今後ともその有効な活用に取り組む必要があります。

[問 34]の下記の中の人権問題で関心のあるものについていくつでも選んでくださいという質問について、「障がい者の人権」や「高齢者の人権」と回答した人の割合が高くなっています。これまでの調査と比べると、「女性の人権」「子どもの人権」「外国人の人権」「医療をめぐる人権」の割合が増加しています。市民の皆さんは様々な人権問題に関心を持っています。あらゆる差別は、差別する人がいることによって生じています。人権問題の解決は行政の責務でありますし、差別の現実は社会を構成する私たちの問題であり、私たち一人ひとりの考え方や生き方を変えていくことによって必ず差別は解消されるという希望の持てる教育・啓発が必要と思われます。

[問 35] のあなたは、人権のたいせつさを多くの人に知ってもらうには、どんな方法が効果的だと 思いますかという質問について、「テレビ、ラジオ、映画、ビデオ、新聞、雑誌、インターネット等を 利用した啓発」「講演会、シンポジウム、研修会」「広報紙、パンフレット、ポスター」と回答した人 の割合が高くなっています。この結果を基に、今後もより効果的な教育・啓発を実施する必要があり ます。

【問 36】の 2016 年(平成 28 年)に差別の解消を目的とした 3 つの法律が施行されました。あなたは、次の法律について知っていますかという質問について、3 つの法律について、「よく知っている」「多少は知っている」と回答した人の割合は約 3 割でした。「障害者差別解消法」は、障がいのある人もない人も互いがその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を実現するために、「ヘイトスピー

チ解消法」は、互いの文化や習慣などを理解し、誰もが暮らしやすい多文化共生の社会を築くために、 そして、「部落差別解消推進法」は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために、 今後も引き続き法の周知に努め、一人ひとりの人権が尊重された社会にしていく必要があります。

第 4 部

年代別自由回答集

※人権施策・人権教育に関するご意見、ご要望を原文通りに掲載しています。

【10 歳代】

女性

1 小学校でもインターネット、SNS の問題を取り扱う。LGBTQ について、もっと考える機会を大人も子どもも設ける。

【20 歳代】

女性

- 1 結婚や子育て、仕事について、昔はこうだった、こうあるべきという高齢の方から若者への一方的な押しつけがある。高齢者が多い方、田舎の方が強いように思える。これからを担う若い世代が住みやすい田舎を考えていく必要があると思う。
- 2 子どもたちへの学校等における人権学習はかなり進んでいるように思われますが、子供達を取り巻く大人たち(家族・地域の人々・教員等)の偏った考えや信条、誤った認識や知識が、とても大きな影響を持っていると考えます。したがって、子供達への学習だけでなく、大人に向けた学習の場や見聞きする機会をより増やすこと、子供達と大人たちの両方を巻き込んだ形の取組等が必要なのではないかと思いました。

【30 歳代】

男性

- 1 私は精神障がい者です。一時は病院代などにも困まったり、どう社会と向き合って生きていけるか不安な時がありました。只、僕は音楽を昔たしなんでいたので、部屋にこもっている生活の中に音楽をプラスしました。すると、徐々に色んな事が前向きになれるようになり、他の人と演奏がしたい!となり、行動を起こして少しの期間バンドを組んで、人前で演奏ができるようになりました。そして家事やデイケアを利用して、ついには就職できました。私の勝手な意見ですが、社会と関わりたいという人にはその人の心に合った施設利用、社会で働きたいという人には作業所みたいに、人それぞれやり方はとても難しいと思います。けれど、私達障がい者は周りから見たらよくは見られないと感じる時があります。でも結局決めるのは自分自身だと私は思います。
- 2 先ず、地域学習や現地学習をして幕府にやらされていたと言う事を教える事が重要であると思います。差別について、くわしく知らない事で起きた事象もあるので、授業時間をさいて、やっている事をわかってほしいと思います。

女性

- 1 実際に豊後大野市で起こった人権問題について知りたい。身近な所での実例を知ることで、もっと関心を持てる人が増えると思います。また、わざわざ参加する形の啓発活動だと全く関心を持っていない人には届かない(知りたい人しか行かない)と思うので、意識せずとも見聞きできるような形で広められると良いと思います。
- 2 「人権」と言われると自分とは関係のない事に思えてしまう。NHK の「ハートネット」 とか「バリバラ」を見ると、身近に関心を持ちやすかったので、形式的でなく、本人の声 や姿をせきららに表現した方が理解、共感しやすくなると思う。

- 3 人権侵害をするな!という啓発活動は大事だと思いますが、被害にあった人を受け入れる相談窓口はどこにあるのか、誰に話すのか、こんなことも人権侵害・差別にあたるっていう事をもっと伝えていってほしい。加害者にならない事も大事だけど、被害者の困っている事に耳を傾けてほしい。
- 4 「人権問題に関する学習会、講演会等の講師の選定について」市が行う各種学習会等の講師の質について、担当者はしっかり練ってから講師依頼してほしい。とりあえず県の人権担当講師を使っているようですが、毎回同じ内容や古い内容が多く、せっかく時間を割いて話を聞いているのにもったいない。何か役に立つ、新たな知見の得られる講師をよんでほしい。
- 5 同和問題について学校で学んだのですが、日頃その差別について感じる事はありません。 教育の場では同和問題にかかわらず、差別やいじめがあった時に一緒に生徒たちと考え、 思いを出し合える仲間づくりが出来るような環境、雰囲気になっていくといいなと思い ます。いじめや差別がなくなる未来であることを願っています。

【40 歳代】

男性

- 1 このような形でのアンケート調査なら、自分個人としては大変ありがたく嬉しく思う一方で、調査と称して相手側に対して監視や嫌がらせ、つきまとい、悪口や交友関係に至るまで徹底的かつ一方的に調査される方がいらしたので、大変残念に思います。さらに根も葉もない言いがかりや金銭的な事情まで調べられたりしました。警察にも相談しましたが、相手にしてもらえず困っています。今後、この様な方を区長や民生委員に選任しない様にお願いします。
- 2 研修会のメンバー (参加者) が毎年一緒である。
- 3 お互いがお互いの役割を認め合う事が必要かなと思います。お互いの出来ない事を補えれば、それで収入の面とか不満が無くなればいいなと思います。
- 4 お互いの人権が尊重される社会が、理想的な社会だと思います。けれど現在の世界、日本の情勢を見る限り、残念ながらまだまだ遠い先の事のように私は思います。時代は変わり、パソコン、スマートフォンが当たり前の社会になり、何が本当で何が嘘なのか分からないくらい、ありとあらゆる情報が誰にでも見聞きできる時代になりました。便利になった分、逆に人と人との関わりが気薄になり、人が人を思いやる気持ちがだんだんとなくなっているように感じます。偏見や差別、いじめ、SNSでの誹謗中傷を無くすことは簡単な事ではないと思います。ですが、誰もが住み良い暮らしやすい社会の構築をすることが、今を生きる私達の役目だと思っています。一人一人が人権に対して正しい知識を学び、偏見を無くす事で、人が人を思いやる事のできる一歩に繋がるのではないかと思います。

女性

- 1 人権問題は永遠の課題だと思います。法律が整備され、人権侵害のない世の中がいつの日か来ることを願っています。
- 2 県外出身者なので同和などがよくわかりません。でも、豊後大野市に同和地区があるならば、小学校低学年頃など早い時期から教育していくのが大切だと思う。LGBTQ などについても同様です。

- 3 「人権」という言葉が「難しい事」「自分が否定される」などのイメージが強い印象があります。「人権学習」は「お互いに幸せに生活するための色々な問題について考えていく学習」ととらえて、学校や地域で多くの人が学びやすくする工夫ができるといいなと思います。
- 4 子どもの頃に差別問題の教育を受けていても、大人になるにつれ忘れたりしてしまうので、大人でも差別問題に対する研修などがあったり、また障がいのある方に対して、じろじろ見たりや暴言などがあるので、そういうのが少しずつ若い人からでも理解してもらいたい。
- 5 コロナ禍で何かと大変ですが、無理せず体に気を付けて下さい。
- 6 自分は保護者として学習する機会を与えていただいており、よい機会と思っておりますが、母親の参加率が高く父親の参加が増えたらと感じます。講演会は詳しく、内容としても良いものと思いますが、詳しすぎて理解しづらかったり、差別されている方たちの現状がわからないままなので、これからの自分のあり方が長続きできないでいるような気がします。つらい人達の気持ち、その人達そのものの理解をしてからでないと、自分の考えやこれからの行動に少し自信が持てません。当事者の声が聞けるといいなと思います。
- 7 人権問題は年代別で考え方が違うので平行線だと思うので、多くの人が同じ考えを持つのは無理だと感じます。人種差別や部落差別など大きな問題は身近にいないので、正直分かりません。講演会などもされた側の意見のみ聞きます。もちろん、本人にしか分からない部分もあり、大変さを知る機会には良いと思います。身近な男女差別、セクハラなどは人間としてみる方よりやはり女性としてみる方が多く、下ネタの話は人を傷つけないという変な思いを持っている年代の方も多くいるので、なくならないと思います。

【50 歳代】

男性

- 1 相手の立場になって考える。少なからず、自分がされて嫌な事は相手も嫌だという事。常に相手の気持ちを思いやる精神が必要だと思う。画一的な考え方よりも、個人の個性を活かした優しさが必要ではないかと考えます。
- 2 気長にやるしか無いのでは。あと、残念ながら人間というものは最低な生き物なので。
- 3 差別・逆差別、差別・区別…難しい問題。同和問題に対しては、問題を無くすために周知することは重要と思う。講義などでも聞いたが、知らない子(寝た子)を起こす事はしない方がいいという考えは違いますと聞いて理解できる所もあるが、現状差別が減っていないのなら、寝たままにさせるというやり方も試してみるのはどうか?
- 4 班の出事を少なくしてほしい。悔やみ事での参列をやめてほしい。役員や班長に向かない人にしないといけないのは人権損害だ。班の無駄なことがゆるせない。区費は無駄な費用だ。○○環境整備に組合費をやめてほしい。自分の親が死んだとき、班は何もしてくれない。

女性

1 越してきて間がありませんし、専業主婦でしたので、こちらの人権問題などを考えた事が正直ありませんでしたので、あまりお答えできませんでした。申し訳ありませんでした。

- 2 講演会でも当事者からの話が、一番説得力があるのではないかと思う。
- 3 差別はする側もされる側も決していいものではないと思う。
- 4 障害者が働きたくても就職先があまりなく、そういう人は引きこもりがちになるようです。障害者の意向に沿うようなところなど聞いて、就職のあっせんを行ってあげて、定期的に(もし決まったなら)職場の環境などの偵察を行い、指導を行い、障がい者の働きやすい環境を作ってほしいと思います。

【60 歳代】

男性

- 1 社会は人が助け合いながら成り立っている。人間は目的、希望を持ち努力するのが一番。
- 2 机上の議論だけでのやった感で満足しているのでは?
- 3 学校、職場(社会)でのいじめ、嫌がらせが元で人権(差別)へつながっている。相手の立場への理解も少なく、差別が生じている。
- 4 今平穏に暮らしているのに、敢えて差別とはどう思いますかなど、広く尋ねるのは如何か と思います。行政の方、もっとしっかりして下さい。最近差別を受けたと声をあげる人を 見ると、情けなく思います。差別は幼少期から家庭内で話し合うことが第一と思います。
- 5 強者、弱者等々それぞれ皆人として品位を養う教育を年代に応じて進める事が大切と思う。
- 6 人権問題は、非常に個々の感情問題もあり、難しいとは思いますが、日常の生活を通じ、 人権問題等の学習の場が必要と思います。時間をかけて、豊後大野市民が一人でも多く、 学習出来る場面を作っていいただきたいと思います。
- 7 無関心な人が多いので、全員に行き渡る研修を継続して行う必要がある。
- 8 紛争が終わらないのと同じく、人間である限り人権問題もなくならない。最近、上級国民という言葉を知り、寒気を感じています。
- 9 現在、本市では人権に関する問題はほとんどないと思っています。これからも、現状通りに進んでほしいです。
- 10 人権と称して、生活保護者が増加せねば良いが。

女性

- 1 あまり何もない時、周りの人々が騒がないでそっと見守りして、必要と思った時は出ていったらいいと思う。研修会等もどんどんするのは良い面もあるが、悪い面もあると思う。 みんなが仲良く助け合える町であってほしいと願う。
- 2 小学校の中でのいじめ問題に力を入れてほしい。

- 3 自分を見つめなおし、意見が言える所ははっきり相手にわかる様に話をする(私のことですが)。人権もあったものじゃなく、ぼろくそに言われて悔しい気持ち、名誉棄損で訴えたいぐらい(私のことですが)。これは人権とは関係あるのでしょうか?
- 4 差別を受けたり、じろじろ見られたり、受けた人は全てを話す環境には居ない。でも学校 や研修会で講習をすることにより、その中の何人かは自分の近くに悩んでいる人に気付 けるかもしれない。知って、気付いて欲しいと!その人は思っているかと思います。
- 5 いろいろな人権問題を分野別に紙芝居にして、わかりやすく表現して、広く皆の目に触れるようにして欲しい。
- 6 たとえば自治会等の単位で、人権教育という名目でなくても、家庭内での問題や(若い世代と高齢者世代の意見違いなど)(いずれは若い人も年を取り、今の健康状態がずっと続けられることは困難なことなど)ざっくばらんに意見交換し、地域に家庭に人権の心を根付かせていくこと。身近なことから入り込んで、本当の思いやりがお互いに育てられたらいいなと思います。
- 7 全ての人権問題は道徳の教育など、人としてどう生きていくかなどなど未来の子供たちが生きていく強さ、やさしさを体験できるよう考えていきたいと思います。本当にご苦労様です。
- 8 性の多様性や感染症に対する差別や偏見などは、学習の機会が必要と思います。また、身近なところにある、偏見や言動など、心の病むものもあります。機会をとらえて、学習できるといいです。自分の言動だけでは、相手がどう受け止めるか心配です。よろしくお願いします。
- 9 職場や団体など、組織で人権を考える雰囲気作りを深める事が大切だと思う。
- 10 同じ地区にいても、仕事等忙しく、無関心である。誰でも気持ちよく参加される空気が欲しい。1回は参加して、良く理解したい。
- 11 各お寺様の研修会に参加した際、人権について話し合いをした。部落差別について、驚きの発言が沢山あり、人権教育をすべきだと感じた。(例)「あん人たち」と言う言い方を平気でする。「その言葉が差別です」と意見をしたが理解しなかった。行政が少数での研修を継続して行うべきと思う。多数の講演会等では、その場限りで、行事消化に終わってしまう。5年先、10年先に少しでも成果が出れば成功だと思います。地道な努力が必要と感じます。
- 12 豊後大野市は高齢化が進んでおり、近所でも一人暮らしの高齢者が多く住んでいます。地域の公役等に、無理して出ている高齢者もいます。班長をしている時に「同じ年齢の人が出ているので、私だけ休むわけにはいかない」と、足を引きずりながら出ていましたので、区長に相談したら、民生委員とか、市役所とか、連絡するところが多く、免除になるまで、3ヶ月以上かかりました。その様に困っている高齢者へのアンケートとか、意見を言える場所をもっと、窓口を開けてほしい。
- 13 正直言って、人権について深く考えた事がなく、一度講演に行き、話を聞いてみようかと 思います。どんな事であれ、差別は絶対してはならないと思います。
- 14 人権についてあまり知らないことが多くて、アンケートに協力があまりできなくてすみません。これから少しでも関心持つようにしていきたいです。ありがとうございました。

- 15 私は障害をもっていて、一人暮らしをしています。このアンケートは出そうか、出しまいか気が落ち着きませんでした。これは、市民全員にとったアンケートだったのでしょうか?もし違うなら、なぜ自分が選ばれたのか?そういう疑問を抱きながら書きました。
- 16 アンケートの回答疲れました。1つ1つ質問に答えていくうち、自分自身勉強が足りないこと、行動に移せないことを痛感しました。「まずは家庭から」おかしいことは言えるようにしていきたいと切に思いました。
- 17 部落差別について:人権講習会等でその部落を教えるようなことはやめて欲しい。逆にこ ういう部落があると、知らない人に教えているようなものだ。私もそれでそのような部落 の存在と位置を知った。
- 18 人権問題や差別問題はあってはならないことですが、高齢者や子ども達には手助けが出来ればいいと思う。一日一日大切に過ごせたら、毎日が明るい未来があると思う。いろんな面で協力出来ればやりたいと思います。以上です。
- 19 男女平等にしようと思ったら、女性もフルタイムでしっかり働くべきだと思います。今の 40 代の女の人は男の人にあまえすぎではと思うところがあります。女の人は男の人の仕事に対しての理解が足りないから平気で家事全般をやってもらいたがるけど、なんだかおかしいと思います。"子供は親の背中を見て育つ"ことを母親は自覚してほしい。同和問題は私たちの年代は学校での教育がなかった様に思います。今からでも遅くないので、体験した人の話を講演会などで聞きたいと思います。よろしく。

【70 歳以上】

男性

- 1 人権差別は後々までなくならないと思います。
- 2 お互いに相手を思いやる優しい心が持てる様に努力する。
- 3 豊後大野市の平和を望みます。
- 4 意味のない部落差別がいつまでも存在することに残念な思いである。男女の人間的な相違(動物的・身体的等)をどう認め、共生するかの指標を求めたい。少子高齢化の中で、支えられる高齢者と少数で支える若年者がどう理解し合うかが問題である。※質問事項が多すぎ。色々知りたいのだろうが。
- 5 支所の人が良くしてくれています。意見を良く聞いてくれます。姫島の藤木村長にもよく TEL します。村山富市さんにも良く TEL します。大野市は良い所が多くあります。
- 6 知らないで良い事を、わざわざ教えたり広めたりしないこと。他人の痛みも自分の痛みと とらえる教育を進める事。
- 7 現在はお互いの人権が尊重されている社会だと思います。
- 8 人権差別に静かに知らんふりして、子どもたちの時代に自然になくす。私たちの時代は気にしていません。差別を無くすことを祈ります。

- 9 差別に対しては、年齢・育ってきた環境によって大いに差があると思われる。例えば、高齢者(戦中・戦後の者)は、現在の人権教育とは真逆の教育を受けているので、そういう人は身に染みていると思われるので「つい」出てしまうことがあるだろう。こういう人の教育・指導も必要である。
- 10 人権問題に毎日たずさわっている世話人さん、豊後大野市が少しでも良い町になりますよう頑張ってください。私達も応援します。

女性

- 1 各々の生活が大変な為に、余り色々な事に心を向ける余裕がありません。暮らしそのものに困っております。
- 2 子どもの頃から差別について教育する事が大切で、これまで差別をして来た人間に言ってもなかなか直らないと思う。特別扱いする事も(金銭的なこと)差別を産む原因だと思う。
- 3 今の時代に考える人がいない。これ以上、深く考える事やめたほうがよい。何年か前もこのような調査がありましたが、結果のまとめの公表がなかったので、他の方がどんな意見を持っているか知りたい。
- 4 人権や同和問題ですが、言葉はよく耳にしますが、ほとんどの方が自分はそんな事はしていないと思っていると感じます。それは自分中心に物事をすすめているからで、相手の方に話した言葉や態度が不快な思いをさせているとまったく思っていないからで、私もその中のひとりと考えています。豊後大野市も色々な人権活動を実施されている様ですが、小さい頃(保育園児)より常に学習して、頭に入れる事だと思います。学習の中に人権の時間を持ってもらいたい。学習で行っているとは思いますが、頭に入らなければしない事と同じです。私も歳を重ねて思う事です。人権問題に携わる方、有難うございます。
- 5 家庭中、社会において、人権に対する意識改革は学校が中心となって取り組めば、若い世代から徐々に変わっていくと思う。
- 6 人は噂話が大好きです。悪口ではなく、相手の良い事を見つけ、褒め合えるようになると どんなに平和で美しい社会になることでしょう。中学生の時に教科書で初めて部落の事 を知りました。家に帰り、父にその事を聞きました。名字で判るとも。誰一人自分では生 まれる所を選ばれません。生まれた時から差別されるのは可哀想です。一日も早くそんな 世の中をなくしましょう。
- 7 仕事をやめ家にいる事が多くなり (親の介護) 短時間の会に入った。そこで、人権の話な ど聞くようになり、よくわからないがその場にいる人が聞いても何も変わらない。良い話 はみんなが聞いてほしいなと思いました。自分のためには勉強になるけど、社会に役立っ てないなと思う時がある。 反省。
- 8 高齢なので疲れました。
- 9 身近に差別をするような人がいないのと、自分は誰が差別されているのかも知らない。地域でどこが差別されているのか知らない。これからも知らない方が良い。みんな自由で平等な社会のはず?

- 10 問題が起きてからでは遅い。
- 11 歳をとって出掛ける機会、人と接する機会が減ってしまうと、出会う事柄、考える内容と も減ってしまい、人の事まで思いが至らなくなってしまいます。ですから、若い時に(人 権教育も含めて)うんと人と関わる機会、人と関わる力をつけて欲しいと思っています。
- 12 行政と住民が幅広く交流できる場所・機会を地域の行事等を通じて、もっともっと設けて 欲しいと思います。
- 13 引っ越しや外から転移してきた人に対して、差別や村八分があります。逆にいたわらなければならない。日本の封建的な思想があるようです。ちなみに養子に来た人など、差別的 言動行為が少し見られる。
- 14 同和問題に対しては、あまりにも問題を考えすぎる気がします。今の子ども達はそれほど 知らない事が多いと思います。また、気にしていないと思います。
- 15 早く良くなる事願っています。私も障がい者の一人です。55歳から。今79歳。
- 16 昔は近所の人達からも聞いたこともありますが、今の世代には尊重と助け合いが大切だと思っております。みんなでなくして平和でありますよう、祈ります。
- 17 人権についてあまり考えたことがないのですが、アンケートが来て目がさめました。今の 子供は同和等といっても知らないのではと思いますが、かえってポスター掲示等を行う ことで知ってしまうのではないかと思います。私の村では部落差別等ありません。
- 18 同和問題等あまり騒がない、そっとしとけばいいと思う。知らない人が多い中、市が取り上げて言っていけば、永遠に語り継がれる。
- 19 設問がおかしいと思います。
- 20 現在取組んでいる様々の事業を今少し続けて下さい。
- 21 同和問題など、今時の若い人は知らないと思うので、わざわざ知らせるようになるような、このようなアンケートや集会などはもうやらなくていいと思う。また、このようなアンケートは、もっと若年層を対象に行ったらどうかと思う。子供についての人権については、子供にアンケートを取って、事実を把握してください。大人から見た意見と、子どもから見た意見は違うと思います。アンケートの内容によって、対象年齢を考えて送付するようにして下さい。
- 22 役所の人がやさしく教えて下さい。
- 23 普段の生活の中で部落差別の事を意識することがないので、まだそのようなことがあるとは少し意外でした。

- 24 アンケートさせていただき有難うございました。豊後大野市の人達はみんな優しく、努力家です。特に子供さん、はつらつとしています。それは学校教育がどうしたら良いかいつも考えてきたあかしだと思います。生きていくには生活があり、人のことを考える余裕がないので、つい人を傷つけたりしがちです。心のあたたかさを人に与えることが大切。人に声掛けをして、笑顔を人にあげるのが、人を和ませると思います。子供さんはみんなよく挨拶をしてくれます。それは、大人が教えたからだと思います。言葉が人を喜ばせたり、傷つけたりします。言葉使いを子供達や大人たちが学ぶ事が大切。そう思います。豊後大野市の人達がいつも優しい言葉で話しかける、それが望みです。私は80歳になります。体がだんだん弱ってきました。力のある若い人、年寄りや体の不自由な人を助けて下さい。みんな年を取ります。そうしていると、行く先損はしません。親がいて、子どもがいます。親を大切にしてください。それは、微笑ましい事です。そういう社会をと願っています。
- 25 小さい子供の頃からの人権教育が大切だと思います。
- 26 高齢者にはあまり必要ないかと思う。
- 27 人は皆自分の利益のために発言し行動することが多いが、他の人に対する対等な立場での考え方の違いやその根拠に気づくことが大切ではないでしょうか。まずは人の話をよく聞くこと、そして他人の気持ちを思いやるあたたかさ、優しさが大切ではないでしょうか。人の話を最後まで正確に聞き、そして自分の考えもきちんと主張する。考え方の違いを比較する中で、納得していくことが大切では。豊かな感性と理性をもった人づくり。
- 28 幼い時から道徳教育をする事。親に叱られた事のない世代が、今親になっています。叱る事も親の愛情。怒らない先生、見て見ぬふりをする近所のおじさん・おばさん(後が怖いから)。モンスターがまかり通る社会で、公が頑張っても難しい社会にしたのも私達ですし、法律でしばれない(守らない)状況にしたのも私達です。何とかしたいですね。
- 29 私は 80 歳を過ぎ、老人です。嫁にきて 60 年を過ぎました。その間 4 名の老人を家で看取ってきました。長い間の月日でした。今夫の世話をしていますが、ここ 10 年ぐらい、ふと思ったことがあります。民生委員と言う人は何をする役の人でしょうか?昔、祖父母がいたころには、よく見に来てくれたような気がします。病気がちな夫でも二人でいるからかな?ちょっと不安になります。自分の事ばかりですみません。忙しさにまぎれ、遅くなり申し訳ありません。
- 30 コロナ禍で集会・交流計画が削除されるのが先行中にて不安ばかりで、思考の余裕がない。TV のニュースに一喜一憂。家族は男女で構成・協力・助け合いであり、役割分担も各家庭で決めたら。人は弱い人を助け、共存の道徳、温故知新を。犠牲になることはないが。私達は自己主張で己の立場を認めさせること(戦後教育)。親(大正以前の生まれ世代)に育てられ、学校教育で己を大切にせよと教えられ、問答無用の西部劇 TV で育ち、「単刀直入」言われたらはや高齢者へ。自由謳歌も大切だけれど、「思いやり精神」も素晴らしい事。道標として道徳教育を広めれば、若人も道を誤れず進めると信じる。私には余り大きな課題すぎて、愚な回答お許しください。大変おそくなり、お手数おかけします。
- 31 もう私高齢者となりましたが、部落の集まりなど思うように行けず、若い人の言いなりだし、あまり行くことが出来なくなります。部落でも前の様に人はいません。前の様に話も聞いて何か1つでも今日は楽しかった会合となり、また来てみたいと言えるといいですね。高齢者は邪魔扱いです。

- 32 今の子どもは部落差別(同和)を知らない子どもが多いので、あまり問題にしない方が良いのではと思います。知らない人まで知ってしまうのでは、今でも部落差別があるのでしょうか?あるとしたら許せません。
- 33 老人にはよくわかりません。
- 34 年老いてはなかなかです。若年層の方々に発揮して頂きたい。デジタル、インターネットの時代です。多面に向かっても良い方法だと思います。私もわからない事は殆どスマホ等で日々過ごし、向かっています。便利で先端を知る事が出来ます。正確かは?信じています。
- 35 体調が悪く、提出するのが遅くなってすみませんでした。

性別不詳

1 事件・事故の場合:加害者に対する人権は被害者の人権と同等でよいか。悪質な加害者に対しては、正当な厳罰を受け入れて然るべきであると思う。被害者が泣き寝入りしたり、厳罰がうやむやになってはならないと思う。また、疑惑を受けた者が虚偽の言葉で押し通すような社会は、正しい処置・厳罰をもって対処するべきと思う。

【年齢・性別不詳】

1 人権尊重の取り組みは非常に繊細で厄介、そして大切なことであると思います。市の取り組みに感謝致します。

第 5 部

単 純 集 計 表

問 1 性別 (SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	男性	247	38.1
2	女性	384	59.3
3	男性か女性か答えることに抵抗を感じる	6	0.9
	無回答	11	1.7
	合計	648	100.0

問2 年齢(7月1日現在の満年齢)

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	10 歳代	8	1.2
2	20 歳代	22	3.4
3	30 歳代	39	6.0
4	40 歳代	74	11.4
5	50 歳代	78	12.0
6	60 歳代	127	19.6
7	70 歳以上	294	45.4
	無回答	6	0.9
	合計	648	99.9

問3<ア> 男女平等の実現状況(家庭では)

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	男女平等が実現していると思う	246	38.0
2	やや女性に不利益だと思う	206	31.8
3	女性に不利益だと思う	98	15.1
4	やや男性に不利益だと思う	7	1.1
5	男性に不利益だと思う	5	0.8
6	わからない	58	9.0
	無回答	28	4.3
	合計	648	100.1

問3<イ> 男女平等の実現状況(職場では)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	男女平等が実現していると思う	154	23.8
2	やや女性に不利益だと思う	156	24. 1
3	女性に不利益だと思う	72	11.1
4	やや男性に不利益だと思う	12	1.9
5	男性に不利益だと思う	7	1.1
6	わからない	146	22.5
	無回答	101	15.6
	合計	648	100.1

問3<ウ> 男女平等の実現状況(地域生活では)

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	男女平等が実現していると思う	177	27.3
2	やや女性に不利益だと思う	170	26.2
3	女性に不利益だと思う	97	15.0
4	やや男性に不利益だと思う	28	4.3
5	男性に不利益だと思う	7	1.1
6	わからない	136	21.0
	無回答	33	5.1
	合計	648	100.0

問4 女性の人権上、問題があると思われること

(MA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)に基づく 差別的なあつかい	361	55.7
2	職場における男女の給与等の差別待遇	250	38.6
3	家庭内における夫から妻に対する暴力・暴言など	157	24. 2
4	地域や職場における性的いやがらせ	103	15.9
5	職場における上司からのいじめ	85	13.1
6	女性のヌード写真など掲載した雑誌・新聞や出会い系サイト、ネット上 でのポルノ画像などが氾らんしている	175	27. 0
7	その他	24	3.7
	無回答	90	13.9
	合計	1, 245	

問5<ア> 女性は結婚する方が幸せになれる

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	そう思う	94	14.5
2	そう思わない	82	12.7
3	いちがいにはいえない	399	61.6
4	わからない	34	5.2
	無回答	39	6.0
	合計	648	100.0

問5<イ> 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

-		* * *	
No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	そう思う	45	6.9
2	そう思わない	296	45.7
3	いちがいにはいえない	246	38.0
4	わからない	16	2.5
	無回答	45	6.9
	合計	648	100.0

問 5<ウ> 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	そう思う	151	23.3
2	そう思わない	147	22.7
3	いちがいにはいえない	254	39.2
4	わからない	51	7.9
	無回答	45	6.9
	合計	648	100.0

問 5<エ> 家事・育児は夫婦で分担したほうがよい

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	そう思う	439	67.7
2	そう思わない	35	5.4
3	いちがいにはいえない	128	19.8
4	わからない	14	2. 2
	無回答	32	4. 9
	合計	648	100.0

問 6 今後、女性が社会のあらゆる分野で平等に活躍するために、早急に取り組んでほしいもの

(MA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	男性を優先する社会通念、習慣、しきたりを改める	358	55.2
2	自治委員、審議会委員など各種委員に女性を登用する	208	32.1
3	女性が安定した職業につけるようにする	351	54. 2
4	雇用や職場における昇格、昇進などの男女格差をなくす	313	48.3
5	保育所や介護サービスなどを充実する	392	60.5
6	学校教育や生涯学習の場で男女平等についての学習を充実する	205	31.6
7	男女を問わず家事・育児等ができる環境づくりをすすめる	469	72.4
8	その他	27	4. 2
	無回答	17	2.6
	合計	2, 340	

問7<1> 今の子どもがおかれている状況をどう感じているか(家庭の中では) (SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	幸せな生活を過ごしているように思う	158	24.4
2	だいたい幸せなように思う	329	50.8
3	あまり幸せではないように思う	48	7.4
4	幸せではないように思う	5	0.8
5	わからない	89	13.7
	無回答	19	2.9
	合計	648	100.0

問7<2> 今の子どもがおかれている状況をどう感じているか(学校の中では) (SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	幸せな生活を過ごしているように思う	90	13.9
2	だいたい幸せなように思う	293	45.2
3	あまり幸せではないように思う	58	9.0
4	幸せではないように思う	6	0.9
5	わからない	160	24.7
	無回答	41	6.3
	合計	648	100.0

問8 子どもの人権上、問題があると思われるのはどのようなことか

(MA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	仲間はずし・無視などいやがることをしたり、いじめをおこなうこと	442	68.2
2	いじめを見て見ぬふりをすること	365	56.3
3	学校で教師が体罰(たいばつ)をおこなうこと	103	15.9
4	家庭で親が虐待(ぎゃくたい)・体罰(たいばつ)をおこなうこと	306	47. 2
5	進学・就職等の選択で子どもの意見を無視すること	138	21.3
6	多様な能力を評価せずに、学力評価を優先すること	286	44. 1
7	テレビやテレビゲーム・マンガなどで殺人、暴力的な場面が多いこと	231	35.6
8	児童買春・児童売春・児童ポルノ等の対象となること	133	20.5
9	家庭の経済状況が理由で、子どもが自己実現できないこと(子どもの貧 困)	252	38.9
10	子どもが、祖父母や幼い兄弟など家族の介護や世話をしていること(ヤ ングケアラー)	85	13. 1
11	その他	16	2.5
12	わからない	33	5. 1
13	無回答	22	3.4
_	合計	2, 412	

問9 近所の子どもが虐待(ぎゃくたい)を受けている事実を知った場合、どの ような行動をとると思うか

(MA)

	0, 20, 11, 21, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20	(1111)	
No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	市役所や民生委員・児童委員などに連絡する	490	75.6
2	その子どもに事情を聞いてみる	160	24.7
3	その子どもの祖父母や親戚に連絡をする	141	21.8
4	その子どもの通う学校・幼稚園・保育所(園)・こども園などに連絡す る	278	42.9
5	近所の人と相談する	212	32.7
6	警察に連絡する	249	38.4
7	そうしたことに、まったくかかわらない	30	4.6
8	その他	23	3.5
	無回答	21	3. 2
	合計	1,604	

問 10<1> 今の高齢者がおかれている状況をどう感じているか(家庭の中では) (SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	たいせつにされていると思う	156	24. 1
2	だいたいたいせつにされていると思う	348	53.7
3	あまりたいせつにされていないと思う	46	7.1
4	たいせつにされていないと思う	14	2. 2
5	わからない	64	9.9
	無回答	20	3.1
	合計	648	100.1

問 10 < 2 > 今の高齢者がおかれている状況をどう感じているか(社会の中では) (SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	たいせつにされていると思う	126	19.4
2	だいたいたいせつにされていると思う	365	56.3
3	あまりたいせつにされていないと思う	55	8.5
4	たいせつにされていないと思う	9	1.4
5	わからない	70	10.8
	無回答	23	3.5
	合計	648	99.9

(MA)

問 11 高齢者が生活していく上で、どのようなことが不便・支障になると考えるか

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	経済的に自立が困難なこと	380	58.6
2	働ける能力を発揮する機会が少ないこと	180	27.8
3	悪徳商法や詐欺(さぎ)の被害者になることが多いこと	217	33.5
4	家庭内での生活においていやがらせや虐待(ぎゃくたい)を受けること	49	7.6
5	病院や施設において劣悪(れつあく)なあつかいや虐待(ぎゃくたい) を受けること	121	18. 7
6	高齢者の意見や行動が尊重されないこと	128	19.8
7	一人暮らし、閉じこもり、寝たきり等への不安や交通手段などさまざま な不便があること	504	77.8
8	転居や施設入所などによる生活環境の変化に対する不安があること	217	33.5
9	認知症等になり、日常生活に困難が生じること	476	73.5
10	その他	12	1.9
11	わからない	29	4.5
	無回答	22	3.4
	合計	2, 335	

問 12<1> 障がい者の人権は保障されていると思うか(法律や制度の上では) (SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	保障されていると思う	124	19.1
2	だいたい保障されていると思う	331	51.1
3	あまり保障されていないと思う	81	12.5
4	保障されていないように思う	12	1.9
5	わからない	84	13.0
	無回答	16	2.5
	合計	648	100.1

問 12<2> 障がい者の人権は保障されていると思うか(現実の日常生活では) (SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	たいせつにされていると思う	85	13.1
2	だいたいたいせつにされていると思う	308	47.5
3	あまりたいせつにされていないと思う	112	17.3
4	たいせつにされていないと思う	18	2.8
5	わからない	104	16.0
	無回答	21	3. 2
	合計	648	99.9

(MA)

(SA)

問 13 障がい者の人権上、問題があると思われるのはどのようなことか

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	結婚問題で周囲が反対すること	216	33.3
2	就職・職場で不利なあつかいをすること	308	47.5
3	差別的な言動をすること	298	46.0
4	悪徳商法の被害者が多いこと	64	9.9
5	アパートなど住宅への入居をしづらくしていること	182	28.1
6	スポーツ・文化活動・地域活動への自由な参加をしづらくしていること	117	18.1
7	じろじろ見たり避けたりすること	231	35.6
8	人々の障がい者に対する理解が足りないこと	420	64.8
9	その他	10	1.5
10	わからない	82	12.7
	無回答	22	3.4
	合計	1,950	

問 14 部落差別問題(同和問題)や被差別地区(同和地区)があることをはじめ て知ったのはどのようにしてか

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	祖父母・父母などから	115	17.7
2	近所の人から	31	4.8
3	学校の友だちから	13	2.0
4	職場の同僚から	18	2.8
5	学校で教わった	176	27. 2
6	講演会・研修会などで	57	8.8
7	県や市町村の広報誌で	19	2.9
8	テレビ・新聞・本・インターネットなどで	26	4.0
9	部落差別問題は知っているがきっかけは覚えていない	113	17.4
10	その他	14	2. 2
11	部落差別問題を知らない	31	4.8
	無回答	35	5.4
	合計	648	100.0

問 15 これまでに学校・職場・地域などで、部落差別問題(同和問題)について の学習を受けたことがあるか

(MA) 割合(%)

問 16 現在、部落差別問題(同和問題)が起こっている場面はどのようなときか (MA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	小学校で受けた	151	23.3
2	中学校で受けた	158	24.4
3	高校で受けた	59	9.1
4	大学で受けた	17	2.6
5	公民館等の講座で受けた	172	26.5
6	職場の研修で受けた	138	21.3
7	はっきり覚えていない	135	20.8
8	受けたことはない	116	17.9
9	その他	21	3.2
	無回答	10	1.5
	合計	977	
-			

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	進学のとき	20	3.1
2	就職のとき	109	16.8
3	友人をつくるとき	49	7.6
4	結婚のとき	313	48.3
5	引越しや家を建てるとき	49	7.6
6	日常生活でのことばやしぐさ	56	8.6
7	その他	11	1.7
8	部落差別はない	101	15.6
9	わからない	200	30.9
	無回答	19	2.9
	合計	927	

問 17 家族の一人が被差別地区(同和地区)出身の人と結婚するという話があっ たときにどう考えるか

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	被差別地区の人であろうとなかろうと関係はない、そのことで反対はし ない	256	39.5
2	被差別地区の人であることが気にはなるが、本人の意思を尊重し、反対 はしない	165	25.5
3	反対はするが、本人の意思が強ければやむをえないと思う	80	12.3
4	絶対に反対する	10	1.5
5	わからない	122	18.8
	無回答	15	2.3
	合計	648	99.9

問 18 現在もなお部落差別問題(同和問題)が存在するのは、なぜだと思うか

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから	244	37.7
2	落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから	126	19.4
3	これまでの教育や啓発が十分でなかったから	114	17.6
4	昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから	397	61.3
5	地域社会や家庭において話題となるから	84	13.0
6	被差別地区(同和地区)の住民が行政から優遇されていると思う人が多 いから	103	15.9
7	えせ同和行為(部落差別問題を口実に企業や官公庁等に不当な要求をす る行為)などにより「部落差別問題は怖い」と思うから	129	19.9
8	その他	25	3.9
9	わからない	105	16.2
	無回答	16	2.5
	合計	1,343	

(MA)

(SA)

問 19 被差別地区(同和地区)の人たちに対する差別意識や就職差別を、将来な くすことができると思うか

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	そう思う	132	20.4
2	どちらかと言えばそう思う	172	26.5
3	どちらかと言えばそう思わない	74	11.4
4	そう思わない	55	8.5
5	わからない	126	19.4
6	差別が起こっていることを知らない	73	11.3
	無回答	16	2.5
	合計	648	100.0

問 20<ア> 部落差別問題(同和問題)をなくす方法について、そっとしておく (SA)

		, ,	
No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	そう思う	219	33.8
2	そう思わない	198	30.6
3	わからない	173	26.7
	無回答	58	9.0
	合計	648	100.1

問 20<イ> 部落差別問題(同和問題)をなくす方法について、私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につける (SA)

		(,	
No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	そう思う	377	58.2
2	そう思わない	62	9.6
3	わからない	149	23.0
	無回答	60	9.3
	合計	648	100.1

問 20<ウ> 部落差別問題(同和問題)をなくす方法について、被差別地区と周辺地域の人々が交流を深め、まちづくりを進める

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	そう思う	325	50.2
2	そう思わない	73	11.3
3	わからない	188	29.0
	無回答	62	9.6
	合計	648	100.1

問 20<エ> 部落差別問題(同和問題)をなくす方法について、法律で差別を禁止する

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	そう思う	243	37.5
2	そう思わない	115	17. 7
3	わからない	230	35.5
	無回答	60	9.3
	合計	648	100.0

問 20<オ> 部落差別問題 (同和問題) をなくす方法について、部落差別問題の 学習や研修の機会を増やす

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	そう思う	319	49.2
2	そう思わない	99	15.3
3	わからない	171	26.4
	無回答	59	9.1
	合計	648	100.0

問 21 学校で「人権・部落差別解消教育(同和教育)」が行われていますが、どのような考えか

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	人権・部落差別解消教育を通じてあらゆる差別をなくす教育が行われて おり、よいことだと思う	399	61.6
2	人権・部落差別解消教育より国語や算数などの教科の指導に力を入れる 方がよいと思う	21	3. 2
3	人権・部落差別解消教育をする必要はない	41	6.3
4	人権・部落差別解消教育がどんな教育か、よく知らない	142	21.9
5	その他	11	1.7
	無回答	34	5.2
	合計	648	99.9

問 22 日本の国際化が進む中、外国人との交流が盛んになることを、どう思うか (SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	日本の国際化のため必要、歓迎すべきである	318	49.1
2	交流は望ましいが、治安や社会環境の悪化を心配する	266	41.0
3	外国人との交流は必要ない	7	1.1
4	わからない	40	6.2
	無回答	17	2.6
	合計	648	100.0

問 23<ア> 日本に住む外国人の人権を守るために、文化・習慣の違いを理解する (SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	そう思う	543	83.8
2	そう思わない	23	3.5
3	わからない	43	6.6
	無回答	39	6.0
	合計	648	99.9

問 23<イ> 日本に住む外国人の人権を守るために、交流が活発になるように、 法律や制度を見直す

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	そう思う	284	43.8
2	そう思わない	106	16.4
3	わからない	202	31.2
	無回答	56	8.6
	合計	648	100.0

問 23<ウ> 日本に住む外国人の人権を守るために、国際理解教育をすすめる

(国際交流員や青年海外協力隊員から世界の実情を学ぶ)

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	そう思う	441	68.1
2	そう思わない	25	3.9
3	わからない	124	19.1
	無回答	58	9.0
	合計	648	100.1

問24 職場や地域でハンセン病の元患者がいるとわかったら、どうするか

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	何かできることがあれば支援する	90	13.9
2	いままでどおり、普通に接する	426	65.7
3	なるべく関わりたくない	14	2.2
4	わからない	68	10.5
5	ハンセン病を知らない	35	5.4
	無回答	15	2.3
	合計	648	100.0

問 25 友人がHIV (エイズウイルス) 感染者と知った場合、どんな接し方を するか

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	何かできることがあれば支援する	88	13.6
2	いままでどおり、普通に接する	365	56.3
3	なるべく関わりたくない	50	7.7
4	わからない	117	18.1
5	HIV(エイズウイルス)を知らない	9	1.4
	無回答	19	2.9
	合計	648	100.0

問 26 インターネットによる人権侵害に関することで、現在、どのような人権 問題があると思うか

(MA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	他人を誹謗(ひぼう)・中傷(ちゅうしょう)する表現を掲載すること	497	76.7
2	他人を差別しようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような 情報を掲載すること	367	56.6
3	出会い系サイトなど犯罪を誘発する場になっていること	320	49.4
4	捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること	157	24. 2
5	ネット上にポルノ画像などが存在していること	191	29.5
6	アウティング等、プライバシーに関する情報を掲載すること	277	42.7
7	その他	9	1.4
8	わからない	86	13.3
	無回答	25	3.9
	合計	1,929	

問 27 LGBTQ など、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)や性的違和(身体の性 と心の性が一致しないこと)に関することで、現在、どのような人権問題 があると思うか

(MA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	職場、学校等でいやがらせやいじめをすること	305	47.1
2	差別的な言動をすること	343	52.9
3	就職・職場で不利なあつかいをすること	254	39.2
4	アパート等の入居を拒否すること	134	20.7
5	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否すること	111	17.1
6	アウティング等、プライバシーに関する情報をさらすこと	210	32.4
7	じろじろ見たり、避けたりすること	227	35.0
8	その他	11	1.7
9	わからない	165	25.5
	無回答	29	4.5
	合計	1,789	

問28 新型コロナウイルス感染症に関して、考えに近いのはどれか

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	差別であり許されないと思う	541	83.5
2	やや行きすぎだが仕方ないと思う	62	9.6
3	当然のことであると思う	5	0.8
4	その他	18	2.8
	無回答	22	3.4
	合計	648	100.1

問29<ア> 結婚式は「大安」の日でないとよくないという考え方

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	この考え方は正しいと思う	114	17.6
2	おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がない	254	39.2
3	この考え方は間違っていると思う	240	37.0
	無回答	40	6.2
	合計	648	100.0

問29<イ> 葬式を「友引」の日にしてはならないという考え方

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	この考え方は正しいと思う	130	20.1
2	おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がない	274	42.3
3	この考え方は間違っていると思う	200	30.9
	無回答	44	6.8
	合計	648	100.1

問 29<ウ> 家を建てるときに、方角がよいとかよくないとかいう考え方

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	この考え方は正しいと思う	243	37.5
2	おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がない	201	31.0
3	この考え方は間違っていると思う	153	23.6
	無回答	51	7.9
	合計	648	100.0

問30 最近(2、3年)ご自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか

(MA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	あらぬ噂(うわさ)、他人からの悪口、かげ口	113	17.4
2	名誉・信用の毀損(きそん)	35	5.4
3	悪臭・騒音などの公害による生活妨害	31	4.8
4	差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分などにより、不平等または不 利益な取りあつかいをされた)	30	4.6
5	暴力や強要、強制(本来しなくてもいいことを無理やりさせられたり、 権利の行使を妨害された)	14	2. 2
6	使用者による労働強制などの不当な待遇	21	3. 2
7	プライバシーの侵害	43	6.6
8	その他	22	3.4
9	差別をされた経験がない	362	55.9
	無回答	84	13.0
	合計	755	

問 31<ア> 講演会、研修会、シンポジウム(討論会)

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	何回も参加したことがある	121	18.7
2	1・2回参加したことがある	158	24.4
3	参加したことはない	331	51.1
	無回答	38	5.9
	合計	648	100.1

問31<イ> 街頭におけるチラシ等の配布や人権標語等の応募

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	何回も参加したことがある	17	2.6
2	1・2回参加したことがある	59	9.1
3	参加したことはない	520	80.2
	無回答	52	8.0
	合計	648	99.9

問 31<ウ> さまざまな障がいの疑似体験(車イス、アイマスク、耳栓など)や グループ学習等の参加・体験型の学習

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	何回も参加したことがある	30	4.6
2	1・2回参加したことがある	95	14.7
3	参加したことはない	473	73.0
	無回答	50	7. 7
	合計	648	100.0

問32 人権問題の講演会や研修会に参加されたきっかけ

(MA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	関心を持っているので自分から進んで	63	9.7
2	勤務先の割り当てで	117	18.1
3	自分が団体などの役員をしているので	56	8.6
4	知り合いの人に誘われたので	46	7.1
5	各種行事(PTA の会合や子どもの授業参観)や研修会の中に講演会が組	185	28. 5
	み込まれていたので	103	20. J
6	人権や平和活動についての NPO・NGO に参加しているので	5	0.8
7	その他	4	0.6
8	参加したことがない	264	40.7
	無回答	70	10.8
	合計	810	

問 33<ア> 人権啓発冊子や「市報ぶんごおおの」掲載の人権啓発・情報に関する記事

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	いつも見聞きしている(いつも読んでいる)	145	22.4
2	たまに見聞きしている(たまに読んでいる)	289	44.6
3	見聞きしていない(読んでいない)	156	24. 1
	無回答	58	9.0
	合計	648	100.1

問33<イ> 人権標語・人権ポスター

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	いつも見聞きしている(いつも読んでいる)	137	21.1
2	たまに見聞きしている(たまに読んでいる)	335	51.7
3	見聞きしていない(読んでいない)	118	18.2
	無回答	58	9.0
	合計	648	100.0

問33<ウ> 豊後大野市ホームページの人権コーナー

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	いつも見聞きしている(いつも読んでいる)	40	6.2
2	たまに見聞きしている(たまに読んでいる)	146	22.5
3	見聞きしていない(読んでいない)	387	59.7
	無回答	75	11.6
	合計	648	100.0

問33<エ> 豊後大野市ケーブルテレビでの人権啓発情報

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	いつも見聞きしている(いつも読んでいる)	33	5.1
2	たまに見聞きしている(たまに読んでいる)	167	25.8
3	見聞きしていない(読んでいない)	381	58.8
	無回答	67	10.3
	合計	648	100.0

問 33<オ> 音声告知放送の人権啓発情報

(SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	いつも見聞きしている(いつも読んでいる)	49	7.6
2	たまに見聞きしている(たまに読んでいる)	179	27.6
3	見聞きしていない(読んでいない)	349	53.9
	無回答	71	11.0
	合計	648	100.1

問34 人権問題で関心のあるもの

(MA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	女性の人権	255	39.4
2	子どもの人権	261	40.3
3	高齢者の人権	262	40.4
4	障がい者の人権	281	43.4
5	部落差別問題(同和問題)	121	18.7
6	外国人の人権【レイシズム(人種差別)、ヘイトクライム(人種等を理由とする犯罪)、ヘイトスピーチ(特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動)等】	115	17.7
7	医療をめぐる人権【ハンセン病、HIV(エイズウイルス)、新型コロナウ イルス感染症等】	194	29. 9
8	インターネット社会の人権問題	203	31.3
9	性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)、性的違和に関すること	84	13.0
10	プライバシーの保護	211	32.6
11	犯罪被害者やその家族の人権	119	18.4
12	刑を終えて出所した人に対する偏見や差別	84	13.0
13	アイヌの人々の人権	56	8.6
14	北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族等の人権	154	23.8
15	ホームレスの人権	61	9.4
16	人身取引(性的搾取(さくしゅ)、強制労働等を目的とした人身取引)	59	9.1
17	東日本大震災に伴う人権問題	110	17.0
18	その他	14	2.2
19	関心がない	59	9.1
	無回答	44	6.8
	合計	2,747	

問 35 人権のたいせつさを多くの人に知ってもらうには、どんな方法が効果的だと思うか

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	講演会、シンポジウム、研修会	255	39.4
2	ワークショップ(参加者による少人数の討論会や参加体験型学習等)	97	15.0
3	展示会(資料、写真等)	78	12.0
4	広報紙、パンフレット、ポスター	205	31.6
5	テレビ、ラジオ、映画、ビデオ、新聞、雑誌、インターネット等を利用 した啓発	329	50.8
6	高齢化や障がいの体験学習	111	17.1
7	高齢者、障がい者、外国人等との交流会	123	19.0
8	自由な意見の交換ができる会合	134	20.7
9	その他	22	3.4
10	わからない	84	13.0
	無回答	40	6.2
	合計	1,478	

(MA)

問36<ア> 障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律)について知っているか (SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	よく知っている	32	4.9
2	多少は知っている	163	25. 2
3	あまり知らない	176	27. 2
4	知らない	234	36.1
	無回答	43	6.6
	合計	648	100.0

問 36<イ> ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律)について知っているか (SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	よく知っている	27	4.2
2	多少は知っている	161	24.8
3	あまり知らない	185	28.5
4	知らない	231	35.6
	無回答	44	6.8
	合計	648	99.9

問36<ウ> 部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)について知っているか (SA)

No.	カテゴリ	件数	割合(%)
1	よく知っている	45	6.9
2	多少は知っている	148	22.8
3	あまり知らない	183	28.2
4	知らない	228	35.2
	無回答	44	6.8
	合計	648	99.9

第 6 部

参考資料

人権問題 に関する 市民意識調査

調査へのご協力のお願い

豊後大野市政の推進につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、豊後大野市では、市民のみなさまの人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会をつくるため様々な取組みを行っています。その中で、定期的に人権問題に関するお考えやご意見を調査し、その結果を今後の施策に役立てさせていただいております。

お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力くださいますようお願いいた します。

回答は、8月16日までに裏面の要領によりご返答ください。



大分県人権啓発イメージキャラクター **こころちゃん**

豊後大野市

人権問題に関する市民意識調査

2021年(令和3年)8月

■調査のお願い

- 1. この調査は、今後の人権教育・啓発施策を推進するうえでの基礎資料として 活用するため、市民のみなさまに、人権問題についてのお考えをお聞きする ものです。
- 2. この調査は、市民のみなさまの中から、無作為に 1,200 名の方を選び、調査 票をお送りしています。
- 3. 無記名でお答えいただき、結果は統計的に処理しますので、個人の回答内容が外部に漏れたり、あなた自身にご迷惑をかけることはいっさいありません。
- 4. この調査は、個人の秘密を厳守し上記目的以外に使用することはありません。

■記入上の注意

- 1. <u>あて名の方ご本人</u>のお考えや、感じておられることをお気軽にお答えください。
- 2. お答えは、ボールペンや鉛筆などで、<u>あてはまるものの番号に、〇印</u>をつけてください。
- 3. ご記入いただきました調査票については、<u>同封の返信用封筒(切手不要)</u>に入れて、**2021年(令和3年)8月16日まで**にお近くのポストにご投函ください。
- 4. パソコン、スマートフォンをご利用の方は、下記 URL または QR コードから、 アンケートにご回答いただいてもよいです。
- URL: https://www.egov-oita.pref.oita.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=PSdmkNoh https://www.egov-oita.pref.oita.jp/PSdmkNoh



「QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です」

(注)文字が小さい、読みづらい場合は、拡大版調査票をお渡ししますのでご連絡 ください。

この調査に関するご質問などは、下記までお願いします。

豊後大野市 人権・部落差別解消推進課 人権・部落差別解消推進係〒879-7198 豊後大野市三重町市場1200番地電話 0974-22-1001 (内線 2492)FAX 0974-22-3361

☆あなた自身についておたずねします

問1 あなたの性別は

1 男性	2 女性	3. 男性か女性か答える
	Z. XII	ことに抵抗を感じる

問2 あなたの年齢は(7月1日現在の満年齢でお答えください。)

1.10歳代	2. 20歳代	3.30歳代	4.40歳代
5.50歳代	6.60歳代	7.70歳以上	

☆はじめに、女性の人権についておたずねします

問3 あなたの身の回りでは、一般的に男女平等が実現していると思いますか。 次のアからウについて、1から6のあてはまる番号を1つ選んでください。

		と思う 実現している 男女平等が	う 不利益だと思	女性に不利益	やや男性に 不利益だと思	男性に不利益	わからない
ア	家庭では、どう だと思いますか	1	2	3	4	5	6
1	職場では 、 どう だと思いますか	1	2	3	4	5	6
ウ	地域生活(自治 会活動など)で は、どうだと思 いますか	1	2	3	4	5	6

問4 女性の人権上、問題があると思われるのはどのようなことですか。次の中から<u>いくつでも</u>選んでください。

- 1. 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)に基づく差別的なあつかい
- 2. 職場における男女の給与等の差別待遇
- 3. 家庭内における夫から妻に対する暴力・暴言など
- 4. 地域や職場における性的いやがらせ
- 5. 職場における上司からのいじめ
- 6. 女性のヌード写真など掲載した雑誌・新聞や出会い系サイト、ネット上でのポルノ画像などが氾らんしている
- 7. その他(具体的に記入してください:

問5 結婚、家庭、出産、子育てについて、あなたのお考えに近いのはどれでしょうか。次のアからエについて、1から4のあてはまる番号を<u>1つ</u>選んでください。

		そう思う	そう思わない	いえないには	わからない
ア	女性は結婚する方が幸せになれる	1	2	3	4
1	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4
ウ	結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4
工	家事・育児は夫婦で分担したほうがよい	1	2	3	4

問6 今後、女性が社会のあらゆる分野で平等に活躍するために、早急に取り組んでほしいものは何ですか。次の中から4つ選んでください。

男性を優先する社会通念、習慣、しきたりを改める
 自治委員、審議会委員など各種委員に女性を登用する
 女性が安定した職業につけるようにする
 雇用や職場における昇格、昇進などの男女格差をなくす
 保育所や介護サービスなどを充実する
 学校教育や生涯学習の場で男女平等についての学習を充実する
 男女を問わず家事・育児等ができる環境づくりをすすめる

☆次は、子どもの人権についておたずねします

- 問7 今の子どもがおかれている状況をどう感じているか、次の(1)・(2)について、1から5のあてはまる番号を1つずつ選んでください。
 - (1)家庭の中では、どうだと思いますか。

8. その他(具体的に記入してください:

1. 幸せな生活を過ごしているように思う	2. だいたい幸せなように思う
3. あまり幸せではないように思う	4. 幸せではないように思う
5. わからない	

(2) 学校の中では、どうだと思いますか。

1. 幸せな生活を過ごしているように思う	2. だいたい幸せなように思う
3. あまり幸せではないように思う	4. 幸せではないように思う
5. わからない	

問8 子どもの人権上、問題があると思われるのはどのようなことですか。次の中から<u>4つ</u>選んでください。

1. 仲間はずし・無視などいやがることをしたり、いじめをおこなうこと

2. いじめを見て見ぬふりをすること

3.	学校で教師が体罰(たいばつ)をおこなうこと
4.	家庭で親が虐待(ぎゃくたい)・体罰(たいばつ)をおこなうこと
5.	進学・就職等の選択で子どもの意見を無視すること
6.	多様な能力を評価せずに、学力評価を優先すること
7.	テレビやテレビゲーム・マンガなどで殺人、暴力的な場面が多いこと
8.	児童買春・児童売春・児童ポルノ等の対象となること
9.	家庭の経済状況が理由で、子どもが自己実現*できないこと(子どもの貧困) ※自己実現:自分の可能性を開いたり、能力を発揮したり、希望をかなえたりすること
10.	, 子どもが、祖父母や幼い兄弟など家族の介護や世話をしていること(ヤング ケアラー)
	スのM (目は的に到了」 アノださい・
11	. その他(<u>具体的に記入してください:</u>)
	, その他(<u>具体的に記入してくたさい</u>) , わからない
	. わからない 近所の子どもが虐待 (ぎゃくたい) を受けている事実を知った場合、あなたに
12 間 9	. わからない 近所の子どもが虐待 (ぎゃくたい) を受けている事実を知った場合、あなたに
12 問9	. わからない 近所の子どもが虐待 (ぎゃくたい) を受けている事実を知った場合、あなたに どのような行動をとると思いますか。次の中から <u>いくつでも</u> 選んでください
12 問9 1. 2.	 わからない 近所の子どもが虐待(ぎゃくたい)を受けている事実を知った場合、あなたはどのような行動をとると思いますか。次の中からいくつでも選んでください 市役所や民生委員・児童委員などに連絡する
12 問9 1. 2.	 ・ わからない 近所の子どもが虐待(ぎゃくたい)を受けている事実を知った場合、あなたはどのような行動をとると思いますか。次の中からいくつでも選んでください 市役所や民生委員・児童委員などに連絡する その子どもに事情を聞いてみる
12 問 9 1. 2. 3.	 . わからない 近所の子どもが虐待(ぎゃくたい)を受けている事実を知った場合、あなたはどのような行動をとると思いますか。次の中からいくつでも選んでください 市役所や民生委員・児童委員などに連絡する その子どもに事情を聞いてみる その子どもの祖父母や親戚に連絡をする
12 問9 1. 2. 3. 4. 5.	 ・ わからない 近所の子どもが虐待(ぎゃくたい)を受けている事実を知った場合、あなたはどのような行動をとると思いますか。次の中からいくつでも選んでください 市役所や民生委員・児童委員などに連絡する その子どもに事情を聞いてみる その子どもの祖父母や親戚に連絡をする その子どもの通う学校・幼稚園・保育所(園)・こども園などに連絡する
12 問9 1. 2. 3. 4. 5.	近所の子どもが虐待(ぎゃくたい)を受けている事実を知った場合、あなたはどのような行動をとると思いますか。次の中からいくつでも選んでください 市役所や民生委員・児童委員などに連絡する その子どもに事情を聞いてみる その子どもの祖父母や親戚に連絡をする その子どもの通う学校・幼稚園・保育所(園)・こども園などに連絡する 近所の人と相談する

☆高齢者の人権についておたずねします

- 問 10 今の高齢者がおかれている状況をどう感じているか、次の(1)・(2)について、1から5のあてはまる番号を1つずつ選んでください。
 - (1) 家庭の中では、どうだと思いますか。

1. たいせつにされていると思う	2. だいたいたいせつにされていると思う
3. あまりたいせつにされていないと思う	4. たいせつにされていないと思う
5. わからない	

(2) 社会(地域生活など)の中では、どうだと思いますか。

1. たいせつにされていると思う	2. だいたいたいせつにされていると思う
3. あまりたいせつにされていないと思う	4. たいせつにされていないと思う
5. わからない	

問 11 高齢者が生活していく上で、どのようなことが不便・支障になると考えられますか。次の中から4つ選んでください。

1. 経済的に自立が困難なこと
2. 働ける能力を発揮する機会が少ないこと
3. 悪徳商法や詐欺(さぎ)の被害者になることが多いこと
4. 家庭内での生活においていやがらせや虐待(ぎゃくたい)を受けること
5. 病院や施設において劣悪(れつあく) なあつかいや虐待(ぎゃくたい) を受けること
6. 高齢者の意見や行動が尊重されないこと
7. 一人暮らし、閉じこもり、寝たきり等への不安や交通手段などさまざまな不便があること
8. 転居や施設入所などによる生活環境の変化に対する不安があること
9. 認知症等になり、日常生活に困難が生じること
10. その他(具体的に記入してください:
11. わからない

☆障がい者の人権についておたずねします

- 問 12 今の障がい者の人権は保障されていると思いますか。次の(1)・(2)について、1から5のあてはまる番号を1つずつ選んでください。
 - (1) 法律や制度の上では、どうだと思いますか。

1. 保障されていると思う	2. だいたい保障されていると思う
3. あまり保障されていないと思う	4. 保障されていないように思う
5. わからない	

(2) 現実の日常生活では、どうだと思いますか。

1. たいせつにされていると思う	2. だいたいたいせつにされていると思う
3. あまりたいせつにされていないと思う	4. たいせつにされていないと思う
5. わからない	

問 13 あなたが、障がい者の人権上、問題があると思われるのはどのようなことで すか。次の中からいくつでも選んでください。

1. 結婚問題で周囲が反対すること	
2. 就職・職場で不利なあつかいをすること	
3. 差別的な言動をすること	
4. 悪徳商法の被害者が多いこと	
5. アパートなど住宅への入居をしづらくしていること	
6. スポーツ・文化活動・地域活動への自由な参加をしづらくしていること	
7. じろじろ見たり避けたりすること	
8. 人々の障がい者に対する理解が足りないこと	
9. その他(具体的に記入してください:)
10. わからない	

☆部落差別問題(同和問題) についておたずねします

問 14 あなたが部落差別問題(同和問題)や被差別地区(同和地区)があることを はじめて知ったのはどのようにしてですか。<u>1つ</u>選んでください。

1. 祖父母・父母などから	2. 近所の人から	
3. 学校の友だちから	4. 職場の同僚から	
5. 学校で教わった	6. 講演会・研修会などで	
7. 県や市町村の広報誌で		
8. テレビ・新聞・本・インターネットなどで		
9. 部落差別問題は知っているがきっかけは覚えていない		
10. その他(具体的に記入してください	١:)	
11. 部落差別問題を知らない		

問 15 あなたは、これまでに学校・職場・地域などで、部落差別問題(同和問題) についての学習を受けたことがありますか。次の中からあてはまるものを<u>す</u> べて選んでください。

1. 小学校で受けた	2. 中学校で受けた
3. 高校で受けた	4. 大学で受けた
5. 公民館等の講座で受けた	6. 職場の研修で受けた
7. はっきり覚えていない	8. 受けたことはない
9. その他(具体的に記入してください	:)

問 16 現在、部落差別問題(同和問題)が起こっている場面はどのようなときでしょうか。次の中から<u>いくつでも</u>選んでください。

1. 進学のとき	2. 就職のとき
3. 友人をつくるとき	4. 結婚のとき
5. 引越しや家を建てるとき	6. 日常生活でのことばやしぐさ
7. その他(具体的に記入してください:	
8. 部落差別はない	9. わからない

問 17 あなたの家族の一人が被差別地区(同和地区)出身の人と結婚するという話があったときにどう考えるでしょうか。次の中から<u>1つ</u>選んでください。

1. 被差別地区の人であろうとなかろうと	関係はない、そのことで反対はしない	
2. 被差別地区の人であることが気にはな	るが、本人の意思を尊重し、反対はしない	
3. 反対はするが、本人の意思が強ければやむをえないと思う		
4. 絶対に反対する	5. わからない	

問 18 現在もなお部落差別問題 (同和問題) が存在するのは、なぜだと思いますか。 次の中から<u>いくつでも</u>選んでください。

1. 部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから
2. 落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから
3. これまでの教育や啓発が十分でなかったから
4. 昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから
5. 地域社会や家庭において話題となるから
6. 被差別地区(同和地区)の住民が行政から優遇されていると思う人が多いから
7. えせ同和行為(部落差別問題を口実に企業や官公庁等に不当な要求をする行為)などにより「部落差別問題は怖い」と思うから
8. その他(具体的に記入してください:)
9. わからない

問 19 あなたは、被差別地区(同和地区)の人たちに対する差別意識や就職差別を、 将来なくすことができると思いますか。次の中から<u>1つ</u>選んでください。

1. そう思う	2. どちらかと言えばそう思う
3. どちらかと言えばそう思わない	4. そう思わない
5. わからない	6. 差別が起こっていることを知らない

問 20 部落差別問題(同和問題)をなくす方法について、次のアからオのような意見があります。あなたはどう思いますか。 それぞれについて、次の1から3のあてはまる番号を<u>1つ</u>選んでください。

		そ	そ	わ
		う	う	か
		思	思	5
		う	わ	な
			な	い
			٧١	
ア	そっとしておく	1	2	3
イ	私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と 行動力を身につける	1	2	3
ウ	被差別地区と周辺地域の人々が交流を深め、まちづくりを進 める	1	2	3
エ	法律で差別を禁止する	1	2	3
才	部落差別問題の学習や研修の機会を増やす	1	2	3

- 問 21 豊後大野市では、学校で「人権・部落差別解消教育(同和教育)」が行われていますが、あなたはどのようなお考えですか。次の中から<u>1つ</u>選んでください。
 - 1. 人権・部落差別解消教育を通じてあらゆる差別をなくす教育が行われており、よいことだと思う
 - 2. 人権・部落差別解消教育より国語や算数などの教科の指導に力を入れる方がよいと思う
 - 3. 人権・部落差別解消教育をする必要はない
 - 4. 人権・部落差別解消教育がどんな教育か、よく知らない
 - 5. その他(具体的に記入してください:

☆その他の人権問題についておたずねします

- 問 22 日本の国際化が進む中、外国人との交流が盛んになることを、どう思いますか。次の中から<u>1つ</u>選んでください。
 - 1. 日本の国際化のため必要、歓迎すべきである
 - 2. 交流は望ましいが、治安や社会環境の悪化を心配する
 - 3. 外国人との交流は必要ない
 - 4. わからない

問 23 日本に住む外国人の人権を守るために次のような意見がありますが、あなた はどのように思いますか。次のアからウについて、1から3の中からあては まる番号を1つ選んでください。

	そう思う	そう思わない	わからない
ア 文化・習慣の違いを理解する	1	2	3
イ 交流が活発になるように、法律や制度を見直す	1	2	3
ウ 国際理解教育をすすめる (国際交流員や青年海外協力隊員から世界の実情を学ぶ)	1	2	3

問 24 もし、あなたの職場や地域でハンセン病の元患者がいるとわかったら、あな たはどうしますか。次の中から1つ選んでください。

1. 何かできることがあれば支援する	2. いままでどおり、普通に接する
3. なるべく関わりたくない	4. わからない
5. ハンセン病を知らない	

問 25 もし、あなたの友人がHIV(エイズウイルス)感染者と知った場合、どん な接し方をしますか。次の中から<u>1つ</u>選んでください。

1. 何かできることがあれば支援する	2. いままでどおり、普通に接する
3. なるべく関わりたくない	4. わからない
5. HIV (エイズウイルス) を知らない	

問 26 あなたは、インターネットによる人権侵害に関することで、現在、どのよう な人権問題があると思いますか。次の中から<u>いくつでも</u>選んでください。

1. 他人を誹謗(ひぼう)・中傷(ちゅうしょう)する表現を掲載すること

2.	他人を差別しよっとする気持ちを起こさせたり、それを助長するよっな情報を掲載すること
3.	出会い系サイトなど犯罪を誘発する場になっていること
4.	捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること
5.	ネット上にポルノ画像などが存在していること
6.	アウティング*等、プライバシーに関する情報を掲載すること ※アウティング・・・プライベートな情報を本人の了解を得ずに他の人に暴露すること
7.	その他(具体的に記入してください:)
8.	わからない
問 27	/ のなたは、LUBINなど、計的信仰(乗件袋、向件袋、両件袋)が計的違和(身
問 27	7 あなたは、LGBTQ など、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)や性的違和(身体の性と心の性が一致しないこと)に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。次の中から <u>いくつでも</u> 選んでください。
	体の性と心の性が一致しないこと)に関することで、現在、どのような人権
1.	体の性と心の性が一致しないこと)に関することで、現在、どのような人権 問題があると思いますか。次の中から <u>いくつでも</u> 選んでください。
1.	体の性と心の性が一致しないこと)に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。次の中から <u>いくつでも</u> 選んでください。 職場、学校等でいやがらせやいじめをすること
 2. 3. 	体の性と心の性が一致しないこと)に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。次の中から <u>いくつでも</u> 選んでください。 職場、学校等でいやがらせやいじめをすること 差別的な言動をすること
1. 2. 3. 4.	体の性と心の性が一致しないこと)に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。次の中からいくつでも選んでください。 職場、学校等でいやがらせやいじめをすること 差別的な言動をすること 就職・職場で不利なあつかいをすること
1. 2. 3. 4. 5.	体の性と心の性が一致しないこと)に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。次の中から <u>いくつでも</u> 選んでください。 職場、学校等でいやがらせやいじめをすること 差別的な言動をすること 就職・職場で不利なあつかいをすること アパート等の入居を拒否すること
1. 2. 3. 4. 5.	体の性と心の性が一致しないこと)に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。次の中からいくつでも選んでください。 職場、学校等でいやがらせやいじめをすること 差別的な言動をすること 就職・職場で不利なあつかいをすること アパート等の入居を拒否すること 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否すること
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	体の性と心の性が一致しないこと)に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。次の中からいくつでも選んでください。 職場、学校等でいやがらせやいじめをすること 差別的な言動をすること 就職・職場で不利なあつかいをすること アパート等の入居を拒否すること 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否すること アウティング等、プライバシーに関する情報をさらすこと
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	体の性と心の性が一致しないこと)に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか。次の中からいくつでも選んでください。 職場、学校等でいやがらせやいじめをすること 差別的な言動をすること 就職・職場で不利なあつかいをすること アパート等の入居を拒否すること 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否すること アウティング等、プライバシーに関する情報をさらすこと じろじろ見たり、避けたりすること

問 28 新型コロナウイルス感染症に関して、次のような事例がありました。

事例:近所に住むAさんは看護師をしているが、勤め先の病院に新型コロナウイルスの感染者が入院していることが分かった。それから、近所の人たちはAさんを避けるようになり、ついには「帰宅せずに病院に寝泊まりせよ」といった投書がされたという。

近所の人たちの対応について、あなたの考えに近いのはどれですか。次の1から4の中からあてはまる番号を1つ選んでください。

1. 差別であり許されないと思う	
2. やや行きすぎだが仕方ないと思う	
3. 当然のことであると思う	
4. その他(具体的に記入してください:)

☆ 人権問題全般についておたずねします

問 29 日本には、いろいろ古くから言い伝えや考え方がありますが、あなたのお考えに近いものはどれですか。次のアからウについて、1から3のあてはまる番号を1つ選んでください。

		この考え方は正しいと思う	け反対しても仕方がないおかしいと思うが自分だ	ると思う
ア	結婚式は「大安」の日でないとよくないとい う考え方	1	2	3
1	葬式を「友引」の日にしてはならないという 考え方	1	2	3
ウ	家を建てるときに、方角がよいとかよくな いとかいう考え方	1	2	3

問 30 あなたは最近 (2、3年) ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。 <u>いくつでも</u>選んでください。

1. あらぬ噂(うわさ)、他人からの悪口、かげ口	
2. 名誉・信用の毀損(きそん)	
3. 悪臭・騒音などの公害による生活妨害	
4. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分などにより、不平等または不利益取りあつかいをされた)	な
5. 暴力や強要、強制(本来しなくてもいいことを無理やりさせられたり、権利 行使を妨害された)	の
6. 使用者による労働強制などの不当な待遇	
7.プライバシーの侵害	
8. その他(具体的に記入してください:)
9. 差別をされた経験がない	

問31 現在、大分県や豊後大野市では、さまざまな人権啓発活動を実施しています。 あなたはこのような啓発活動についてどの程度参加したことがありますか。 次のアからウについて、1から3のあてはまる番号を1つ選んでください。

		でとがある しん	ことがある	参加したことは
ア	講演会、研修会、シンポジウム(討論会)	1	2	3
1	街頭におけるチラシ等の配布や人権標語等の応募	1	2	3
ウ	さまざまな障がいの疑似体験(車イス、アイマスク、耳 栓など)やグループ学習等の参加・体験型の学習	1	2	3

問 32 あなたが、人権問題の講演会や研修会に参加されたきっかけは何ですか。次の中にあてはまるものがあったら、<u>いくつでも</u>選んでください。

1. 関心を持っているので自分から進んで	
2. 勤務先の割り当てで	
3. 自分が団体などの役員をしているので	
4. 知り合いの人に誘われたので	
5. 各種行事 (PTA の会合や子どもの授業参観) や研修会の中に講演会が組まれていたので	み込
6. 人権や平和活動についての NPO・NGO に参加しているので	
7. その他(具体的に記入してください:	_)
8. 参加したことがない	

問 33 次のアからオの項目について、あなたは見聞きしたことがありますか。それ ぞれについて、次の1から3の中からあてはまる番号を<u>1つ</u>選んでください。

		(いつも読んでいる)いつも見聞きしている	(たまに読んでいる)	見聞きしていない)
ア	人権啓発冊子や「市報ぶんごおおの」掲載の人権啓発・ 情報に関する記事	1	2	3
1	人権標語・人権ポスター	1	2	3
ウ	豊後大野市ホームページの人権コーナー	1	2	3
工	豊後大野市ケーブルテレビでの人権啓発情報	1	2	3
オ	音声告知放送の人権啓発情報	1	2	3

問34 下記の中の人権問題で関心のあるものについて<u>いくつでも</u>選んでください。

1. 女性の人権	
2. 子どもの人権	
3. 高齢者の人権	
4. 障がい者の人権	
5. 部落差別問題(同和問題)	
6. 外国人の人権 【レイシズム(人種差別)、ヘイトクライム(人種等を理由とする犯罪)、ヘイーチ(特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動)等】	トスピ
7. 医療をめぐる人権 【ハンセン病、HIV(エイズウイルス)、新型コロナウイルス感染症等】	
8. インターネット社会の人権問題	
9. 性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)、性的違和に関すること	
10. プライバシーの保護	
11. 犯罪被害者やその家族の人権	
12. 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別	
13. アイヌの人々の人権	
14. 北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族等の人権	
15. ホームレスの人権	
16. 人身取引(性的搾取(さくしゅ)、強制労働等を目的とした人身取引)	
17. 東日本大震災に伴う人権問題	
18. その他(具体的に記入してください:	_)
19. 関心がない	

問 35 あなたは、人権のたいせつさを多くの人に知ってもらうには、どんな方法が 効果的だと思いますか。次の中から<u>いくつでも</u>選んでください。

1. 講演会、シンポジウム、研修会	
2. ワークショップ(参加者による少人数の討論会や参加体験型学習等)	
3. 展示会(資料、写真等)	
4. 広報紙、パンフレット、ポスター	
5. テレビ、ラジオ、映画、ビデオ、新聞、雑誌、インターネット等を利用した啓	発
6. 高齢化や障がいの体験学習	
7. 高齢者、障がい者、外国人等との交流会	
8. 自由な意見の交換ができる会合	
9. その他(具体的に記入してください:)
10. わからない	

問 36 2016 年(平成 28 年)に差別の解消を目的とした3つの法律が施行されました。あなたは、次の法律について知っていますか。次のアからウについて、1から4のあてはまる番号を<u>1つ</u>選んでください。

	知っている	多少は	知らない	知らない
ア 障害者差別解消法 * (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	1	2	3	4
イ ヘイトスピーチ解消法 (本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に 向けた取組の推進に関する法律)	1	2	3	4
ウ 部落差別解消推進法 (部落差別の解消の推進に関する法律)	1	2	3	4

[※] 法律名であるため、「障害」と表記しています。

※最後に、お互いの人権が尊重される社会づくりのために、豊後大野市の人権施策・人権教育に関するご意見、ご要望がありましたら下の空欄に自由にお書きください。

アンケートはこれで終りです。

長時間にわたりご協力、誠にありがとうございました。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日) (法律第百九号) 第百九十二回臨時国会

第三次安倍内閣

部落差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方 公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助 言を行う責務を有する。
- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担 を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ず るよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

- 第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

- 第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部 落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (平成二十八年六月三日)

(法律第六十八号)

第百九十回通常国会

第三次安倍内閣

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律をここに公布する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本的施策 (第五条—第七条)

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的 言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と 人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に 向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、 基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めると ともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければ ならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。
- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

- 第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に 対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解 決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

- 第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとと もに、そのために必要な取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に 対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組 を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

- 第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、 その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要 な取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日)

(法律第六十五号)

第百八十三回通常国会

第二次安倍内閣

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(第七条— 第十三条)

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条一第二十条)

第五章 雑則 (第二十一条—第二十四条)

第六章 罰則 (第二十五条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は 社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 - 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会 における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
 - 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年

法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる 機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び 第二項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあって は、当該政令で定める機関を除く。)
 - ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
 - 二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第 十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項 において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - へ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する 独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された 法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁 の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定 する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政 法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進 に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要である ことに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的

確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の 必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

- 第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施する ため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め なければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係 者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなけ ればならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表 しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

- 第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不 当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要と している旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害 者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

- 第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の 意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益 を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁 の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

- 第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。
- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これ を公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。 (地方公共団体等職員対応要領)
- 第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項 に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要 領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう 努めるものとする。
- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとする ときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう 努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、 遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に 協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。 (事業者のための対応指針)
- 第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。
- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。 (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)
- 第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に 定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることが できる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な 啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害 を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとす る。

(障害者差別解消支援地域協議会)

- 第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、 協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人 その他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

- 第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。
- 2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行う ものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための

取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を 公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又 は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地 方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、 その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

- 第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。 第六章 罰則
- 第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料 に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規 定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めること

ができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例に より、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

- 第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の 例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定 により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

- 第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規 定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第 十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

- 第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、 これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により 定められたものとみなす。

(政令への委任)

- 第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的 障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況につい て検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

(令和三年六月四日)

(法律第五十六号)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する 基本的な事項

第八条第二項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

第十四条中「できるよう」の下に「人材の育成及び確保のための措置その他の」を加える。

第十六条に次の一項を加える。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。附則この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

人権問題に関する市民意識調査 【報告書】

令和 4 (2022) 年 3 月

編集·発行 豊後大野市 人権·部落差別解消推進課 〒879-7198 豊後大野市三重町市場 1200番地 TEL 0974-22-1001 FAX 0974-22-3361